

富山県人権教育・啓発に関する基本計画

改定（案）

※ アンダーライン部分は、現行計画から追加又は修正した部分です。

網掛け部分は、第2回懇話会から修正した部分です。

目 次

第1章 基本的な考え方	1
1 基本計画策定の背景	1
(1) 国際社会における取組み	1
(2) 国内における取組み	3
2 基本計画策定の趣旨及び目的	6
3 基本計画の基本理念	7
4 基本計画の性格	8
第2章 人権問題の現状と課題	10
1 人権に関する県民意識調査	10
2 主な人権問題の現状と課題	14
(1) 女性	14
(2) こども	18
(3) 高齢者	20
(4) 障害のある人	23
(5) 感染症患者等	26
(6) 犯罪被害者等	30
(7) 同和問題（部落差別）	32
(8) アイヌの人々	34
(9) 外国人	35
(10) 刑を終えて出所した人等	37
(11) インターネットによる人権侵害	38
(12) 性的指向、ジェンダー・アイデンティティ	40
(13) 災害に起因する人権問題	44
(14) その他	44
第3章 あらゆる場を通じた人権教育及び人権啓発の推進	46
1 学校における人権教育	46
(1) 教育活動全体を通じた人権教育の推進	47
(2) 幼（保）・小・中・高・特別支援学校の連携による人権教育の推進	48
(3) 学校としての取組みの点検・評価	48
(4) 家庭・地域との連携による人権教育の推進	48
(5) 教育委員会における相談体制や教職員研修等の充実	48
(6) 大学等高等教育機関における人権教育の推進	49
2 地域や家庭における人権教育	49

3	人権に関わりの深い職業に従事する者に対する人権教育.....	51
(1)	教育関係職員	51
(2)	医療関係者	51
(3)	保健・福祉関係者	51
(4)	消防職員	52
(5)	警察職員	52
(6)	県・市町村の職員	52
(7)	マスメディア関係者	52
4	企業に対する人権啓発	53
5	県民一般に対する人権啓発	54
第4章	重要課題への対応	56
1	女性	56
(1)	男女共同参画の環境づくり	56
(2)	男女共同参画の意識づくり	56
(3)	チャレンジ支援機能の充実	56
(4)	職場における男女の平等の確保と就業環境の整備	56
(5)	配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援体制の強化	57
2	こども	57
(1)	こどもの発達の段階に応じた心の教育の充実	57
(2)	こどもの権利に関する啓発活動の推進	57
(3)	いじめなど学校での悩みに対応できる相談体制の充実	57
(4)	児童虐待防止対策の充実	58
(5)	家庭教育に関する学習機会や子育てに関する相談体制の充実	58
(6)	地域住民による子育て支援の促進	58
(7)	こどもを犯罪等の被害から守るための活動やこどもの健全育成の推進 ..	58
3	高齢者	58
(1)	高齢者の人権や福祉に対する意識啓発の推進	59
(2)	高齢者虐待の防止と権利擁護体制の整備	59
(3)	地域における介護サービスの充実	59
(4)	生きがい対策の充実と社会参加の促進	59
(5)	高齢者の知識や技術を生かす機会の拡充	60
(6)	福祉のまちづくりの計画的推進	60
(7)	悪質商法対策の推進	60
(8)	特殊詐欺等防止対策の推進	60
4	障害のある人	61

(1) 障害及び障害のある人に対する理解の促進.....	61
(2) 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止.....	61
(3) コミュニケーション支援体制の確立.....	62
(4) 住みよい生活環境の整備	62
(5) 個々のニーズに応じた障害福祉サービスの充実.....	62
(6) 社会参加活動の推進	63
(7) 雇用・就労の促進	63
5 感染症患者等	63
(1) H I V感染者等	63
(2) ハンセン病患者・回復者等	64
(3) 新たな感染症患者等	64
6 犯罪被害者等	65
(1) 犯罪被害者等支援に関する広報・啓発.....	65
(2) 犯罪被害者等に対する相談・支援体制の充実.....	65
(3) 性暴力被害者等への相談・支援体制の充実.....	65
7 同和問題（部落差別）	65
(1) 人権教育の推進	66
(2) インターネット上のモニタリングの実施.....	66
(3) 効果的な啓発活動の推進	66
8 アイヌの人々	66
9 外国人	66
(1) 相互理解を深めるための啓発活動等の推進.....	67
(2) 外国人も暮らしやすい地域づくり	67
(3) 外国人の活動を支援するためのネットワークづくり	67
10 刑を終えて出所した人等	67
11 インターネットによる人権侵害	68
(1) 情報モラル等についての啓発活動の推進.....	68
(2) 学校における情報モラル等についての理解を深める教育の充実	68
12 性的指向、ジェンダーアイデンティティ	68
(1) 性的指向、ジェンダーアイデンティティなど性の多様性に関する理解の促進 及び支援体制の整備	68
(2) 学校における相談、支援体制の充実.....	69
(3) 企業への啓発	69
(4) パートナーシップ宣誓制度の普及・利便性の向上.....	69
13 災害に起因する人権問題	70

14 その他	70
第5章 計画の推進	71
1 基本計画の推進体制	71
2 国・市町村等との連携	71
3 基本計画の見直し	71
[用語解説、参考統計資料]	72

第1章 基本的な考え方

1 基本計画策定の背景

(1) 国際社会における取組み

ア 国連と世界人権宣言

世界の平和や安全を維持し、各国間の友好関係を発展させることやすべての人々の人権・基本的自由を尊重するよう国際協力を達成すること等を目的として、1945(昭和20)年10月、国際連合(以下「国連」という。)が設立されました。

その国連憲章で定められた人権と基本的自由の具体的な内容は、「世界人権宣言」としてとりまとめられ、1948(昭和23)年12月に開催された第3回国連総会において採択されました。

世界人権宣言は、人権及び自由を尊重し確保するために、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準を定めたもので、前文と30カ条で構成され、第1条において「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを受けられており、互いに同胞の精神をもつて行動しなければならない。」と規定するとともに、第2条第1項において、「すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けすことなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。」と規定し、第3条以下で生命、自由及び身体の安全に対する権利をはじめ多くの基本的人権について規定しています。

また、1950(昭和25)年の第5回国連総会で毎年12月10日を「人権デー」として世界中で記念行事を行うことが決議されました。

イ 国際人権規約等人権関係の諸条約

世界人権宣言を実効あるものとするため、1966(昭和41)年12月、第21回国連総会において「国際人権規約」が採択されました。

この規約は、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約(「A規約」)」、「市民的及び政治的権利に関する国際規約(「B規約」)」※1 及び「市民的及び政治的権利に関する国際規約の選択議定書」から成り立っています。

さらに、個別の人権の保障のため、「あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約」(1965(昭和40)年12月採択。以下「人種差別撤廃条約」という。)※2、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(1979(昭和54)年12月採択。以下「女子差別撤廃条約」という。)※3、「児童の権利に関する条約」(1989(平成元)年11月採択。以下「子どもの権利条約」という。)※4、「障害者の権利に関する条約」(2006(平成18)年12月採択。以下「障害者権利条約」という。)など、多くの人権に関する条約が採択されています。

これらの条約では、国連に各条約の実施状況等を審査等するための委員会を設置するとともに、締約国は立法上、司法上、行政上その他措置及びこれらの措置によりもたらされた進歩等に関する報告を提出することとされています。また、委員会は、締約国から得た報告書及び情報の検討に基づく提案及び一般的な性格を有する勧告等を行うことができます。

ウ 人権教育のための国連10年

東西冷戦の終結後、世界各地において人種、宗教の対立などによる地域紛争が頻発し、人権侵害や難民の発生など深刻な状況が続いていました。

一方、東西対立の崩壊を契機として、人権問題に取り組む気運が次第に高まりを見せました。

1993(平成5)年6月、ウィーンで開催された国連世界人権会議※5において採択された「**ウィーン宣言**」及び行動計画の中で、人権分野における教育活動を促し、奨励し、かつ重視するために、「人権教育のための国連10年」の宣言の検討が行動計画に盛込まれたこと等を受けて、1994(平成6)年12月、第49回国連総会において、1995(平成7)年1月1日に始まる「人権教育のための国連10年」を宣言する決議と行動計画が採択されました。

この行動計画において、「人権教育」とは、「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」と定義されており、また、行動計画の目的を次のとおりとしています。

- ① あらゆる段階の学校、職業研修、及び公的、非公的な学習の場において人権教育を促進するためのニーズを評価し、効果的な戦略を策定すること
- ② 国際社会、地域、国内及び地方のレベルにおいて人権教育のための計画と能力を形成し、強化すること
- ③ 人権教育教材の調整のとれた開発
- ④ 人権教育の促進に果たすマスメディアの役割と能力の強化
- ⑤ 世界人権宣言をできる限り多くの言語、並びに様々なレベルの識字能力の人々及び障害を持つ人々に適するような言語以外の形式で世界的に普及させること

エ 人権教育のための世界計画

「人権教育のための国連10年」(1995～2004年)の終了後も、人権教育は必要であるとの認識から、国連では2005(平成17)年「人権教育のための世界計画」を開始しました。2005(平成17)年から2009(平成21)年までは初等・中等教育に焦点を当てた人権教育のための世界計画第1フェーズ、2010(平成22)年から2014(平成26)年までは高等教育と教育者や公務員に焦点を当てた同第2フェーズ、2015(平成27)年から2019(令和元)年までは、第1、第2フェーズの実施の強化とメディア専門家及び報道関係者への人権研修の促進に焦点を当てた同第3フェーズとされています。2020(令和2)年から**2024(令和6)年までは、青少年への人権研**

修の促進に焦点を当てた第4フェーズとされています。

オ 持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals:SDGs）

2015(平成27)年9月に国連で採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」は、国際社会全体の普遍的な目標として採択され、その中に持続可能な開発目標（SDGs）として17のゴール（目標）と169のターゲットが掲げられました。

2030アジェンダの冒頭にある「誰一人取り残さない」のキーワードは、2030アジェンダの根底に流れる基本的理念を示しており、女性、こども、若者、障害者、HIV感染者・エイズ患者、高齢者、先住民など脆弱な立場におかれた人々への取組みを求めていきます。

なお、SDGsとして掲げられた目標には、例えば、目標1「あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる」、目標3「あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する」、目標5「ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う」などが掲げられています。

本県においては、2019(令和元)年7月に「SDGs未来都市」に選定されたことを受け、SDGs達成に向けた各方面にわたる施策を展開し、持続可能な県づくりに取り組んでいます。

(2) 国内における取組み

ア 憲法

我が国の最高法規である憲法では、基本的人権の尊重を国民主権、永久平和主義とともにその基本原理としています。

そして、「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。」（第11条）と規定しています。

また、「この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。」（第97条）と規定しています。

このほか、国際人権規約をはじめ女子差別撤廃条約、こどもの権利条約、人種差別撤廃条約、障害者権利条約などの人権に関する条約が批准されています。

イ 人権擁護施策推進法

人権尊重を基本原理とする憲法の下において、人権尊重に関する認識が高まってきました。

しかしながら、依然として、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別などの人権侵害が発生し、また、国際化、情報化、高齢化、少子化等による社会情勢の変化等に伴い、人権に関する新しい課題も生じてきました。

こうした状況の中、同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について

検討した地域改善対策協議会※6 は、1996(平成8)年5月の意見具申において、依然として存在する差別意識の解消に向けた教育・啓発の推進と人権侵害による被害の救済等の充実強化を求めました。そして、「今後、差別意識の解消を図るに当たっては、これまでの同和教育や啓発活動の中で積み上げられてきた成果とこれまでの手法への評価を踏まえ、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・人権啓発として、発展的に再構築すべきと考えられる。その中で、同和問題を人権問題の重要な柱として捉え、この問題に固有の経緯等を十分に認識しつつ、国際的な潮流とその取組を踏まえて積極的に推進すべきである。」と提言しました。

こうした人権尊重の緊要性に関する認識の高まり、人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢に鑑み、同年12月、人権の擁護に関する施策の推進について、国の責務を明らかにするとともに必要な体制を整備することにより人権の擁護に資することを目的として、「人権擁護施策推進法」が制定されました。(5年間の限時法で、2002(平成14)年3月25日で失効。)

この法律においては、人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育・啓発に関する施策や人権が侵害された場合の被害者の救済に関する施策の推進が国の責務であることを明記しています。

また、施策の基本的事項を調査審議するため人権擁護推進審議会が設置され、1999(平成11)年7月に「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項について」、2001(平成13)年5月に「人権救済制度の在り方について」、同年12月に「人権擁護委員制度の改革について」の答申が行われています。

ウ 「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画

第49回国連総会において採択された「人権教育のための国連10年行動計画」を受けて、政府は1995(平成7)年12月、内閣に人権教育のための国連10年推進本部を設置し、1997(平成9)年7月、「『人権教育のための国連10年』に関する国内行動計画」(以下「国内行動計画」という。)を策定し、人権教育の推進を図ってきました。

この国内行動計画においては、「人権の擁護・促進のためには、そもそも人権とは何かということを各人が理解し、人権尊重の意識を高めることが重要であり、人権教育は、国際社会が協力して進めるべき基本的課題である。」としています。

そして、人権教育の推進にあたっては、1996(平成8)年5月の地域改善対策協議会意見具申に述べられている「世界の平和を願う我が国が、世界各国との連携・協力の下に、全ての人の人権が尊重され、あらゆる差別の解消を目指す国際社会の重要な一員として、その役割を積極的に果たしていくことは、『人権の世紀』※7 である21世紀に向けた我が国の枢要な責務と言うべきである。」との認識を踏まえることが重要であるとしています。

また、「憲法の定める基本的人権の尊重の原則及び世界人権宣言などの人権関係国際文書の趣旨に基づき、人権の概念及び価値が広く理解され、我が国において人権という普遍的文化を構築することを目的に、あらゆる場を通じて訓練・研修、広報、情報提供努力を積極的に行うことを目指とする。」としています。

さらに、「人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対して、人権教育に関する取組を強化する必要がある。」とするとともに、「女性、こども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等、刑を終えて出所した人等の重要課題に関して、それぞれ固有の問題点についてのアプローチとともに、法の下の平等、個人の尊重という普遍的な視点からのアプローチにも留意する。」としています。

エ 「人権教育のための国連10年」に関する富山県行動計画

国内行動計画においては、「人権の問題は、国民一人一人が人権の意識を高め、他者の価値を尊重する意識、態度の涵養が重要である。このためには、政府の果たす役割とともに、地方公共団体、民間団体等に期待される役割も大きい。」とし、さらに、「このため、地方公共団体、民間団体等がそれぞれの分野において、この行動計画の趣旨に沿った様々な取組を開拓することを期待する。」としています。

富山県においては、従来から、県民の人権尊重意識の高揚を図るため、様々な教育・啓発施策に取り組んできましたが、県民の間に人権尊重の理念についての正しい理解が未だ十分に定着していない状況にあると思われました。

このような状況を踏まえ、国内行動計画の趣旨に沿って、本県における人権教育・啓発に関する基本方針や施策の方向を示すため、2000(平成12)年3月に「『人権教育のための国連10年』に関する富山県行動計画」(以下「富山県行動計画」という。)を策定しました。

オ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

政府は、国内行動計画や人権擁護推進審議会の答申等を踏まえて、人権教育・啓発を総合的に推進するための諸施策を実施してきましたが、より一層の推進を図るために、人権教育・啓発に関する基本理念や国、地方公共団体、国民の責務を明らかにするとともに、基本計画の策定や年次報告等、所要の措置を法定することが不可欠であるとして、2000(平成12)年12月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」(以下「人権教育・啓発推進法」という。)が議員立法により制定されました。

同法第2条で、「この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動(人権教育を除く。)をいう。」と定義しています。

基本理念については、同法第3条で、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発

は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することが出来るよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。」と規定しています。

また、地方公共団体の責務として、同法第5条で、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と規定しています。

力 人権教育・啓発に関する基本計画

人権教育・啓発推進法第7条の規定に基づき、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、2002(平成14)年3月に「人権教育・啓発に関する基本計画」(以下「国の人権基本計画」という。)が、以下の方針の下に策定されました。2011(平成23)年4月には、一部変更が行われました。

- ① 広く国民の一人一人が人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得していく必要があり、そのためにはねばり強い取組が不可欠であるとの観点から、中・長期的な展望の下に策定する。
- ② 国内行動計画を踏まえ、より充実した内容のものとする。
- ③ 人権擁護推進審議会の人権教育・啓発に関する答申を踏まえ、「人権教育・啓発の基本的な在り方」及び「人権教育・啓発の総合的かつ効果的な推進を図るための方策」について検討を加える。
- ④ 基本計画の策定に当たっては、行政の中立性に配慮するとともに、地方公共団体や民間団体等関係各方面から幅広く意見を聴取する。

2 基本計画策定の趣旨及び目的

2002(平成14)年に策定された国の人権基本計画では、「地方公共団体、民間団体等がそれぞれの分野及び立場において、本基本計画の趣旨に沿った自主的な取組を展開することを期待する。」としています。

富山県においては、2000(平成12)年に策定した富山県行動計画に基づき、人権教育・啓発を総合的に推進してきましたが、「人権教育のための国連10年」が2004(平成16)年に終了し、2005(平成17)年から新たに「人権教育のための世界計画」がスタートしたことや、富山県行動計画の策定以後に女性・こども・高齢者・障害のある人など個々の人権問題に対応するための法律等が順次整備されてきたことなども踏まえて、人権教育・啓発推進法及び同法に基づく国の人権基本計画の趣旨に沿って富山県行動計画の内容を見直し、2007(平成19)年に「富山県人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。

さらに、2020（令和2）年には、策定から10年余りが経過し、この間、人権問題に対応するための法律等が順次整備され、また、社会環境の変化とともに新たな人権をめぐる課題も生じてきていることから、基本計画の内容を見直しました。

この基本計画は、富山県が今後実施すべき人権教育及び人権啓発についての基本方針を明らかにするとともに、人権に関する具体的な施策の方向を示すことを目的としています。

3 基本計画の基本理念

人権は、人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、誰もが個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むうえで基本となる権利です。

社会の中で様々な人権問題が生じている背景としては、人々の中に見られる同質性・均一性を重視しがちな性向や非合理的な因習的意識、世間体や他人の思惑を過度に気にする一般的な風潮、あるいは、物の豊かさを追い求め、心の豊かさを軽視する社会的風潮等があげられますが、国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会の急激な変化などもその要因になっていると考えられます。

より根本的には、一人ひとりに人権尊重の理念についての正しい理解が未だ十分に定着していないことが指摘されています。

また、地方は一般的に保守的であるとされていますが、富山県においても「進取の気性」がある反面、保守的な面もあり、その保守性から古いしきたりや風習に固執したり、閉鎖的になりがちであるとの指摘もあります。

こうした状況を克服し、すべての人が人権を享有し、平和で豊かな社会を実現するためには、一人ひとりが自分の人権のみならず他人の人権についても正しく理解し、その権利の行使に伴う責任を自覚して人権を相互に尊重しあうことにより、各人の人権が調和的に行はれ、人権の共存が達成されることが重要です。そのためには、一人ひとりに人権の意義やその重要性が知識として確実に身に付き、人権問題を直感的にとらえる感性や人権への配慮が日常生活においてもその態度や行動に現れるような人権感覚が備わっていくことが求められます。このことは、一人ひとりの心のあり方にかかわるものであることから、本来、社会を構成する人々の相互の間で自発的に達成されることが望ましく、各人が自分自身の課題として人権尊重精神の涵養を図ることが不可欠です。

同時に、差別や虐待のような一方的な人権侵害など様々な人権課題がある現状においては、人権に関する施策を推進する責務を負う国が、積極的な施策の推進を図ることはもとより、県が国、市町村その他の関係機関と連携しながら、幅広い人権教育・啓発活動を通じて、学校、地域、家庭、職場など身近なところからお互いの人権を尊重し合えるような環境づくりを進めていくことが重要です。

特に近年、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う人権侵害をはじめ、いじめや児童虐待、インターネット上での誹謗中傷、災害に起因する人権問題や性的少数者に係る人権問題等々、社会環境の変化に伴う新たな人権問題も生じています。

また、犯罪による被害者やその家族のプライバシー侵害等の人権侵害が社会問題となっています。

その背景として、命を大切にする心や他人を思いやる心が薄れてきていることが指摘されており、改めて命の尊さ・大きさや、自己がかけがえのない存在であると同時に他人もかけがえのない存在であること、他人との共生・共感の大切さを真に実感できるような教育・啓発が求められています。

また、国際化が進展する中にあって、広く県民の間に多様な価値観や生活様式を尊重し受け容れる心を育てていくことが強く求められていますが、これは、人間一人ひとりが異なる存在であることを認め合うことに他なりません。

人権教育・啓発推進法は、基本理念として、「国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。」と定めるとともに、地方公共団体に対し、「基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する」よう求めています。

また、富山県成長戦略では、この「ウェルビーイング」を、「自分らしく幸せに生きられること」や、「収入や健康といった外的的な価値だけでなく、キャリアなど社会的な立場、周囲の人間関係や地域社会とのつながりなども含めて自分らしくいきいきと生きられること」と説明し、施策を推進しています。

このため、富山県では、この人権教育・啓発推進法の基本理念に基づくとともに、県民一人ひとりのウェルビーイングを向上させるため、人権感覚が県民一人ひとりの意識と行動に定着するよう人権教育・啓発の着実な推進に努めるとともに、常に人権の視点を踏まえて施策を推進することにより、誰もが安心して心豊かに暮らせる人権尊重社会の実現を目指します。

4 基本計画の性格

この基本計画は、富山県が推進する様々な施策及び諸計画に対し、人権尊重の理念に基づく基本指針としての性格を有するものです。

この基本計画を踏まえ、現在既に実施されている諸施策及び今後実施しようとする諸施策を通じて、人権尊重の理念が広く県民の間に浸透し、実効性が確保されるよう努めるとともに、

県政の推進に当たっては、常に人権の視点に十分留意していくこととします。

また、SDGsの理念を踏まえながら、人権施策を進めていく計画とし、本計画においてSDGsの17の目標のうち、主に関係する目標は以下のとおりです。

- 1 貧困をなくそう
- 3 すべての人に健康と福祉を
- 4 質の高い教育をみんなに
- 5 ジェンダー平等を実現しよう
- 8 働きがいも経済成長も
- 10 人や国の不平等をなくそう
- 11 住み続けられるまちづくりを
- 16 平等と公正をすべての人に
- 17 パートナーシップで目標を達成しよう

第2章 人権問題の現状と課題

我が国においては、憲法の下において人権尊重主義は定着しつつありますが、今もなお、様々な人権問題が存在している状況にあります。

また、国際化、情報化、高齢化、少子化等の社会情勢の急激な変化なども、人権問題を複雑化させている要因となっていると考えられます。

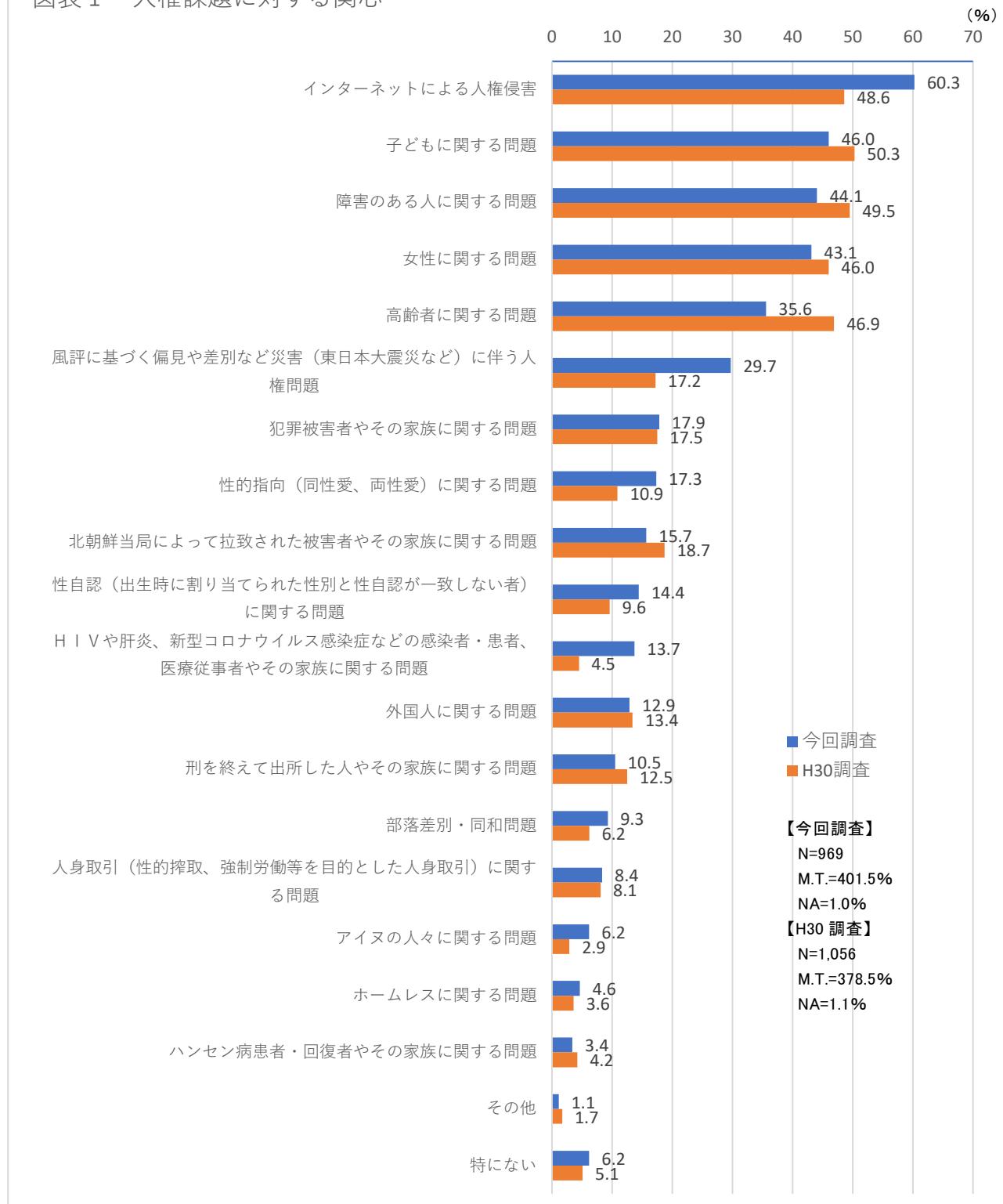
1 人権に関する県民意識調査

富山県では、人権問題に対する県民の意識について現状を把握し、今後の人権教育・啓発活動を効果的に推進していくうえでの基礎資料とするため、2023(令和5)年11月に「人権に関する県民意識調査」を行いました。

この調査において、関心のある人権課題を尋ねたところ、「インターネットによる人権侵害」、「子どもに関する問題」、「障害のある人に関する問題」、「女性に関する問題」などが上位となっています。

H30調査と比較すると、「インターネットによる人権侵害に関する問題」、「風評に基づく偏見や差別など災害（東日本大震災など）に伴う人権問題」、「性的指向（同性愛、両性愛）に関する問題」などが増加しています。

図表1 人権課題に対する関心



<図表中の記号の説明>

N : 質問に対する回答者総数で、この調査の回収数 969 が上限です。

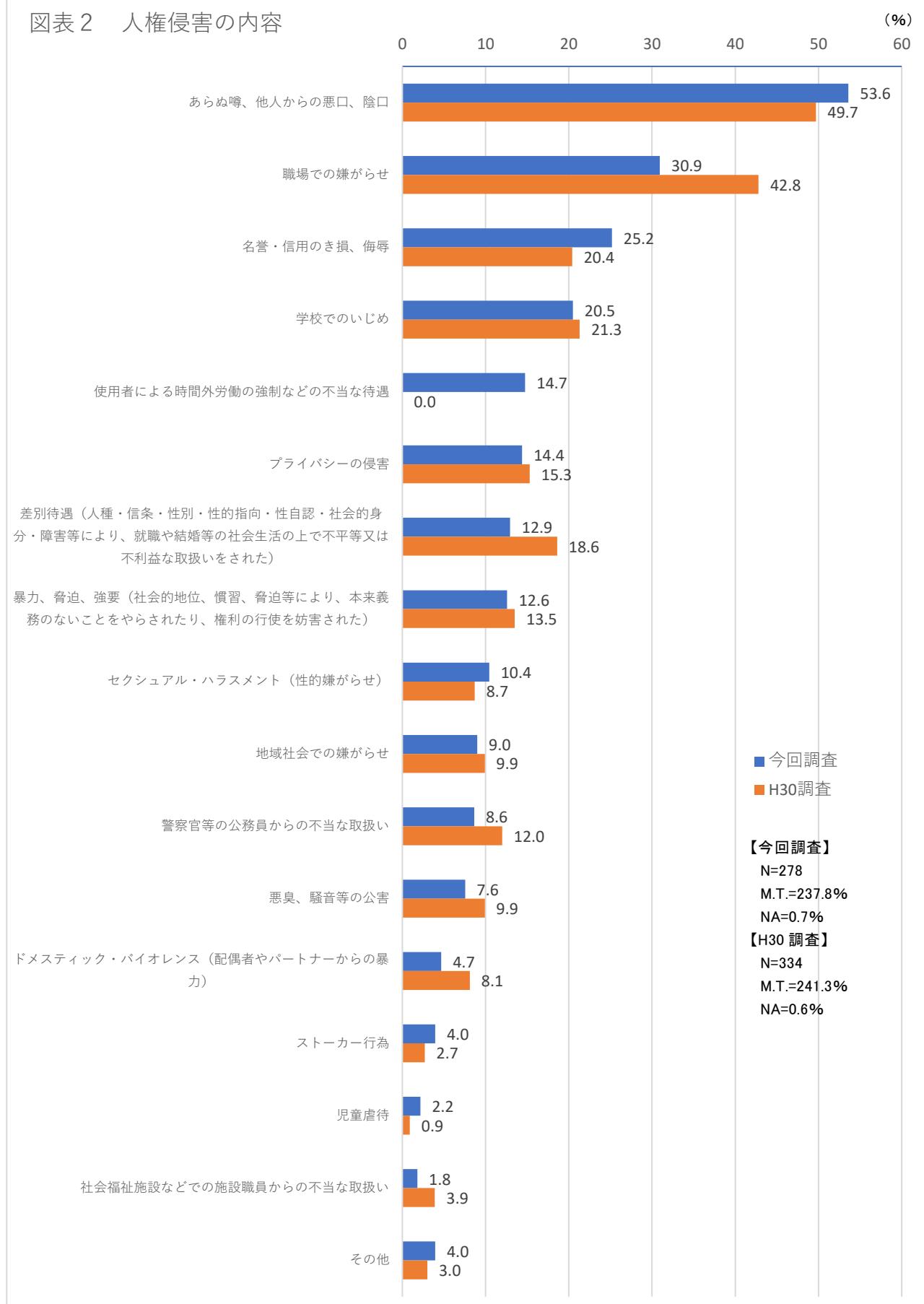
M. T. (Multiple Total) : 1つの質問に対して複数回答を求めた場合の回答数の合計を回答者数 (N) で割った比率で、その値は100%を超えます。

NA : 質問に回答しなかった人の割合 (%) です。

また、人権侵害の経験の有無について尋ねたところ、「ある」と答えた人の割合が28.7%、「ない」と答えた人の割合が69.9%で、「ある」と答えた人に人権侵害の内容を尋ねたところ、「あらぬ噂、他人からの悪口、陰口」と答えた人の割合が最も多く、以下、「職場での嫌がらせ」、「名誉・信用のき損、侮辱」、「学校でのいじめ」の順となっています。

H30調査と比較すると「あらぬ噂、他人からの悪口、陰口」、「名誉・信用のき損、侮辱」、「セクシュアル・ハラスメント（性的嫌がらせ）」などが高くなっている一方、「職場での嫌がらせ」、「差別待遇（人種・信条・性別・性的指向・ジェンダーアイデンティティ・社会的身分・障害等により、就職や結婚等の社会生活の上で不平等又は不利益な取扱いをされた）」「警察官等の公務員からの不当な取扱い」などは低くなっています。

図表2 人権侵害の内容



2 主な人権問題の現状と課題

(1) 女性

我が国の女性の人権保障は、参政権や教育分野における男女の機会均等、教育内容の平等化に始まり、憲法においても、性別等による政治的、経済的、社会的関係における差別を禁止するとともに、家庭生活における両性の平等が明文化されることによって、法的には男女の平等な取扱が保障されることになりました。

しかし、現実には、“男性と女性は同じ人間として尊厳や価値において平等だが、生まれ持った特性が違うのだから、それに応じて異なった役割を与えられていても差別に当たらない”という「特性論」の考え方方が根強く、「男は仕事、女は家庭」といった性別役割分担意識が固定化され、女性の社会進出を阻んできました。

このような事象は我が国特有のものではなく、世界的に見られたことから、その特性論を払拭し、実質的な平等を達成しようとする動きが活発になり、1979(昭和54)年12月、国連において女子差別撤廃条約が採択されました。

我が国においては、この条約の批准等を契機に男女平等の実質化に向けて法体系の整備等が図られてきました。

1999(平成11)年6月に、“男女共同参画社会※8 の実現”を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題として位置付けた「男女共同参画社会基本法」が制定されました。これを受け、2000(平成12)年12月に「男女共同参画基本計画」が策定され、2020(令和2)年12月にこの計画の第5次計画が策定されました。

また、雇用の場において未ださまざまなもの形の男女差別が行われている実情等を踏まえて、2006(平成18)年6月に、差別禁止の対象を女性労働者から男女労働者双方に改めるなど性差別禁止の範囲の拡大、妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止、セクシュアルハラスメント(以下「セクハラ」という。)※9 対策等を内容とする「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(以下「男女雇用機会均等法」という。)の改正が行われました。さらに、2019(令和元)年の法改正により、セクシュアルハラスメント防止対策について、事業主に相談したこと等を理由とする不利益取扱いの禁止や、自社の労働者が他社の労働者にセクシュアルハラスメントを行った場合の協力対応が加わりました。

これに加え、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に發揮されることが一層重要となっていることから、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力ある社会の実現を図るため、2015(平成27)年9月に、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が制定されました。また、2019(令和元)年6月の改正では、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大、女性活躍の推進に関する情報公表の強化等が盛り込まれました。

本県においては、2001(平成13)年3月に、男女の人権が尊重され、豊かで活力ある社会の実

現を目指していくため「富山県男女共同参画推進条例」を制定するとともに、同年11月には、条例に基づく県の基本的な計画として「富山県民男女共同参画計画ーともに輝く共生プランー」を策定し、社会のあらゆる分野における男女共同参画の推進に向けての取組みを進めてきました。

しかしながら、2021(令和3)年11月に本県が実施した男女共同参画社会に関する意識調査では、「夫は仕事、妻は家庭」という考え方※10 に「反対」の人の割合は全体で56.3%、前回(2015(平成27年)年)調査に引き続き、男性の「反対」も5割を超えている一方で、依然として「社会通念・慣習等」、「政治」の分野では、約7割の人が不平等(男性の方が優遇されている)と感じているという結果になっています。

このように、本県においては、意識面では固定的な性別役割分担意識の減少傾向がみられるものの、依然として女性の不平等感には根強いものがあります。

特に、家庭においては、家事等の役割分担は「夫婦〔同じ程度〕」が、家事、育児のいずれについても前回調査より増加しているものの、家事、育児の約7割は依然として妻が主に担つており、介護については「妻」の割合が前回調査より増加しました。女性の社会進出が進む中にあって、女性に対し過重な負担がかかるケースも多く見受けられます。このような現状を踏まえて2023(令和5)年3月に「富山県民男女共同参画計画」(第5次)を策定し、固定的な性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス※11)への気づきと解消に向けた取組みを推進しています。

また、雇用に関しては、本県の女性の就業率※12 は全国平均を上回っていますが、その中にあって、女性の管理職への登用率※13 は全国平均より低いほか、賃金面での男女格差※14 があります。また、男性に比べて女性の非正規職員の割合が高い状況※15 も見られます。

一方、女性に対する暴力問題に関しては、2000(平成12)年5月に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が制定されたのに続き、2001(平成13)年10月には「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「DV防止法」という。※16)が制定され、同年から毎年11月12日～同月25日を「女性に対する暴力をなくす運動」期間として様々な取組みが行われています。

このDV防止法については、これまでに5回の改正が行われ、2004(平成16)年6月の改正では、暴力の定義や保護命令制度が拡大され、2007(平成19)年7月の改正では、基本計画の策定及び配偶者暴力相談支援センターの設置を市町村の努力義務とするなど、市町村における取組みの促進が図されました。また、2013(平成25)年7月の改正では、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその被害者もDV防止法の適用対象となりました。2019(令和元)年6月の改正では、相互に連携・協力すべき関係機関として児童相談所が法文上明確化されました。2023(令和5)年5月の改正では、保護命令の対象被害が身体的DVだけでなく、言葉や態度で相手を追い詰める精神的DVまでに拡大されました。

女性に対する暴力問題に関しては、配偶者からの暴力のほか、高校生や大学生など若い世代におけるデートDV※17 の問題も指摘されており、被害が顕在化※18 する中、本県では、国「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせ、2002(平成14)年から「女性への暴力根絶キャンペーン」、2011(平成23)年からは「とやまパープルリボンキャンペーン」を実施しています。

2019(令和元)年10月に実施した「男女間における暴力に関する調査」では、DV被害を経験した人は全体の25.6%にのぼり、県民の約4人に1人がDV被害経験者であることが分かりました。

この結果を踏まえ、2021(令和3)年3月には第4次「富山県配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」を策定し、DVの未然防止をはじめ、被害者の相談から自立にいたるまでの総合的な施策を展開し、暴力のない社会の実現に向け取り組んでいます。

また、職場等におけるセクハラやアダルトビデオ出演強要問題・「JKビジネス」問題※19など、若年層を対象とした性的な暴力の問題もあります。

2017年(平成29年)6月には、110年ぶりに性犯罪に関する刑法が改定され、女性のみならず、総合的な取組みを進めていくことが、重要であるとされています。

さらに、女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、2022(令和4)年5月に、困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が成立しました。

本県においては、2024(令和6)年3月に「富山県困難な問題を抱える女性支援基本計画」を策定し、市町村、関係機関、民間団体等と連携を図りながら、すべての女性の人権が尊重され、安心かつ自立して暮らすことができるよう各種取組みを進めることとしました。

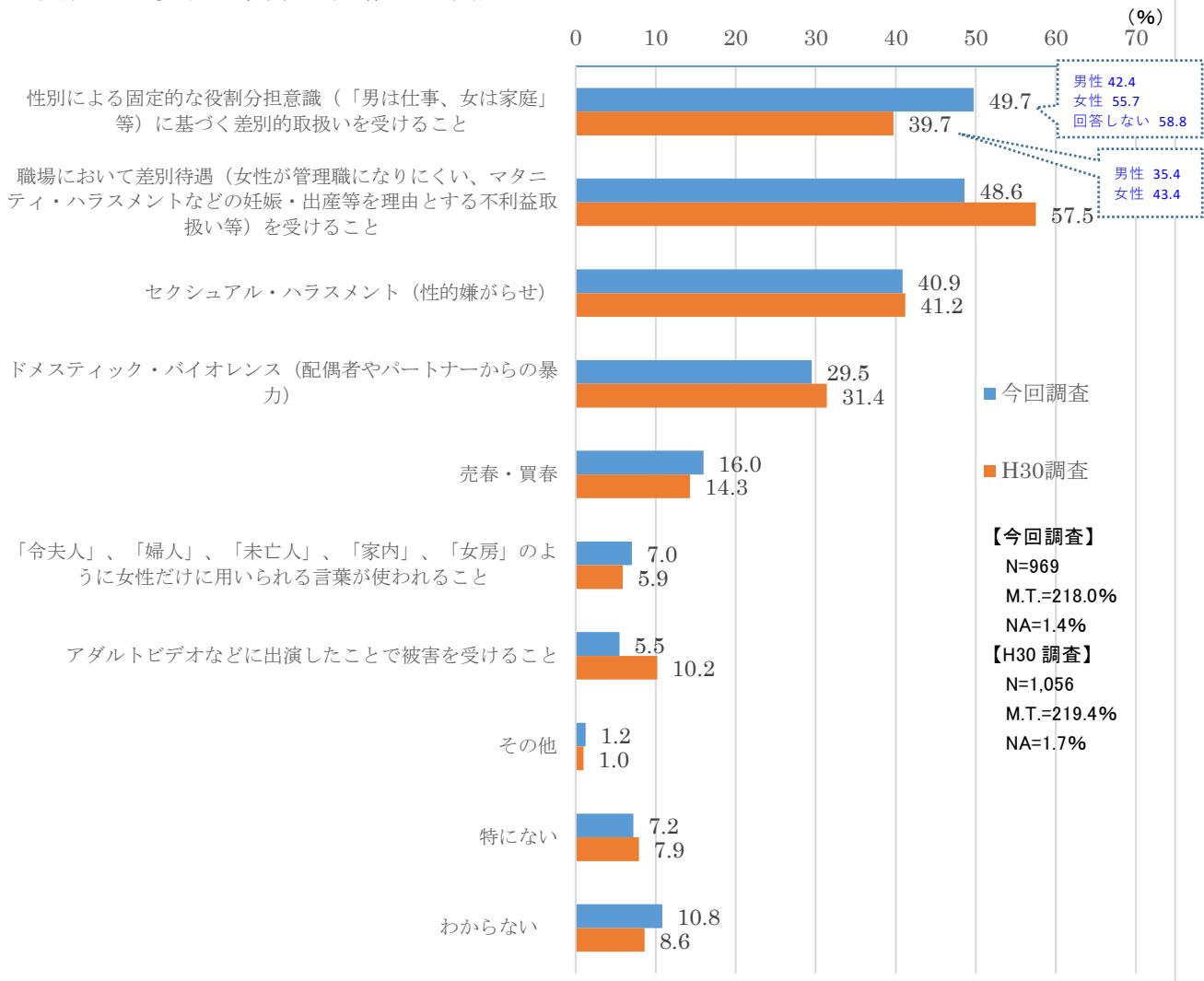
○ 「人権に関する県民意識調査」より

女性に関する人権上の問題点として、「性別による固定的な役割分担意識に基づく差別の取扱いを受けること」、「職場において差別待遇を受けること」、「セクシュアル・ハラスメント」という順になっています。

また、「性別による固定的な役割分担意識に基づく差別の取扱いを受けること」を人権上の問題点としてとらえる割合に男女間で差が見られます。

H30調査と比較すると、「性別による固定的な役割分担意識（「男は仕事、女は家庭」等）に基づく差別の取扱いを受けること」が高くなっている一方、「職場において差別待遇（女性が管理職になりにくい、マタニティ・ハラスメントなどの妊娠・出産等を理由とする不利益取扱い等）を受けること」が低くなっています。

図表3 女性に関する人権上の問題点



(2) こども

我が国が1994(平成6)年4月に批准し、同年5月に発効した子どもの権利条約は、従来、こどもはもっぱら保護される客体であるととらえられてきた「こども観」の転換を求め、こどもも独立した人格を持ち、権利を享受し行使する主体ととらえています。

しかし、現実には、「こどもだから」「こどものためだから」などの理由により、こどもが一人の人間として自立していくうえで必要な権利を制限されていることが指摘されています。

また、近年、核家族化や少子化、共働き家庭の増加※20など、こどもたちが生まれ育つ家庭や地域の環境が大きく変化する中、こどもたちの間のひやかし、からかい、仲間はずれ等のいじめや嫌がらせ、暴力行為、教職員による体罰、親等によるこどもへの虐待、SNS等インターネットを利用した児童買春など、様々な問題が生じています。

いじめ等の背景には、核家族化、少子化によるこどもの対人関係の未熟さ、受験競争等によるストレス等のほか、親をはじめとする大人から受ける影響、地域社会の正義感や連帯感の希薄化等が指摘されていますが、その根底には、他人に対する思いやりやいたわり、自分の価値や尊厳が周囲の人々から尊重されているといった人権尊重の理念に対する正しい理解やこれを実践する態度が十分に備わっていないことがあると思われます。こうした中、国においては、2013(平成25)年9月に「いじめ防止対策推進法」が施行されました。また、本県では、2014(平成26)年3月に「富山県いじめ防止基本方針」を策定し、2021(令和3)年4月に改定しています。

暴力行為や体罰などは、学校内における児童生徒同士や教職員と児童生徒という関係の中で被害が顕在化しにくい面があり、人権侵害を未然に防ぐためにも、教職員が一体となった人権教育の取組みが求められます。

児童虐待※21は、主として家庭内で起こり、しかも親子の絆と愛憎が絡むものであることから顕在化しにくく、その対応にも相当な困難が伴います。

また、児童買春の背景となっている大人社会における利己的な風潮や金銭等物質的な価値を優先する考え方などを社会全体で問いかけていく必要があります。

こうした中、国においては、1999(平成11)年5月に「児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律」が制定されました。

また、2000(平成12)年5月に「児童虐待の防止等に関する法律」が制定され、児童虐待が児童の人権を著しく侵害するものと明文化され、児童に対する虐待の禁止、児童虐待の予防及び早期発見その他の児童虐待の防止に関する国及び地方公共団体の責務、虐待を受けた児童の保護及び自立支援のための措置等が定められています。

さらに、きめ細かい地域の子育て支援や児童虐待防止対策など、すべてのこどもと子育てを大切にする取組みを推進するため、2003(平成15)年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、2004(平成16)年6月に「少子化社会対策大綱」、同年12月に「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画（子ども・子育て応援プラン）」が策定されました。

本県では、次世代育成支援対策推進法に基づく富山県行動計画として、次世代を担うかけがえのないこどもたちが、尊重され、たくましく健やかに育つ社会を形成するため、2020(令和2)年3月に新たな「子育て支援・少子化対策に関する基本計画」を策定し、こどもの権利の尊重、児童虐待防止対策の充実、家庭や地域における子育ての支援、職場における子育て支援の促進、次世代の親となる「こども・若者」の育成等少子化対策を含めた総合的なこども政策を推進しています。

2016(平成28)年の児童福祉法等の改正では、こどもが権利の主体であることが明確になり、児童虐待について、発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化を図るための措置が定められるとともに、2019(令和元)年6月の改正では、親権者等の体罰禁止や市町村及び児童相談所の体制強化等が盛り込まれました。2022(令和4)年6月の改正では、児童虐待の相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化、こどもの意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備等を行うこととされました。

2022(令和4)年6月には、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が制定され、「全てのこどもについて、個人として尊重されること・基本的人権が保障されること・差別的取扱いを受けることがないようにすること」などを基本理念として、こども施策を行わなければならないとされました。

さらに、2023(令和5)年12月には、こども施策を総合的に推進し、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」を目指し、「こども大綱」が策定されました。

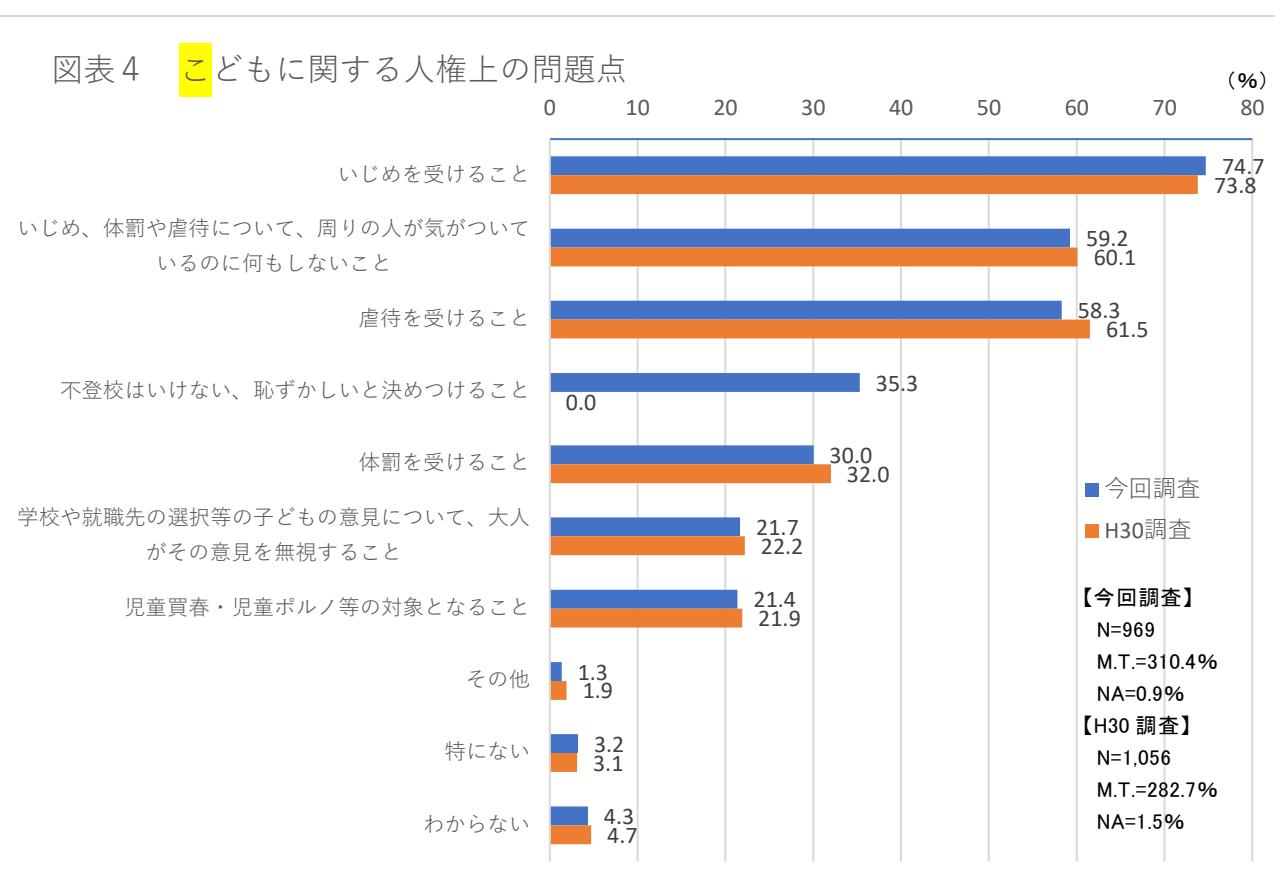
また、近年、こどもが被害者となる事件が各地で多発していることから、こどもたちの生命や安全を守るため、地域では学校や自治会等諸団体が連携しながら、通学時の安全を守る活動を展開しています。

○ 「人権に関する県民意識調査」より

子どもに関する人権上の問題点として、「いじめを受けること」、「いじめ、体罰や虐待について、周りの人が気が付いているのに何もしないこと」、「虐待を受けること」という回答が上位となっています。

H30調査と比較すると、「いじめを受けること」が増加している一方、「虐待を受けること」が減少しています。

図表4 こどもに関する人権上の問題点



(3) 高齢者

平均寿命の大幅な伸びや少子化などを背景として、社会の高齢化が急速に進んでおり、介護保険制度がスタートした2000(平成12年)には、日本の総人口に占める65歳以上の人々の割合(高齢化率)が17%に達し、2025(令和7年)には30%となり、国民の約3人に1人が高齢者という本格的な高齢社会が到来すると予測されています。また、高齢化に伴い、2025(令和7年)には認知症の人の数は約700万人となり、65歳以上高齢者の約5人に1人が認知症と見込まれています。

特に富山県の高齢化※22 は、全国平均を上回る速さで進んでおり、高齢化の進展に伴い、介護を要する高齢者が増加するものと推計※23 されています。また、75歳以上の後期高齢者の増加に伴い、認知症の人※24 の増加が予想されています。

しかし、加齢に伴う判断能力の低下や身体機能の減退は個人で差があり、年齢で一律に判断することはできません。現実には、心身の状況により様々なサービスを必要としたり、加齢による障害のために介護を要する高齢者が増加する一方で、働く意欲と能力を持ち、可能な限り自立して快適な生活を送りたいと考えている高齢者も数多く存在することを念頭におく必要があります。

世界に例を見ない高水準の高齢社会の到来を踏まえ、本県では、1994(平成6)年3月、高齢者が健康で生きがいをもっていきいきと暮らせる社会の形成を目指した「富山県高齢者保健福祉計画」を策定し、生きがいづくり・社会参加の促進などの施策に積極的に取り組んできま

した。

国においては、1995（平成7）年11月に「高齢社会対策基本法」が制定され、基本理念として、国民が生涯にわたって「就業その他の多様な社会活動に参加する機会が確保される公正で活力ある社会」、「社会を構成する重要な一員として尊重され、地域社会が自立と連帶の精神に立脚して形成される社会」及び「健やかで充実した生活を営むことができる豊かな社会」を構築することを定め、基本的施策として、就業・所得、健康・福祉、学習・社会参加、生活環境などの分野別に、国が講じるべき施策を掲げています。また、同法に基づいて政府が作成した「高齢社会対策大綱」（2018(平成30)年2月閣議決定）においては、高齢社会対策の基本的かつ総合的な指針を提示しています。

国際的にも、2002（平成14）年4月、マドリッドで開催された第2回高齢者問題世界会議で採択された「高齢化に関するマドリッド国際行動計画2002」において、「地域社会及び経済に対する高齢者の貢献を認識し、奨励し、支援することを、各国の政策立案者が取り組むべき優先事項としています。

しかしながら、介護を要する高齢者に対する家庭や施設における身体的・心理的虐待、他の年齢層に比較して有効求人倍率※25 が非常に低く再就職が難しい、高齢者の財産を家族等が本人に無断で処分する等の問題が生じています。

このような様々な類型の高齢者に対する虐待等が深刻な状況となっていることから、2005（平成17）年11月には「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「高齢者虐待防止・養護者支援法」という。）が制定されました。この法律では、65歳以上の高齢者の権利の養護に資することを目的に、虐待を受けた高齢者に対する保護のための措置、養護者による虐待防止のための支援や財産上の不当取引による被害の防止などを規定しています。

これらを踏まえ、本県では、2024(令和6)年3月、すべての高齢者が人として尊重され、健康で生きがいを持ちながら住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の構築を目指して、「富山県高齢者保健福祉計画」の見直しを行い、高齢者の権利擁護体制の整備などの施策に取り組んでいます。

認知症については、国では、誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることなども含め、多くの人にとって身近なものになっているとし、「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進するための「認知症施策推進大綱」を2019(令和元)年6月にとりまとめました。

本県では、認知症施策推進大綱に基づき、認知症の人が住み慣れた地域で住み続けられるよう、認知症への理解を深めるための普及・啓発などの施策に取り組んでいます。

こうした中、国では2023(令和5)年6月、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進することを目的に、「共生社会

の実現を推進するための認知症基本法」を制定し、2024(令和6)年1月から施行されています。

また、急速な高齢化の進行に対応し、労働意欲と能力に応じて高齢者が働き続けられる環境の整備を目的に2012(平成24)年には、「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」が改正されました。これにより希望者全員が65歳まで雇用を継続できるよう措置が取られています。さらに、2021（令和3）年の法改正により、働く意欲がある高齢者がその能力を十分に発揮できるよう、高齢者が活躍できる環境の整備を目的に70歳まで雇用を継続できるよう措置を講じることが努力義務化されました。

本県においても、専門知識・技術を有するシニア人材と県内企業とのマッチングを推進するため、ハローワーク富山と一体となり、とやまシニア専門人材バンクを設置し、仕事の相談から紹介までをワンストップで支援し、国や関係機関と連携しながら、高齢者の多様な就労ニーズに応じた雇用・就業機会の確保に取り組んでいます。また、高齢者が意欲と能力に応じて地域社会の支え手として働けるよう、シルバー人材センターの取組みを支援しています。

○ 「人権に関する県民意識調査」より

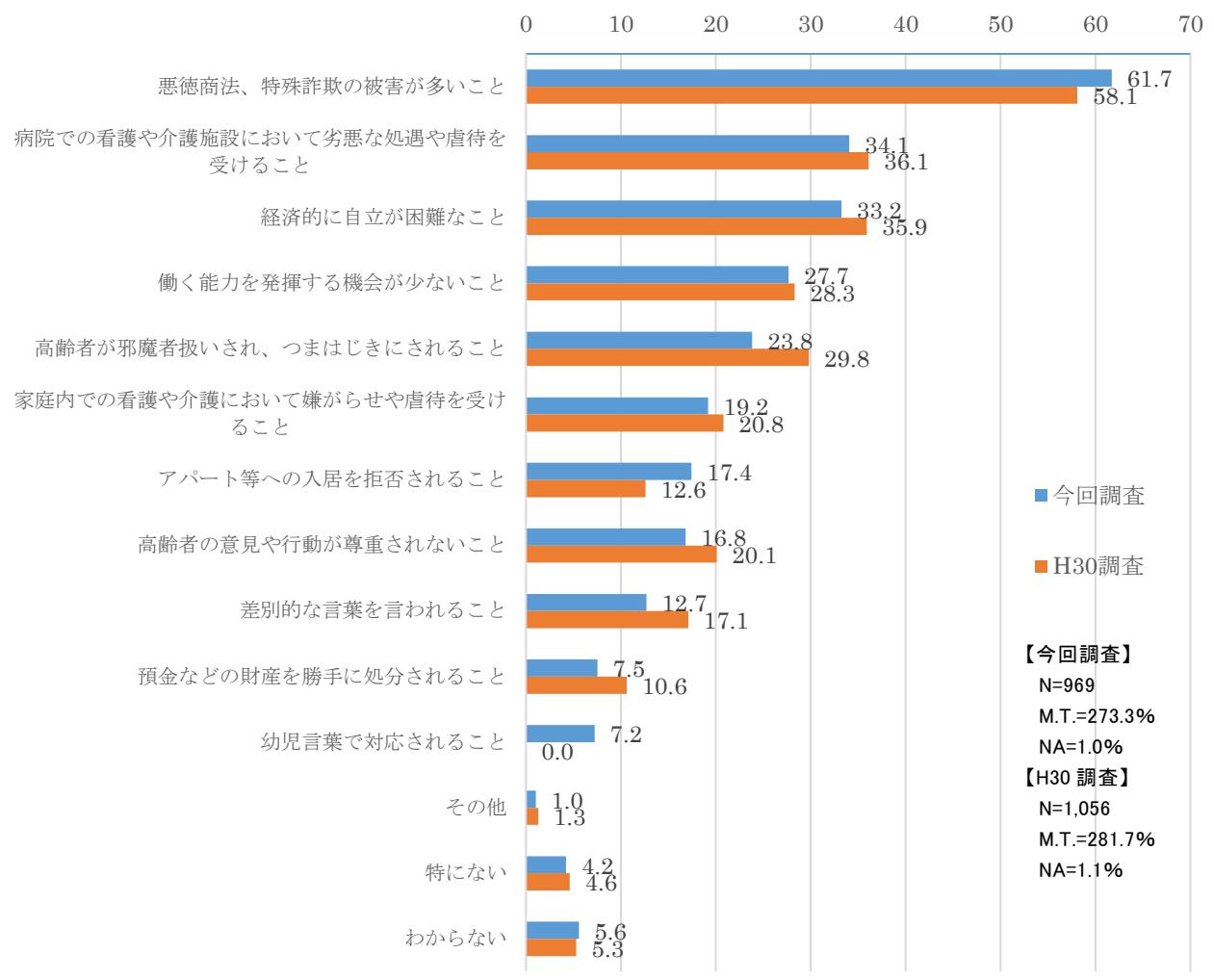
高齢者に関する人権上の問題点として、「悪徳商法、特殊詐欺の被害が多いこと」、「病院での看護や介護施設において劣悪な処遇や虐待を受けること」、「経済的に自立が困難なこと」という回答が上位となっています。

また、60歳以上の年齢層で、「高齢者の意見や行動を尊重されないこと」を挙げた人が、他の年齢層に比べて多くなっています。

H30調査と比較すると、「悪徳商法、特殊詐欺の被害が多いこと」が増加している一方、「高齢者が邪魔者扱いされ、つまはじきにされること」が低くなっています。

図表5 高齢者に関する人権上の問題点

(%)



(4) 障害のある人

本県の身体障害者は42,251人（2023(令和5)年度末身体障害者手帳所持者）、知的障害者は8,935人（2023(令和5)年度末療育手帳所持者）、精神障害者は9,299人（2023(令和5)年度末精神障害者保健福祉手帳所持者）となっています。

我が国では、「国連障害者の十年」の国内行動計画として、昭和57年に障害者施策に関する初めての長期計画である「障害者対策に関する長期計画」が策定されました。現在は、2023(令和5)年度から2027(令和9)年度までを計画期間とする「障害者基本計画（第5次）」により、障害者施策の総合的な推進が図られています。

「障害者基本計画（第5次）」では、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指しています。同計画では、障害のある人を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉え、障害のある人が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障害のある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障

壁を除去するため、政府が取り組むべき障害者施策の基本的な方向を定めています。

本県においても、2024(令和6)年3月に「富山県障害者計画(第5次)」(計画期間:2024(令和6)年度から2029(令和11)年度まで)を策定し、年齢や障害の有無等にかかわらず、誰もが安心・幸せを感じる“ウェルビーイング”を目指す「とやま型地域共生社会」の構築を目指し、障害福祉施策の一層の充実を図っています。

障害のある人の社会参加・参画をより実質的なものとするためには、障害のある人の活動を制限し、社会参加を制約している諸要因を除去するとともに、障害のある人が自らの能力を最大限發揮し、自己実現できるよう支援することが求められています。

こうした中、2006(平成18)年12月に国連総会において、障害のある人の差別禁止と社会参加を目的とする「障害者の権利に関する条約」が全会一致で採択され、我が国は、2007(平成19)年9月にこの条約に署名しました。国では、条約の締結に必要な国内法の整備などの検討を行うため、2009(平成21)年12月に「障がい者制度改革推進本部(本部長:内閣総理大臣)」を設置し、2010(平成22)年6月に「障害の有無にかかわらず、相互に個性の差異と多様性を尊重し、人格を認め合う共生社会の実現を図ることを趣旨とする「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」を閣議決定しました。

この基本的な報告に基づき、2011(平成23)年6月に障害のある人の権利利益を擁護するための「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が制定されるとともに、同年8月に「障害者基本法」が一部改正され、障害者の定義の見直しや、基本原則に「差別の禁止」が掲げられる等の改正がなされました。

一方、2013(平成25年)5月には、「成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律」が成立、公布され、成年被後見人の方は、選挙権・被選挙権を有することとされました。

また、2013(平成25)年6月には、障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、「障害を理由とする差別の解消に関する法律」が公布され、2016(平成28)年4月に施行されました。(2021(令和3)年の改正(令和6年4月施行)では、事業者による社会的障壁の除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供の義務化などが盛り込まれました。)

さらに、2013(平成25)年6月の「障害者の雇用の促進等に関する法律」の改正により、2016(平成28)年4月から雇用の分野における障害のある人に対する差別の禁止及び合理的配慮の提供が義務付けられました。企業の障害者雇用の促進に向けて、障害者法定雇用率※26は段階的に見直しが行われており、2023(令和5)年7月の同法施行令の改正により、2024(令和6)年4月から2.5%、2026(令和8)年7月から2.7%に引き上げられました。

これらの国内法の整備を経て、2014(平成26)年1月に我が国は「障害者の権利に関する条約」を批准しました。

本県においては、2014(平成26)年12月に制定された「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」が2016(平成28)年4月に施行され、条約・法律と相

まって、基本的人権を享有する個人としての尊厳が重んぜられることや障害者差別の解消など、すべての障害のある人が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することとしています。この条例では、施行当初から「何人も」と全ての人を対象として、合理的な配慮の提供をしなければならないと義務付けています。

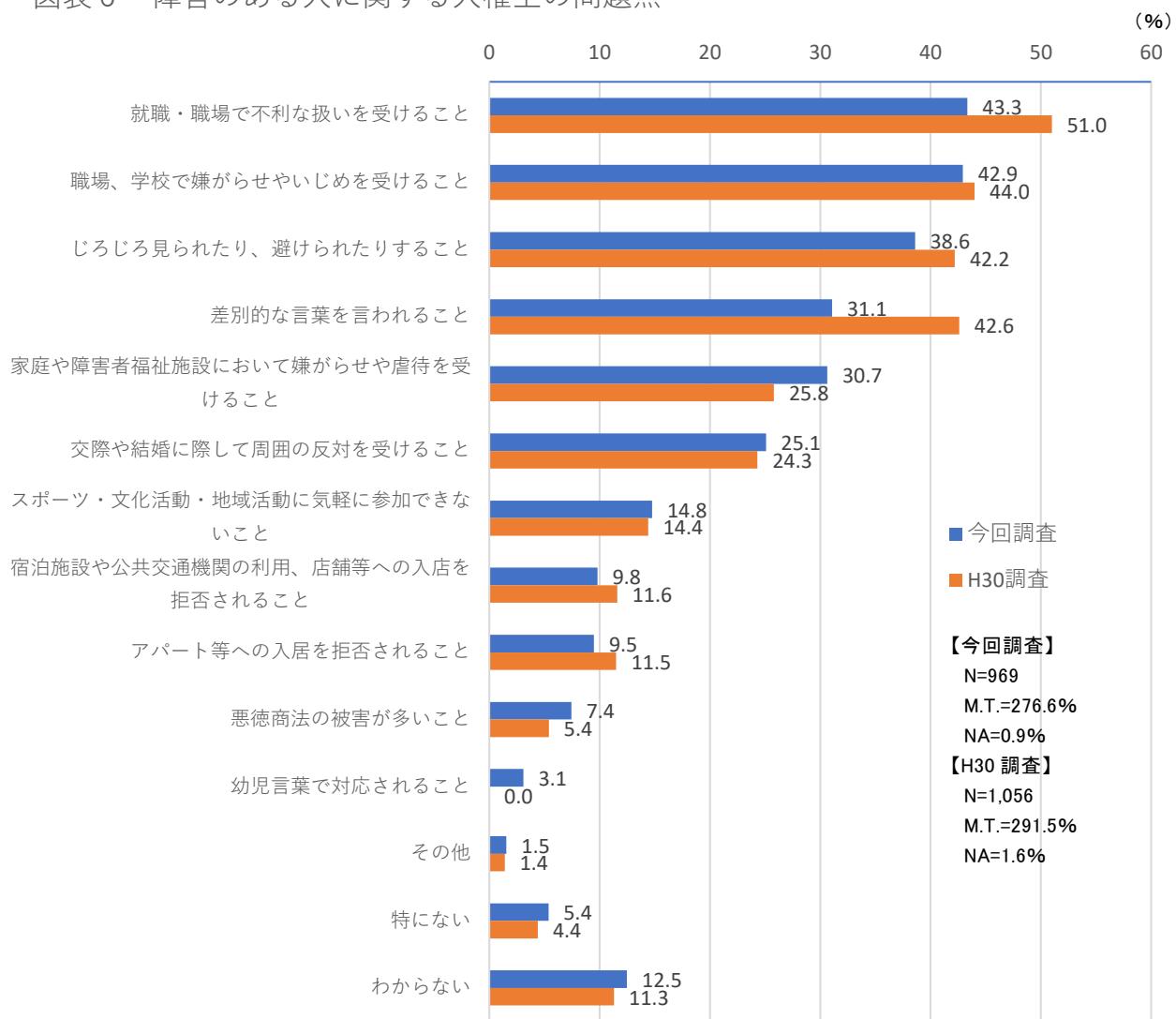
また、2018(平成30)年4月に「富山県手話言語条例」が施行され、手話が言語であるとの認識のもと、手話の普及等に取り組むこととしています。

○ 「人権に関する県民意識調査」より

障害のある人に関する人権上の問題点として、「就職・職場で不利な扱いを受けること」、「職場、学校で嫌がらせやいじめを受けること」、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」、「差別的な言動をされること」という回答が上位となっています。

H30調査と比較すると、「家庭や障害者福祉施設において嫌がらせや虐待を受けること」が増加している一方、「差別的な言葉を言われること」、「就職・職場で不利を受けること」が減少しています。

図表6 障害のある人に関する人権上の問題点



(5) 感染症患者等

医学・医療の進歩により、多くの感染症の予防や治療が可能となっていましたが、感染症に対する正しい知識と理解が十分でないために、患者や感染者、さらに家族が差別されることがあります。感染症に対する正しい知識と理解を深めることや感染者患者等の人権に配慮することが必要です。

ア HIV感染者等

1998(平成10)年10月に制定された「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」(以下「感染症法」という。)の前文においては、「過去にハンセン病、後天性免疫不全症候群※27 等の感染症の患者等に対するいわれのない差別や偏見が存在したという事実を重く受け止め、これを教訓として今後に生かすことが必要である。」とされています。

本県では、感染症法に基づき1999(平成11)年10月に国が策定した「後天性免疫不全症候

群に対する特定感染症予防指針」(2018(平成30)年1月改正)に基づき、県民に対しHIV感染症に関する正しい知識の普及・啓発を図り、差別や偏見の解消に努めるとともに、HIV感染者及びエイズ患者（以下「HIV感染者等」という。）に対する相談支援体制の充実に努めています。

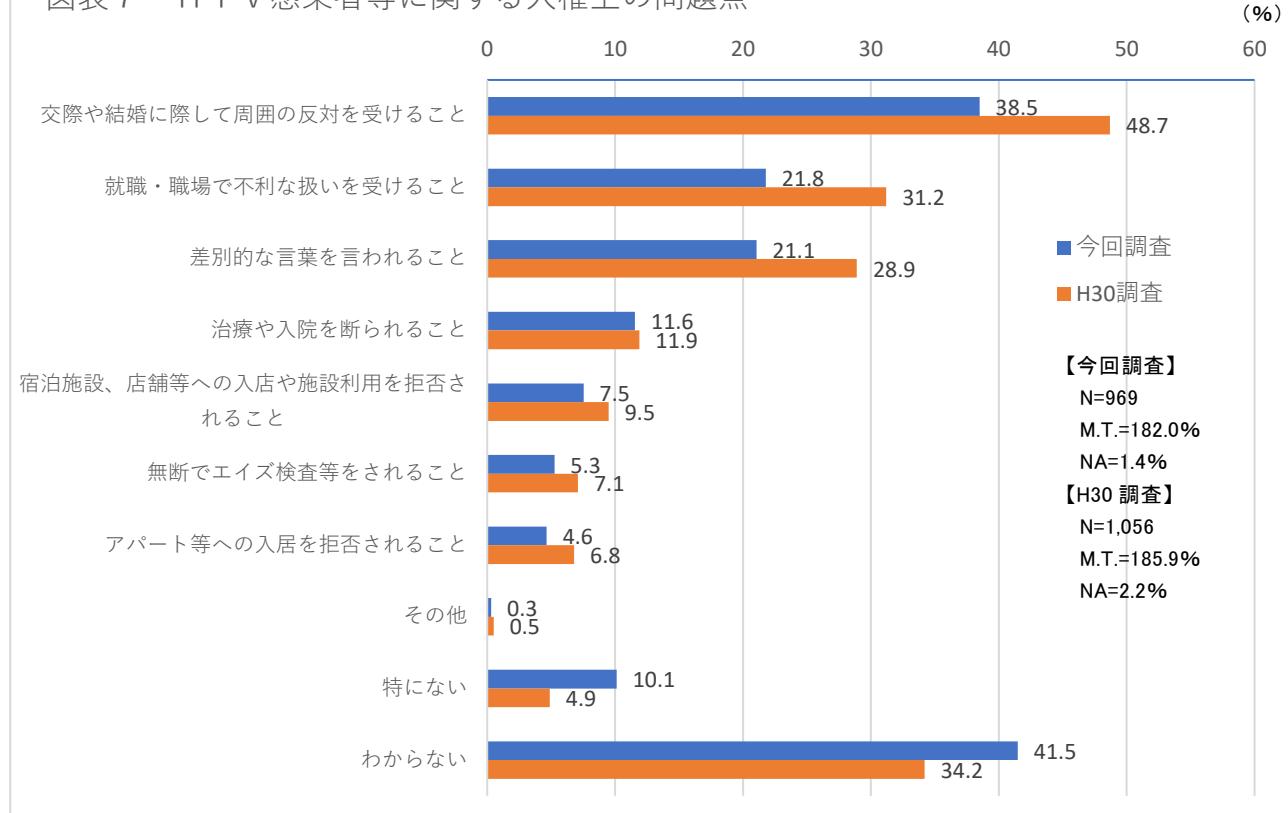
また、「世界エイズデー」(12月1日)を中心とする11月から12月に、県厚生センターを中心としたエイズ予防キャンペーンを開催し、講演会やパンフレットの配布等を通じて、エイズに関する正しい知識の普及に努めています。

○ 「人権に関する県民意識調査」より

HIV感染者等に関する人権上の問題点として、「交際や結婚に際して周囲の反対を受けること」、「就職・職場で不利な扱いを受けること」、「差別的な言葉を言われること」という回答が上位となっています。

H30調査と比較すると、「交際や結婚に際して周囲の反対を受けること」、「就職・職場で不利な扱いを受けること」、「差別的な言葉を言われること」が低くなっています。

図表7 HIV感染者等に関する人権上の問題点



イ ハンセン病患者・回復者等

ハンセン病※28 の治療法が確立されていない頃は、後遺症として顔や手指、足などに変形を残すことがあり、そのことで、ハンセン病患者は、人権を無視した隔離が行われ、

過酷な生活を強いられていました。そして、ハンセン病の患者・回復者やその家族・親族（以下「ハンセン病患者・回復者等」という。）は、いわれのない差別や偏見を受けました。

1996(平成8)年4月に「らい予防法」が廃止され、現在では隔離政策はなくなったものの、ハンセン病患者・回復者等に対する差別や偏見がいまだに残っており、問題となっています。

このような状況から、2008(平成20)年6月に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（以下「ハンセン病問題基本法」という。）が制定され、ハンセン病患者・回復者等が地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようにするための基盤整備、偏見と差別のない社会の実現、福祉の増進、名誉の回復等のための措置を講ずることについて、国や地方公共団体の責務が明記されました。また、2019(令和元)年11月に「ハンセン病問題基本法」が改正され、諸規定の対象に「ハンセン病の患者であった者等の家族」が追加されるとともに、国会及び政府は、ハンセン病回復者家族がこれまでに被った精神的苦痛を慰謝し、ハンセン病回復者家族等の名誉の回復、福祉の増進を図る、とする「ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律」が制定されました。

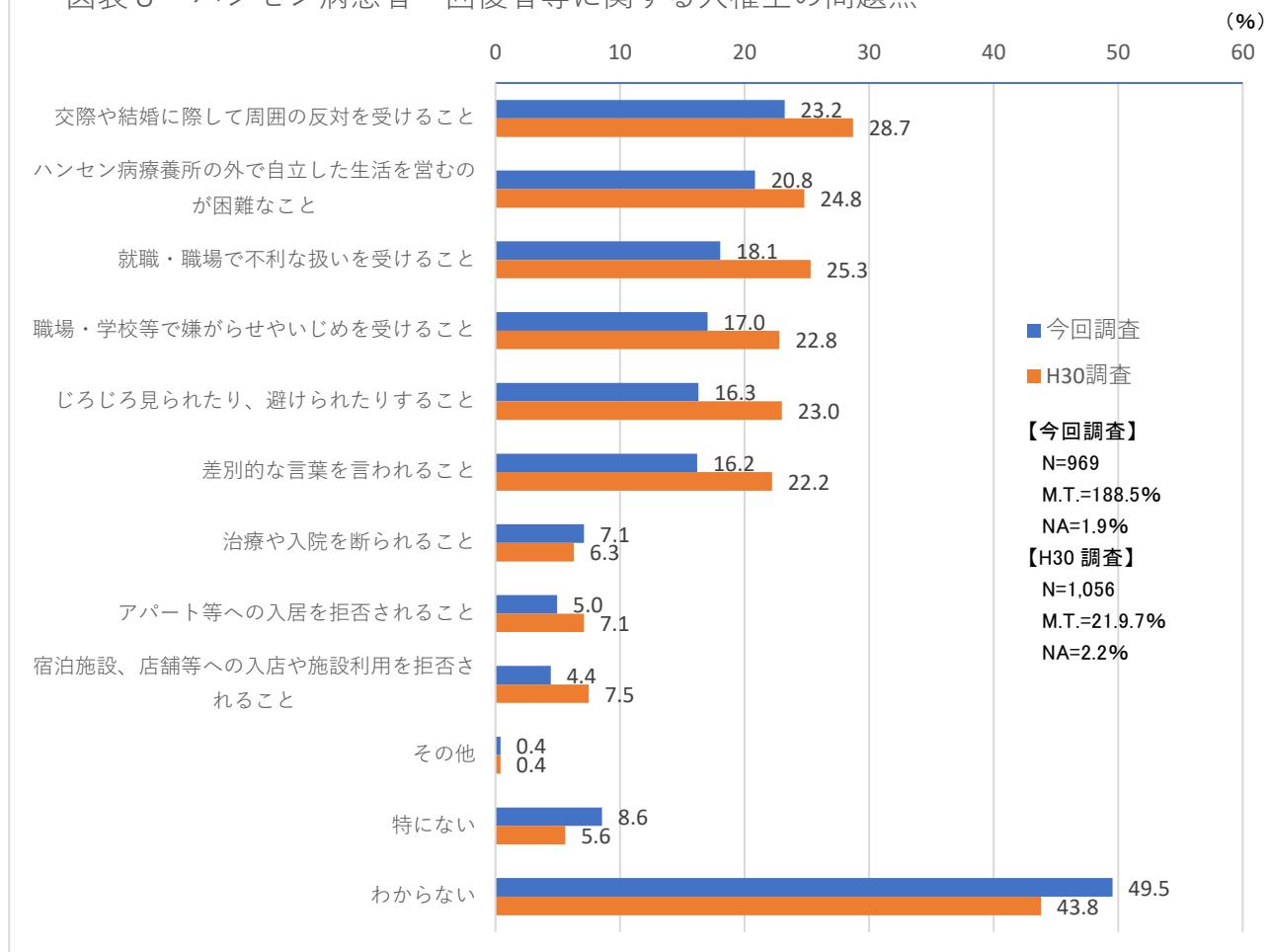
本県では、ハンセン病問題基本法に基づき、相談窓口の設置や偏見と差別のない社会の実現のため、ハンセン病に対する正しい知識の啓発、普及に努めています。

○ 「人権に関する県民意識調査」より

ハンセン病患者・回復者等に関する人権上の問題点として、「交際や結婚に際して周囲の反対を受けること」、「ハンセン病療養所の外で自立した生活を営むのが困難なこと」、「就職・職場で不利な扱いを受けること」という回答が上位となっています。

H30調査と比較すると、「治療や入院を断られること」、「特にない」が高くなっている一方、他の項目はいずれも減少しています。

図表8 ハンセン病患者・回復者等に関する人権上の問題点



ウ 新たな感染症患者等

2020（令和2）年以降世界的に感染が拡大した新型コロナウイルス感染症では、特に流行初期に、インターネットやSNSでの誹謗中傷をはじめ、様々な場面で心ない言動などが多く見られました。そのような経験を踏まえ、2021（令和3）年2月に新型インフルエンザ等対策特別措置法が改正され、新型インフルエンザ等の患者及び医療従事者並びにこれらの家族その他のこれらの者と同一の集団に属する者等（以下「感染症患者等」という。）の人権が尊重され、感染症患者等が差別的な取扱いを受けることのないよう、偏見や差別を防止するための規定が設けられました。

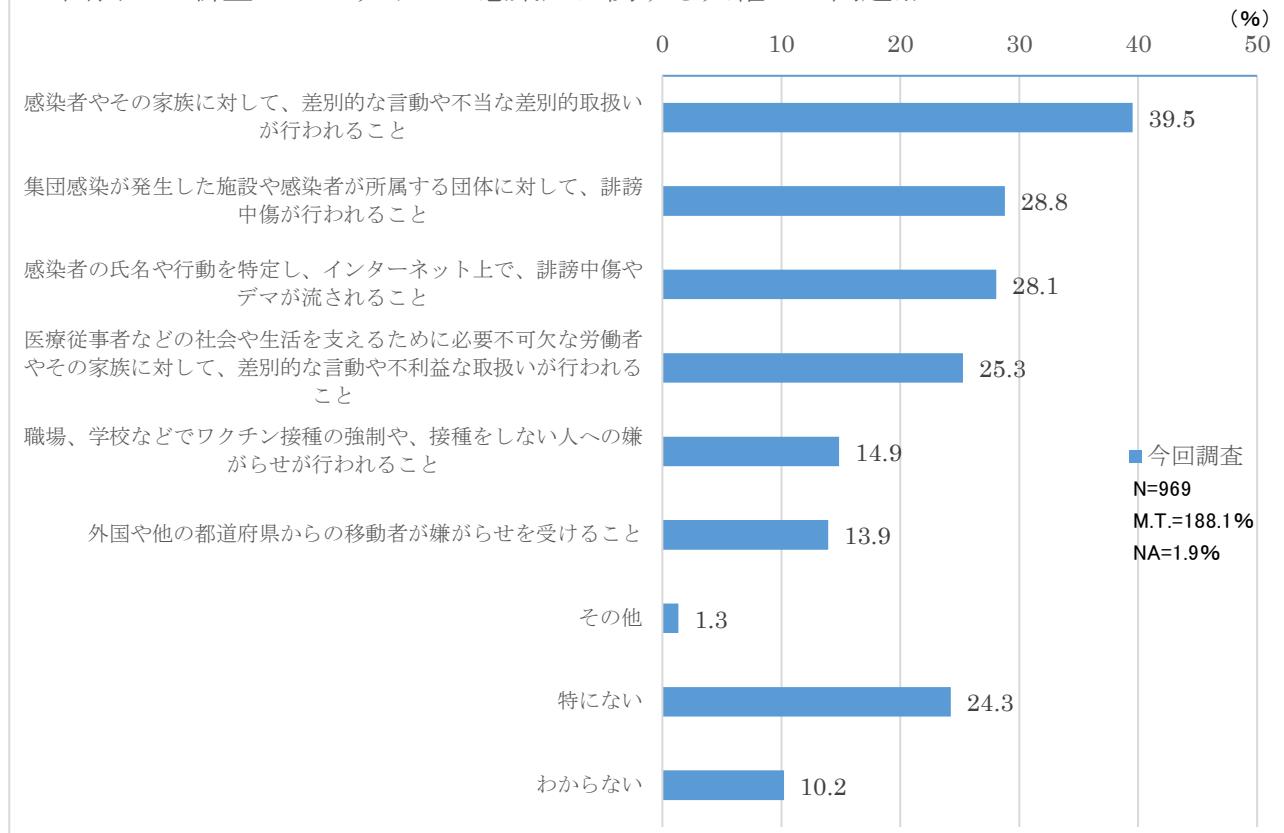
本県では、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、今後新たに発生する感染症に関する正しい知識の普及、啓発を図り、差別や偏見の解消に努めるとともに、感染症患者等に対する相談支援が必要です。

○ 「人権に関する県民意識調査」より

新型コロナウイルス感染症に関する人権上の問題点として、「感染者やその家族に対して、差別的な言動や不当な差別的取扱いが行われていること」、「感染症が発生した施設や感染者が

所属する団体に対して、誹謗中傷が行われること」、「感染者の氏名や行動を特定し、インターネット上で、誹謗中傷やデマが流されること」という回答が上位となっています。

図表9 新型コロナウイルス感染症に関する人権上の問題点



(6) 犯罪被害者等

犯罪被害者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、事件による身体への直接的な被害だけでなく、精神的、経済的な問題や、周囲の無理解や心ない言動等の二次的な被害にも苦しめられています。とりわけ、精神的被害の問題は極めて深刻であり、犯罪による著しいストレス障害を抱え、精神的な援助を必要とする犯罪被害者等も存在しています。

犯罪被害者等は、その置かれた状況から自ら被害を訴えることが困難であり、裁判に訴えようとしても訴訟提起及びその遂行に伴う負担が重く、泣き寝入りせざるを得ない場合が少なくありません。

また、犯罪被害者等の中には、被害の責任があるかのように誤解され、周囲の好奇の目にさらされたり、支援の手が行き届かず十分な支援を受けられなかつたりして、疎外感・孤立感に苦しんでいます。

このため、犯罪被害者等が受ける被害の深刻さが社会的に認識されるようになり、2004(平成16)年12月に「犯罪被害者等基本法」が制定されました。この法律の基本理念として、「すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利

を有する」ことが明記されました。国及び地方公共団体は、同法を踏まえ、今後、給付金の支給に係る制度の充実や保健医療サービス・福祉サービスの提供など、被害者支援制度の充実・見直しを図っていく必要があります。

本県では、2017(平成29)年4月に「富山県犯罪被害者等支援条例」が制定され、犯罪被害者等支援についての基本理念や、県、県民、事業者及び民間支援団体の責務が明記されました。この条例に基づき、各相談機関など49機関・団体が参加する「富山県犯罪被害者等支援協議会」を設立するとともに、犯罪被害者等に対する支援の基本的考え方や施策の方向性を取りまとめた指針を策定し、犯罪被害者等を支える社会づくりに取り組んでいます。

また、犯罪被害者等の様々な要望に対応するため、民間被害者支援団体「とやま被害者支援センター」を中心とした関係機関・団体による総合的かつ継続的な支援体制の構築に努めています。

さらに、性暴力被害者等については、「性暴力被害ワンストップ支援センターとやま」において、民間支援団体等との連携の下、総合的な支援（相談、医療、同行支援等）の充実を図っています。

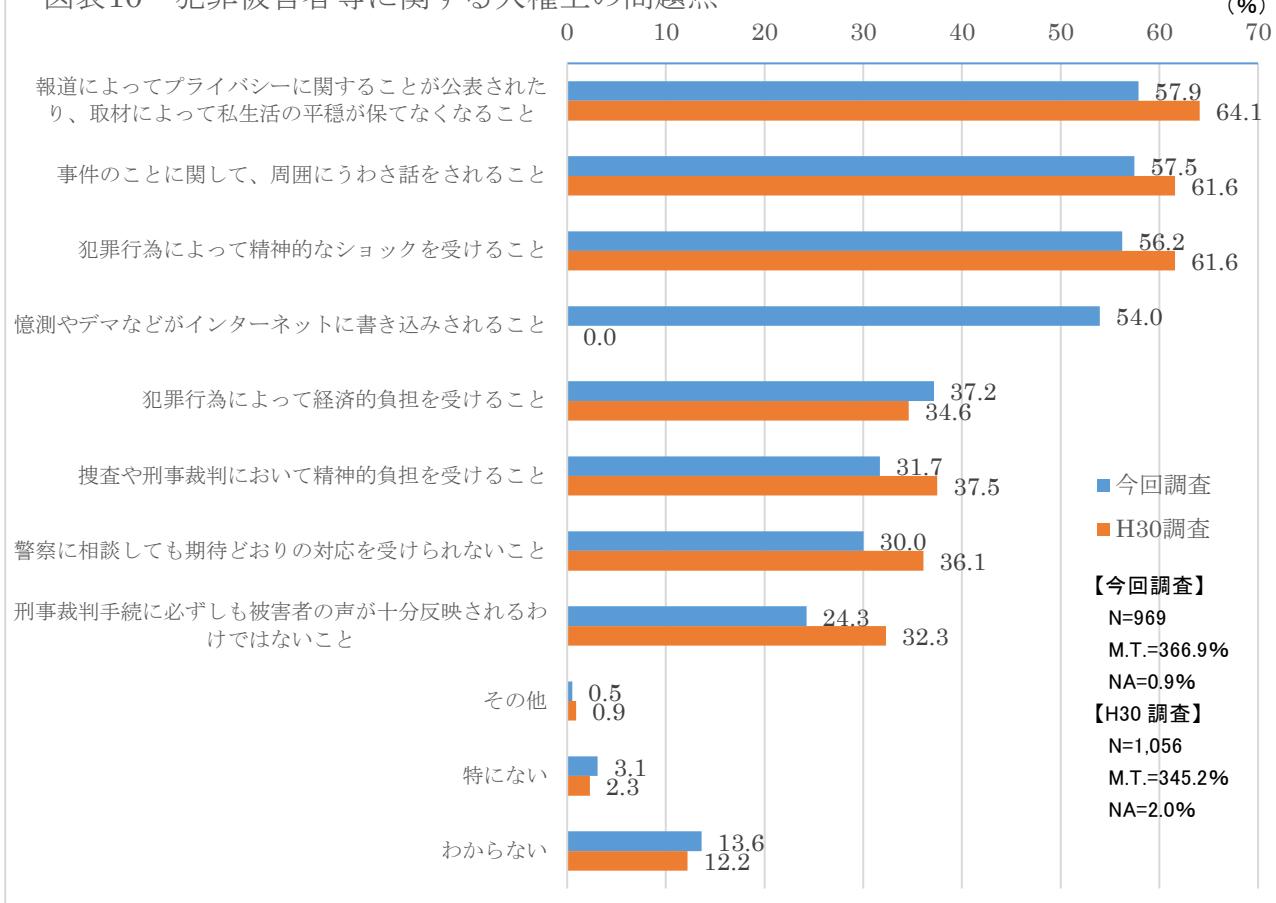
犯罪被害者等の人権を擁護し、平穏な日常生活を取り戻すためには、関係機関・団体の連携の下、犯罪被害者等の立場に立った適切できめ細かい支援を途切れなく提供するとともに、犯罪被害者等の置かれた状況を理解し、社会全体で支えていくことが必要であり、引き続き県民に対する周知と啓発に努めていく必要があります。

○ 「人権に関する県民意識調査」より

犯罪被害者等に関する人権上の問題点として、「報道によってプライバシーに関することが公表されたり、取材によって私生活の平穏が保てなくなること」、「事件のことに関して、周囲にうわさ話をされること」、「犯罪行為によって精神的なショックを受けること」などの回答が上位となっています。

H30調査と比較すると、「犯罪行為によって経済的負担を受けること」、「特にない」、「わからない」以外の項目でいずれも減少しています。

図表10 犯罪被害者等に関する人権上の問題点



(7) 同和問題（部落差別）

我が国社会の歴史的発展の過程において形成された身分的差別により、一部の人々が、長い間、同和地区・被差別部落などと呼ばれる特定の地域出身であることや、そこに住んでいることを理由に、結婚を妨げられたり、就職等において不公平に扱われたりするなど、様々な社会的不利益を受け、人間としての誇りを傷つけられてきました。

この同和問題を解決するため、総理府に同和対策審議会が設置され、1965(昭和40)年8月に提出された答申がその後の同和対策の基礎となっています。

この答申では、前文において「いうまでもなく同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。」とされ、同和問題を人権問題として明確に位置づけ、「その早急な解決こそ國の責務」であり、「国民的課題」であるとしています。

この答申を受けて、1969(昭和44)年7月に「同和対策事業特別措置法」が制定され、その後数次にわたる立法措置により同和行政が推進されてきましたが、2002(平成14)年3月に終了しました。

一方、同和教育・啓発活動を、すべての人の基本的人権を尊重していくための人権教育・人権啓発として発展的に再構築すべきとの1996(平成8)年5月の地域改善対策協議会の意見具

申などを受けて、同年12月に人権擁護施策推進法が制定され、2000(平成12)年12月に人権教育・啓発推進法が制定されました。

これまで、同和問題の解決を目指し長年にわたりさまざまな取組みが進められてきましたが、今なお許しがたい差別事件が起こっています。さらに、情報化の進展に伴って、インターネット上に同和地区と称して地名を書き込むなどの行為が発生しています。

このような中、2016(平成28)年12月には「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定されました。この法律は、部落差別は許されないものであるとの認識のもとに、部落差別の解消の必要性について国民の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを目指したものです。

県内には歴史の過程において同和地区が存在し、現在、その実態を把握することは困難になっていますが、今もなお、差別を助長するような落書きやインターネットを悪用した書き込みのほか、結婚や就職にかかる身元調査や同和地区に関する問合せ事案などに見られるように、同和問題に対する理解不足や差別意識が存在し、差別を受けている人々がいます。

これに対し、県では、法務局等の人権擁護機関や市町村と連携して、県民に対し、同和問題が重大な人権問題であることを十分理解してもらうよう啓発を行い、差別意識の解消に努めています。

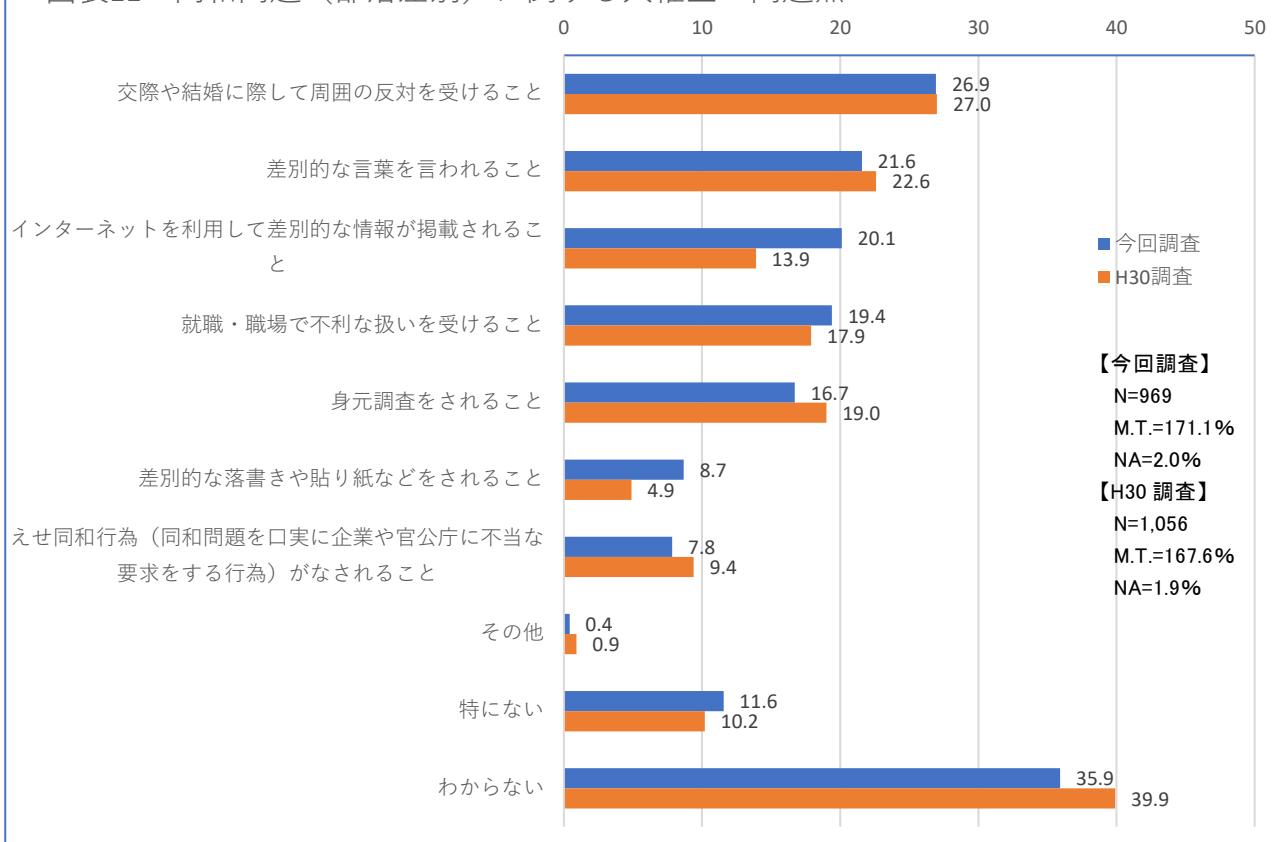
また、同和の名の下に不当な利益や義務なきことを求める、いわゆる「えせ同和行為」※29も依然として起きており、同和問題に対する県民の理解を妨げ、啓発活動の大きな阻害要因となっています。

○ 「人権に関する県民意識調査」より

同和問題に関する人権上の問題点として、「交際や結婚に際して周囲の反対を受けること」、「差別的な言葉を言われること」という回答が上位となっています。

H30調査と比較すると、「インターネットを利用して差別的な情報が掲載されること」が高くなっています。

図表11 同和問題（部落差別）に関する人権上の問題点



(8) アイヌの人々

アイヌの人々は、日本語とは異なる言語系統のアイヌ語や独自の風俗習慣をはじめ、固有の伝統と文化を有する民族です。

しかし、近世以降、松前藩による支配や明治以降の北海道開拓の歴史において、いわゆる同化政策※30 が進められしたことなどにより、今日では、固有の伝統と文化は、十分な保存、伝承が図られているとは言い難い状況にあります。

一方、国民の間においては、アイヌの人々の歴史や伝統、文化に対する理解が十分とは言えず、また、誤った認識により、差別や偏見が依然として存在しています。

このため、国においては、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重される社会の実現を目指し、1997(平成9)年5月、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」(以下「アイヌ文化振興法」という。)を制定しました。

その後、2007(平成19)年、国際連合において「先住民族の権利に関する国際連合宣言」が採択されるなど、国内外において、先住民族への配慮を求める要請が高まるなか、2008(平成20)年6月に「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が国会で決定され、公的にアイヌの人々が先住民族であると認められました。

2019(平成31)年4月には、「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」(以下「アイヌ施策推進法」という。)が制定され、アイヌの人々が民族と

しての誇りを持って生活することができ、及びその誇りが尊重される社会の実現を図るとされています。（この法律の制定により、アイヌ文化振興法は廃止）

この「アイヌ施策推進法」に基づき、市町村がアイヌ施策推進地域計画を作成し、国の認定を受けることで、アイヌ政策推進交付金が支給されるようになりました。アイヌの人々の生活向上や文化振興を目的とした事業に使用されています。

（9）外国人

本県における外国人住民数は、新型コロナウイルス感染症の影響により、2021（令和3）年以降は減少に転じていましたが、2023（令和5）年5月に新型コロナウイルス感染症が5類感染症に移行したこと等から、2024（令和6）年初めには21,917人と過去最高になっています。また、県内の空港、港湾を利用して入国する観光や国際ビジネスを目的とした外国人も増加し、国際化が進展しています。

こうした中、本県においては、「富山県多文化共生推進プラン（2007（平成19）年3月策定、2012（平成24）年3月改訂）」に基づき、地域におけるコミュニケーションの支援、生活支援の充実、多文化共生の地域づくりなど各種の施策に取り組んできました。また、2018（平成30）年12月の「出入国管理及び難民認定法」改正（2019（平成31）年4月施行）により、近年の人手不足に対応するための新たな在留資格「特定技能」が創設されたことなどを踏まえ、「外国人材活躍」の観点を新たに盛り込んだ「富山県外国人材活躍・多文化共生推進プラン」を2019（令和元）年9月に策定しました。さらに、2024（令和6）年には、技能実習制度及び特定技能制度をめぐる状況を鑑み、就労を通じた人材育成および人材確保を目的として、技能実習法が抜本改正され「外国人の育成就労の適正な実施及び育成就労外国人の保護に関する法律（育成就労法）」に改められています。これにより、新たな在留資格として育成就労の在留資格が創設されることとなりました。

憲法は、権利の性質上、日本国民のみを対象にしていると解されるものを除き、我が国に在留・在住する外国人についても、等しく基本的人権の享有を保障しているところであり、国・地方公共団体ともに、外国人の平等の権利と機会の保障、他国の文化・価値観の尊重、外国人との共生に向けた相互理解の増進等に取り組んでいます。

しかしながら、国の外国人材受入れ拡大方針により、今後も外国人住民数の増加が見込まれる一方で、言葉の壁があることに加え、歴史的経緯、文化、宗教、生活習慣や価値観の違いに起因するお互いの理解不足などから、企業で働く外国人や、国際結婚による外国人配偶者、小中学校及び高等学校に在籍する外国人児童生徒、留学生など生活者としての外国人を取り巻く様々な問題が少なからず存在しています。このほか、新型コロナウイルス感染症拡大時には、外国人に対する偏見や差別が見られたほか、外国人による犯罪の報道が外国人に対する偏見や差別を助長しやすい状態にあります。

また、特定の国籍や民族の人々を排斥する差別的言動（ヘイトスピーチ）の解消に向け、

2016(平成28)年6月、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」が制定され、講演会等による人権啓発活動等に取り組んでいます。

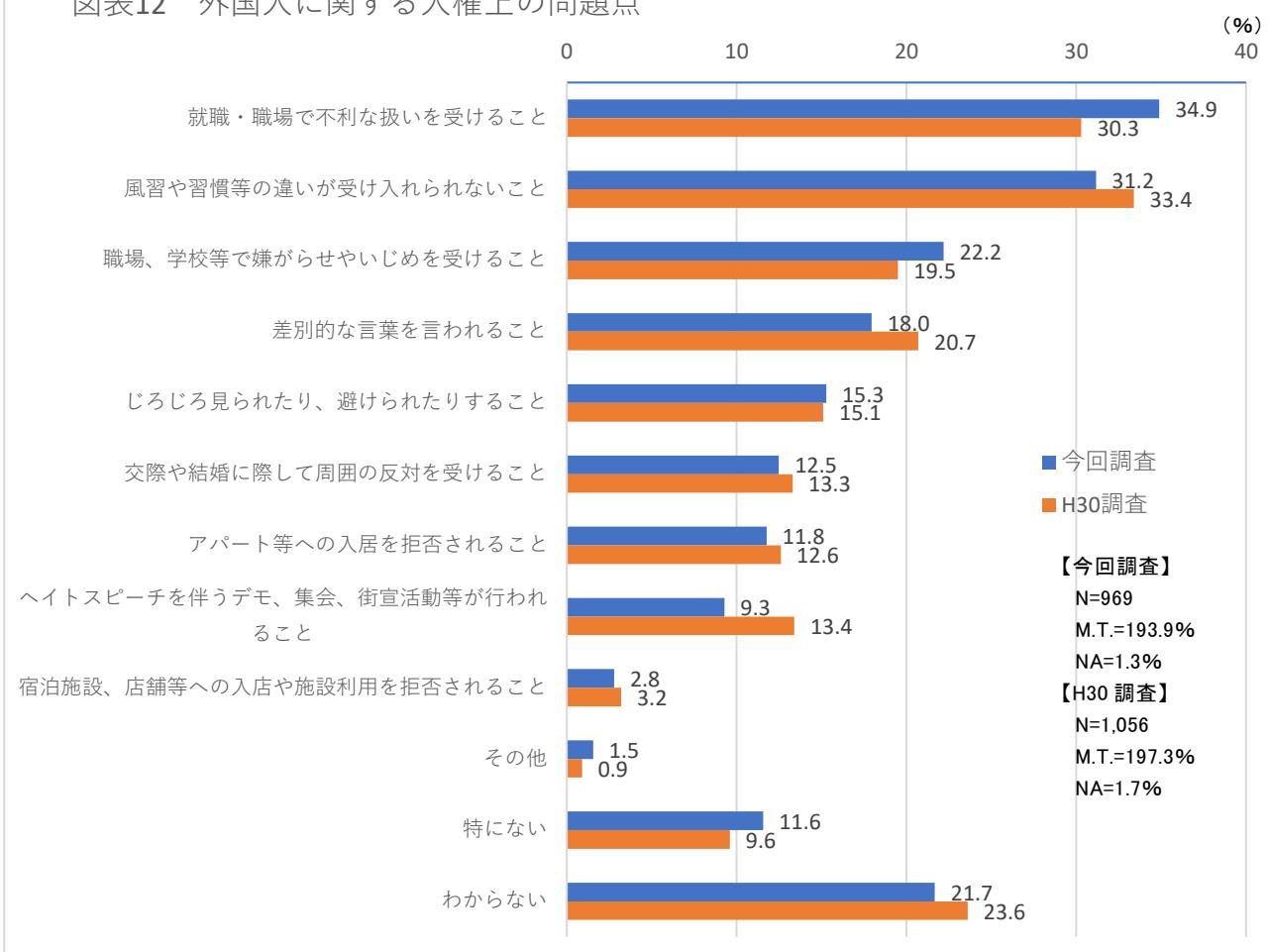
県としても、地域で暮らす外国人の人権を守るために、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的差異を認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共生が進むよう、意識啓発等に努めています。

○「人権に関する県民意識調査」より

外国人に関する人権上の問題点として、「就職・職場で不利な扱いを受けること」、「風習や習慣等の違いが受け入れられないこと」という回答が上位となっています。

H30調査と比較すると、「就職・職場で不利な扱いを受けること」、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」などが増加している一方、「差別的な言葉を言われること」、「ヘイトスピーチを伴うデモ、集会、街宣活動等が行われること」などが減少しています。

図表12 外国人に関する人権上の問題点



(10) 刑を終えて出所した人等

刑を終えて出所した人や刑の執行を猶予された人、罪を犯し保護観察処分を受けた少年など（以下「刑を終えて出所した人等」という。）は、本人に真摯な更生の意欲があっても、社会の偏見や差別により就職や住居等の確保が困難であるなど、社会復帰をめざす人にとって極めて厳しい状況にあります。加えて、その家族も社会からの偏見や差別を受けることがあります。

既に社会的な制裁を受け、更生を目指す人たちの人権が損なわれることになれば、一般社会が再犯の要因を創り出すことにもなりかねません。

刑を終えて出所した人等の更生を支援するとともに、さらなる犯罪や非行を未然に防止するため、更生保護制度があります。保護司やこれを支援する組織が行う刑を終えて出所した人等の立ち直りを支える活動は、家族、地域、職場、学校など周囲の人々の理解と協力が不可欠であり、刑を終えて出所した人等に対する偏見や差別意識を解消し、その社会復帰に資するための啓発活動を積極的に推進する必要があります。

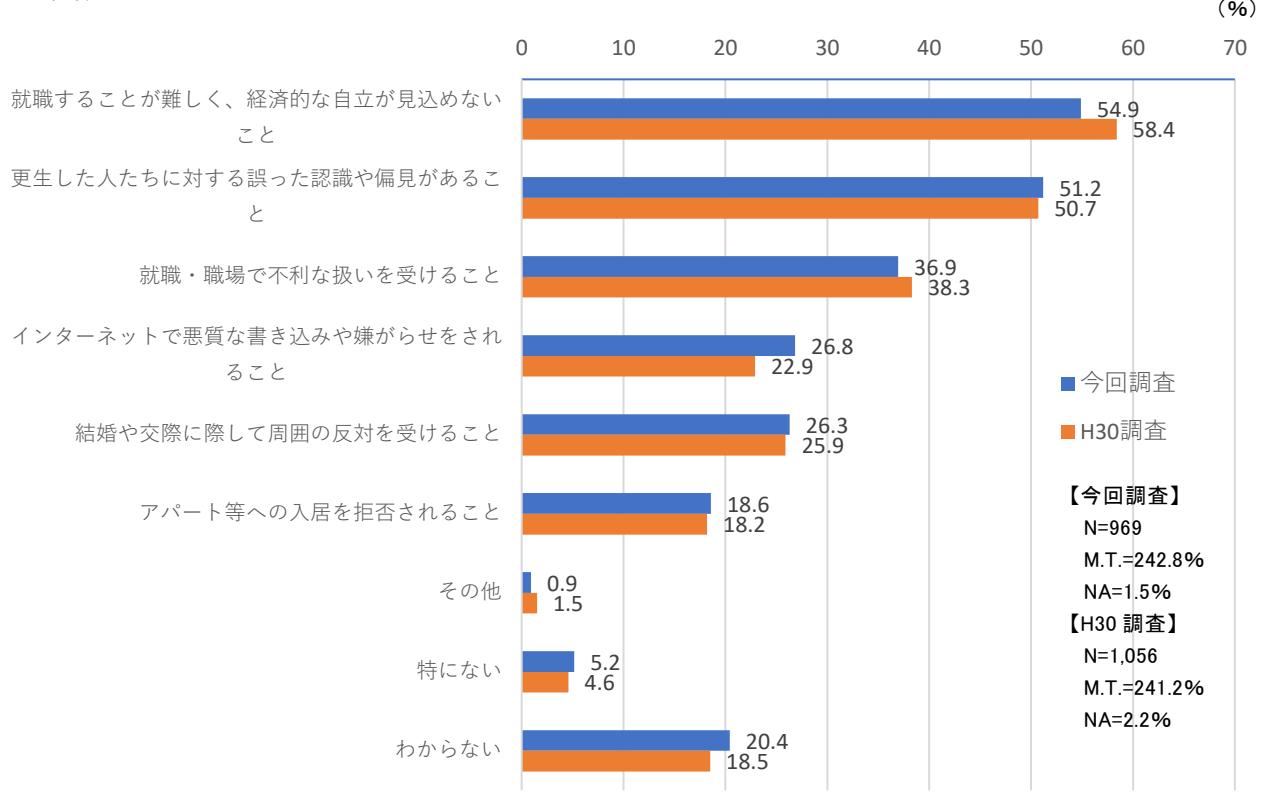
国において、「再犯の防止等の推進に関する法律」に基づく「再犯防止推進計画」が2017(平成29)年12月に策定され、2023（令和5）年3月に「第二次再犯防止推進計画」が策定されています。本県においても、「富山県再犯防止推進計画」を策定し、刑を終えて出所した人等が、円滑に社会の一員として復帰することができるよう、民間協力者の活動の促進や、再犯防止に関する広報・啓発活動の推進などを図っているところです。

○ 「人権に関する県民意識調査」より

「刑を終えて出所した人に関し、現在、どのような人権問題が起きていると思いますか」と聞いたところ「就職することが難しく、経済的な自立が見込めないこと」「更生した人たちに対する誤った認識や偏見があること」という回答が上位となっています。

H30調査と比較すると、「インターネットで悪質な書き込みや嫌がらせをされること」が増加しています。

図表13 刑を終えて出所した人に関する人権上の問題点



(11) インターネットによる人権侵害

インターネットには、掲示板やSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などコミュニケーションの輪を広げる便利な機能があり、その利用が進む一方で、その利用に際して、他人の人権を侵害してしまう事件が発生しています。最近では、いじめなどの事件をきっかけに、インターネット上に、不確かな情報に基づき、その事件の関係者とされる人たちの個人情報を流す書き込みがされたり、誤った情報に基づいて全く関係のない人たちを誹謗中傷（根拠のない悪口や嫌がらせ）する書き込みがされたりしています。

インターネットでは、いったん掲示板などに書き込みを行うと、その内容がすぐに広まってしまいます。また、その書き込みをネット上から完全に消すことは容易ではありません。誹謗中傷や他人に知られたくない事実、個人情報などが不特定多数の人々の目にさらされ、そのような情報を書き込まれた人の尊厳を傷つけ、社会的評価を低下させてしまうなど、被害の回復が困難な重大な損害を与える危険があります。また、このような人権侵害は、名誉毀損等の罪に問われることもあります。

インターネット上の誹謗中傷が社会問題化していることを契機として、誹謗中傷に対する非難が高まるとともに、これを抑止すべきとの国民の意識が高まる中、その対処として、2022(令和4)年7月から、侮辱罪の法定刑の引き上げが行われました。

これに対し、2001(平成13)年11月に制定された「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」(以下「プロバイダ責任制限法」という。)では、

インターネット上で人権侵害にあったときに、プロバイダが負う損害賠償責任の範囲（第3条）や発信者に関する情報の開示を請求する権利（第5条）などが定められました。

2002(平成14)年5月には、電気通信事業者等によるプロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会において、同法を踏まえ、被害者からの要請を受けたプロバイダがとるべき行動基準を明確化した「プロバイダ責任制限法 名誉棄損・プライバシー関係ガイドライン」等
※31 が設けられています。

プロバイダ責任制限法は、2021(令和3)年4月に発信者情報開示に係る新たな裁判手続きの創設等の改正が行われ、さらに2024(令和6)年5月には、誹謗中傷等のインターネット上の違法・有害情報に対処するため、大規模プラットフォーム事業者に対して権利侵害情報への対応の迅速化や削除基準の策定・公表等による運用状況の透明化を義務づけるとともに法律名も「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律（情報流通プラットフォーム対処法）」に改められました。

2014(平成26)年11月にいわゆるリベンジポルノ等による被害の発生・拡大を防止するため、私的に撮影された性的画像を公表する行為や公表目的で提供する行為に対する罰則及び被害者に対する支援体制の整備等を内容とする「私事性的画像記録の提供等による被害の防止に関する法律」が施行され、同法に基づく取締りが進められています。

小学生・中学生等のインターネットの利用が年々増加し、SNS等を利用した誹謗中傷など、こどもが加害者や被害者になり、トラブルに巻き込まれる事案が発生しています。このため、2009(平成21)年4月から施行されている「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」が改正され、2018(平成30)年2月から18歳未満の青少年利用者に対して有害情報のフィルタリング有効化措置を行うことなどが携帯電話事業者等に義務付けられています。

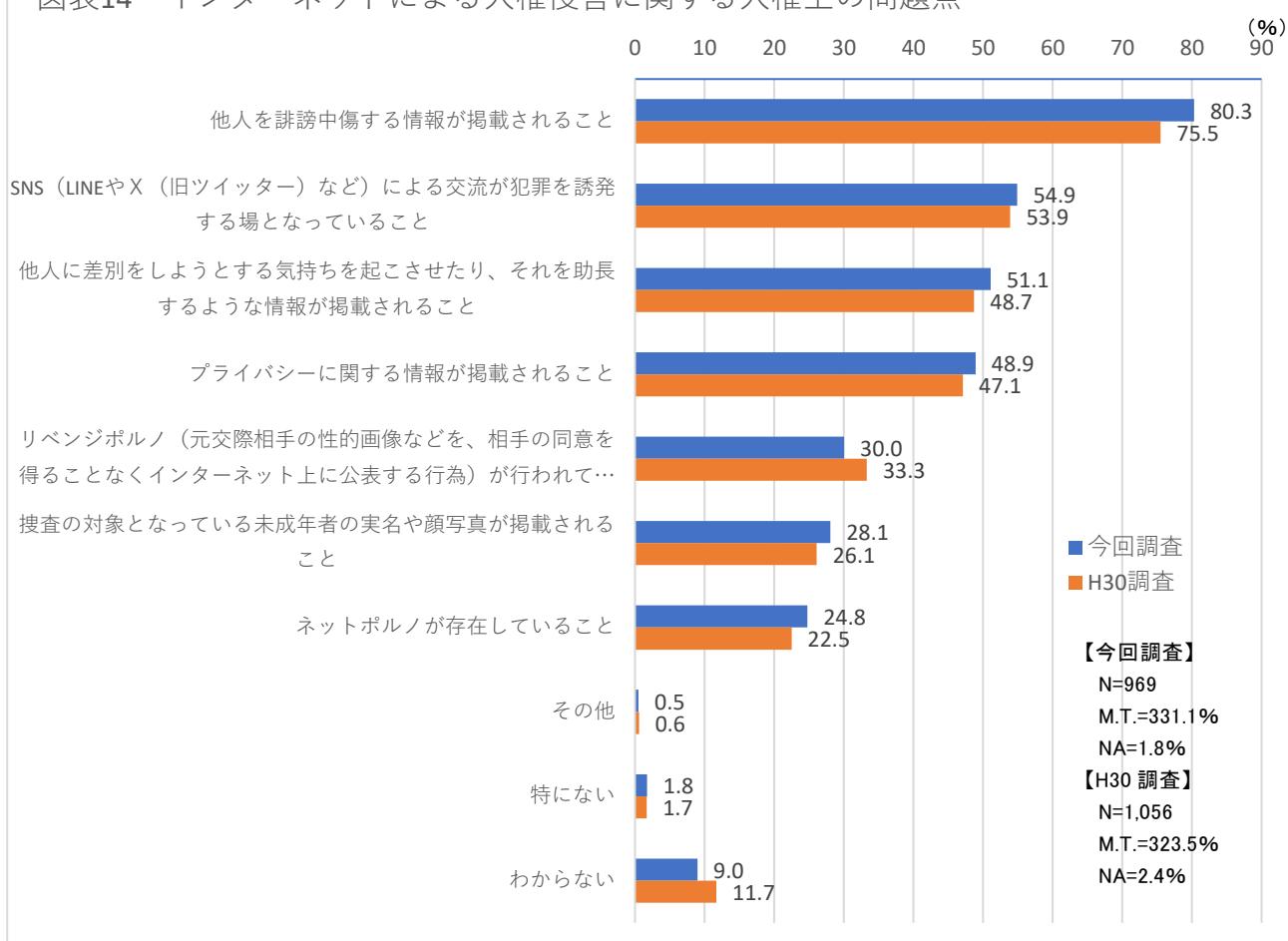
また、通信関連業界4団体((一社)電気通信事業者協会、(一社)テレコムサービス協会、(一社)日本インターネットプロバイダー協会、(一社)日本ケーブルテレビ連盟)においては、2006(平成18)年11月に「違法・有害情報への対応等に関する契約約款モデル条項」(以下「契約約款モデル条項」)を公表する等の自主規制が行われています。2023(令和5)年10月には、前年に公益社団法人商事法務研究会「インターネット上の誹謗中傷をめぐる法的問題に関する有識者検討会から、特定の地域を同和地区と指摘する情報に関する削除の考え方方が示されたことを受け、契約約款モデル条項の解説を改訂し、同条項で禁止事項とされている「他者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為」及び「他者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、他者への差別を助長し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為」において、特定の地域がいわゆる同和地区であるなどと示す情報をインターネット上に流通させる行為は、正当な理由が認められる極めて例外的な場合を除き、原則としてこれに該当することが明確化されています。

○「人権に関する県民意識調査」より

インターネットによる人権侵害に関する人権上の問題点として、「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」、「SNS (LINEやX (旧ツイッター)など)による交流が犯罪を誘発する場となっていること」、「他人に差別をしようとする気持ちを起こさせたり、それを助長するような情報が掲載されること」という回答が上位となっています。

H30調査と比較すると、「他人を誹謗中傷する情報が掲載されること」が高くなっています。

図表14 インターネットによる人権侵害に関する人権上の問題点



(12) 性的指向、ジェンダーアイデンティティ

「性的指向」とは、人の恋愛・性愛の対象がどの性別に向いているかを示す概念です。性的指向は人によって一様ではなく、恋愛・性愛の対象として異性にではなく、同性や両方の性に対して愛情をいだく人たちもいます。

「ジェンダーアイデンティティ※32」とは、自分の性をどのように認識しているのかを示す概念で、多くの人は、「ジェンダーアイデンティティ」と「身体の性」が一致しています。例えば、「身体の性」が男性なら、「ジェンダーアイデンティティ」も男性というように、「身

体の性」に違和感を持つことはありません。しかし、「ジェンダー・アイデンティティ」と「身体の性」が一致せず、自身の身体への違和感を持つ人たちもいます。（「性同一性障害」とは、これまで、医療機関を受診し、「身体の性」と「ジェンダー・アイデンティティ」が一致しないと診断された人たちに対する医学的な疾患・診断名とされてきましたが、2022(令和4)年1月に発効した国際疾病分類※33 第11回改訂版（ICD-11）では、「Gender identity disorder」を「Gender incongruence」に改称されるとともに、「性保健健康関連の病態」に位置付けられました。さらに日本GI（性別不合）学会※34 によると、改称された「Gender Incongruence」に係る邦訳は「性別不合」の予定とされています。）

性的指向とジェンダー・アイデンティティは、すべての人がもつ性の要素や属性を表します。自分の性のあり方について、「身体の性」と「ジェンダー・アイデンティティ」に違和感がなく、異性を好きになる人を多数派としたときに、それに当てはまらない人々は、人口に占める割合が少ないとから、性的少数者（セクシュアルマイノリティ）といわれます（性的少数者はLGBTなどと表現することもありますが、LGBT以外にも様々な性のあり方※35 が存在します。）。

性的少数者の人々は、男女の区分や異性愛を前提とした社会のなかで、性の多様性に関する周囲の理解が不足しているため、偏見の目で見られ、嫌がらせやいじめ、差別的な扱いを受けることがあります。

家族をはじめ周囲の人や社会からの偏見や差別などによる生きづらさが、自殺念慮や自傷行為につながっていくことや、自殺未遂率が高いことも指摘されています。

さらに、自身の性的指向やジェンダー・アイデンティティを他人に打ち明けた結果、本人の了解なく、第三者に暴露される行為（アウティング）も問題となっています。

なお、労働施策総合推進法が改正され、2022(令和4)年4月1日から、労働者の性的指向・ジェンダー・アイデンティティについて、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露することや侮辱的な言動をすることは、パワーハラスメントに該当することとされました。

このため、性の多様性に対する正しい知識と理解を深めるため、講演会や研修会等での普及・啓発などの施策に取り組んでいます。

このような中、本県では、「富山県いじめ防止基本方針（2014(平成26)年3月策定、2021(令和3)年4月改定）」や「富山県自殺対策計画（2018(平成30)年3月策定）」、「富山県民男女共同参画計画（2023(令和5)年3月策定）」等において、性的指向、ジェンダー・アイデンティティに関する施策が盛り込まれています。

性同一性障害者（性別不合当事者）については、2004(平成16)年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、戸籍上の性の変更が可能となり、2008(平成20)年の改正によって変更要件が緩和されましたが、性別適合手術が必要で身体的、経済的負担が大きいこと等から、2023(令和5)年10月25日に最高裁大法廷でこの要件を違憲無効とする決定がされました。

さらに、同年6月には、性の多様性を受け入れる精神を涵養し、性の多様性に寛容な社会の実現に資するため、「性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が制定され、性的指向及びジェンダー・アイデンティティを理由とする不当な差別はあってはならないものであるとの認識の下、国、地方公共団体、事業主等の役割等が定められました。

また、性的指向については、近年、欧米諸国等の一部の国において、同性婚や同性カップルに結婚とほぼ同等の権利を認めるなどの動きも出てきています。わが国でも、自治体レベルにおいて、同性パートナーシップの関係にあることを証明する制度の導入が進んでいます。

本県では、すべての県民が個人として尊重され、多様性を認め合い、誰もが安心して心豊かに暮らせる人権尊重社会を目指し、富山県パートナーシップ宣誓制度を2023(令和5)年3月1日から開始しました。

本県のパートナーシップ宣誓制度は、お互いを人生のパートナーとし、日常生活において、責任をもって相互に協力し合うことを約した二人がパートナー関係にあることを宣誓したことを県が証明（受領証の交付）する制度です。交付した受領証は、公営住宅の入居の申込みや病院での面会、携帯電話料金の家族割引等の際に利用することができます。

本県制度の特徴は、宣誓することができる者を性的少数者に限らず、事実婚も含めていることや生計を同一とする未成年のこどもを受領証に記載することが可能であることが挙げられる。

今後は、制度の普及及び利便性の向上が課題となります。

学校においては、いかなる理由でもいじめや差別を許さない適切な生徒指導・人権教育等を推進することが、悩みや不安を抱える児童生徒に対する支援の基盤となります。教職員は悩みや不安を抱える児童生徒の良き理解者となるよう努めることは当然であり、このような悩みや不安を受け止めることの必要性は、性同一性障害（性別不合）に係る児童生徒だけなく、いわゆる「性的マイノリティ」とされる児童生徒全般に共通するものです。

性同一性障害（性別不合）や性的指向・ジェンダー・アイデンティティに係る児童生徒は、自身のそうした状態を秘匿しておきたい場合があることを踏まえつつ、学校においては、日頃より児童生徒が相談しやすい環境を整えるとともに、個別の事案に応じ、児童生徒の心情等に配慮した対応を行うことが求められています。

○ 「人権に関する県民意識調査」より

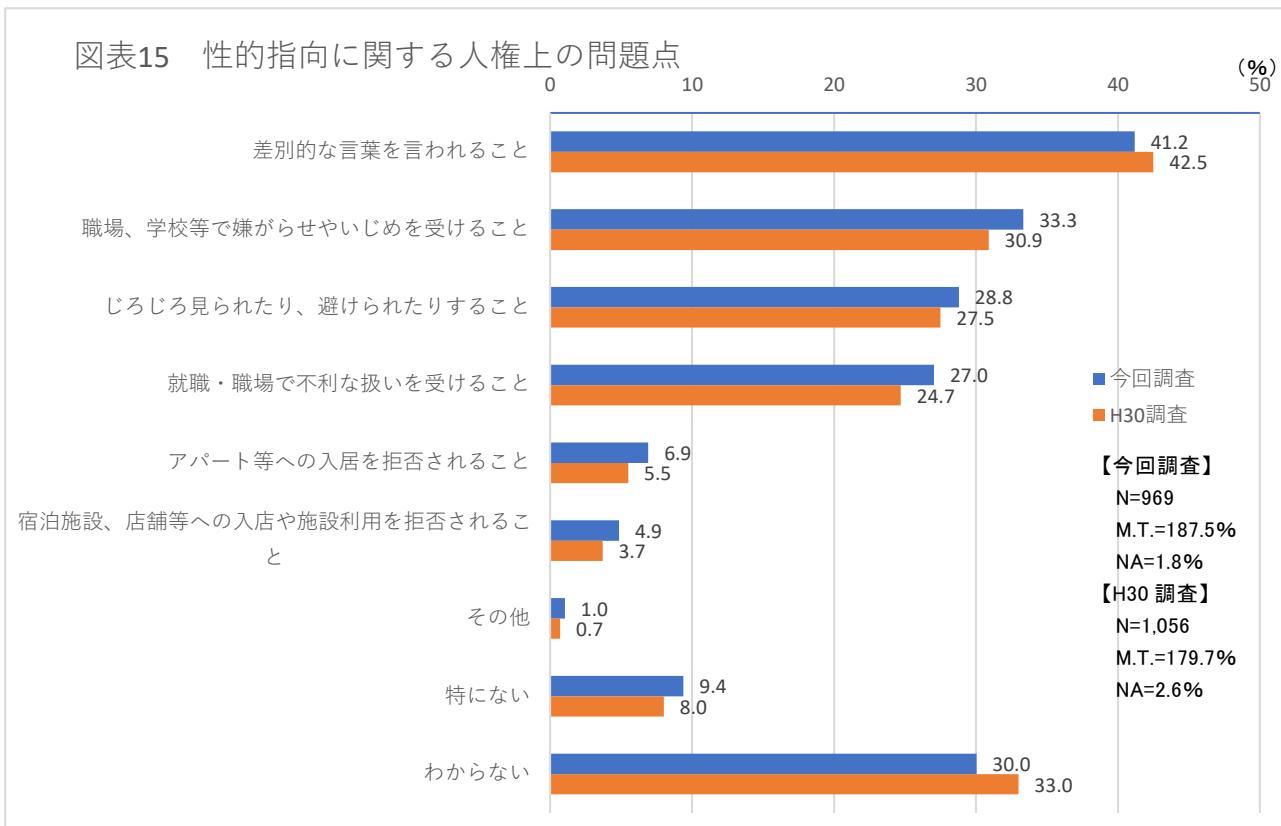
性的指向、ジェンダー・アイデンティティに関する人権問題として、「差別的な言葉を言われること」、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」、「じろじろ見られたり、避けられたりすること」という回答がともに上位となっています。

H30調査と比較すると、性的指向については、あまり大きな変化は見られません。

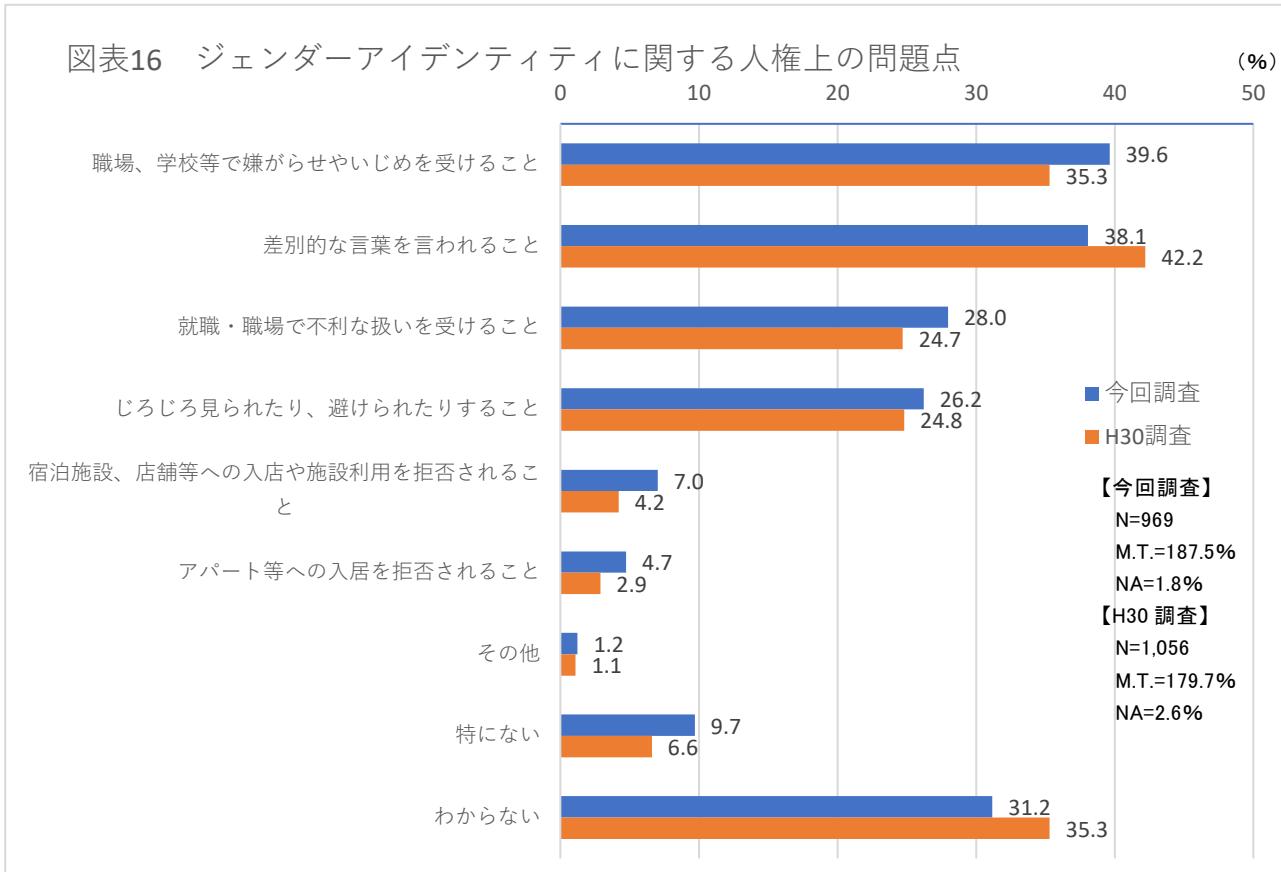
ジェンダー・アイデンティティについては、「職場、学校等で嫌がらせやいじめを受けること」

が増加している一方、「差別的な言葉を言われること」が減少しています。

図表15 性的指向に関する人権上の問題点



図表16 ジェンダーアイデンティティに関する人権上の問題点



(13) 災害に起因する人権問題

2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災では、地震や津波災害及びそれに伴う原子力発電所の事故により、多くの人々が長期の避難生活を強いられ、避難所におけるプライバシーの確保や、妊産婦、乳幼児、高齢者、病弱な人、障害のある人などの要配慮者や、女性、外国人などに対し、十分な配慮がされていないことが課題となりました。また、原子力発電所の事故では、避難を余儀なくされた人々が、いわれのない偏見や根拠のない風評に基づく差別的な扱いや嫌がらせを受けるなどの深刻な人権問題が発生しました。

本県においても、2023（令和5）年6月28日からの大霖により3市町で避難指示が発令されるとともに、同年7月12日からの大雨では、小矢部市で県内初の線状降水帯が発生し、12市町において避難指示が発令されるなど、多くの県民が避難所に避難することになりました。

さらに、2024（令和6）年1月1日に発生した能登半島地震では、県内の6市1村において観測史上初となる震度5強を観測し、地震によって住家に被害を受けたり、断水した地域にお住いの方の中には、避難所において長期の避難生活を強いられた方もおり、避難所におけるプライバシーの確保や要配慮者、女性、性的マイノリティ、外国人などへの配慮など、様々な課題が浮き彫りになりました。

また、能登半島地震においては、SNS等により偽情報やデマも拡散されましたが、こういった情報を起因として風評被害などの人権侵害が生じるおそれもあります。

近年、全国において、気候変動の影響により気象災害は激甚化・頻発化し、南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模地震の発生のリスクも高まっており、本県においても地震や大雨等の大規模災害がいつ発生してもおかしくはありません。そのため、災害発生時に災害に起因する人権侵害が起こらないよう平時から対応に取り組む必要があります。

(14) その他

人権問題は、（1）から（13）までにおいて記述した問題にとどまりません。

職業等に対する理由のない偏見や差別、個人情報の流出、一部マスメディアの興味本位の、または過度の報道によるプライバシーの侵害、公権力による人権侵害、ホームレスへの偏見や差別、自殺問題、北朝鮮当局による拉致問題なども大きな社会問題となっています。

個人情報に関しては、2023（令和5）年4月から個人情報保護法が地方公共団体に適用されました。同法に規定する基本理念「個人情報は個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることに鑑み、その適正な取扱いが図られなければならない」を踏まえ、県の機関が保有する個人情報の保護を図っています。

ホームレスに関しては、2002（平成14）年8月に成立し、2017（平成29）年6月に期限が10年間延長された「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」に基づき、「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」が直近では2023（令和5）年7月に策定されています。これを

受けて、各地方公共団体においては、ホームレスの人権に配慮しながら、地域社会の理解と協力を得て、地域の実情に応じた施策を推進する必要があります。

ひきこもりに関しては、従来から、精神保健福祉、児童福祉、ニート対策等において、ひきこもりを含む相談等の取組みを行ってきましたが、本県では、2012(平成24)年度からひきこもりに特化した専門的な第一次相談窓口として「ひきこもり地域支援センター」を設置しています。また2020（令和2）年度にひきこもり地域支援センターの専門的な相談体制を強化するため、ひきこもり多職種専門チームを設置しています。引き続き、生活困窮者自立支援制度との連携を強化し、さらなる支援の充実に努めます。

自殺問題については、2016(平成28)年4月に「自殺対策基本法」が一部改正され、自殺対策の一層の推進を図るため、自殺対策が生きることの包括的な支援として実施されるべきこと等が基本理念に明記されるとともに、都道府県自殺対策計画及び市町村自殺対策計画の策定等について規定されています。

北朝鮮当局による拉致問題については、2006(平成18)年6月に「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が制定され、地方公共団体は、国と連携を図りつつ、この問題に関する国民世論の啓発を図るよう努めるものとされています。

本県では、毎年「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」(12月10日から16日までの間)に、国や、北朝鮮に拉致された日本人を早期に救出する富山県議会議員連盟、北朝鮮に拉致された日本人を救うための富山県民会議と共に講演会等を開催し、啓発活動に努めています。

旧優生保護法により、特定の疾病や障害を有すること等を理由に優生手術等を受けることを強いられた方々に対しては、2019（平成31）年4月に「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律」が制定され、優生手術を受けた本人に一時金が支給されています。2024（令和6）年10月には「旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者等に対する補償金等の支給等に関する法律」が制定され、国としての謝罪が明記され、補償金等の支給について定められました。また、国として、優生思想及び障害者に対する偏見差別の根絶に向けて取組みを強化していくことが示されました。本県では、支給手続きに必要な周知広報や支給を受けようとする者に対する相談支援などに努めていきます。また、優生思想に基づく偏見と差別を含めておよそ疾病や障害を有する方々に対するあらゆる偏見と差別を根絶し、全ての個人が疾病や障害の有無によって分け隔てられることなく尊厳が尊重される社会を実現すべく、全力を尽くします。

第3章 あらゆる場を通じた人権教育及び人権啓発の推進

人権教育は、生涯学習の視点に立って、幼児期からの発達の段階を踏まえ、地域の実情等に応じて、学校教育と社会教育とが相互に連携を図りつつ、これを実施する必要があります。

人権啓発は、県民の理解と共感を得るという視点から、人権をめぐる今日の社会情勢を踏まえることが重要であり、また、対象者の理解度に合わせた適切な内容で行うことが肝要です。その際には、具体的な事例を挙げて啓発を行うことが効果的ですが、同時に人権を侵害された被害者の立場にも十分配慮する必要があります。

人権教育及び人権啓発は、県民一人ひとりに人権の意義や重要性が知識として確実に身に付くとともに、人権問題を直感的にとらえる感性や日常生活において人権への配慮が態度や行動に自然に現れるような人権感覚がしっかりと身に付くよう、日頃からあらゆる場を通じて取り組む必要があります。

特に人権に関わりの深い職業に従事する者にあっては、常に人権意識をもって職務に臨むことが求められることから、人権研修等を通じて豊かな人権感覚を身に付けることが不可欠です。

1 学校における人権教育

【現状と課題】

学校教育は、人権尊重の精神を育てるうえで極めて大きな役割を担っています。

本県においては、教育委員会の重点施策として、人類普遍の原理である自由・平等の原則と憲法及び教育基本法の精神にのっとり、社会に根強く残っている不合理な差別をなくし、基本的人権を尊重する精神の涵養と実践力の育成を図ることを掲げています。

このため、教職員に対する人権に関する研修会の開催や指導資料等の作成・配布など、人権意識の高揚に努めています。

また、研究指定校による実践的な取組~~み~~も行っており、その研究成果を教員向けの指導資料「人権教育指導のために」の県内事例として掲載し、他校への普及を図り、人権教育に関する指導方法等の改善及び充実に努めています。

さらに、各学校においては、児童生徒や地域社会の実態を踏まえ、人権の問題について学習するとともに、福祉施設等におけるボランティア活動への取組~~み~~、高齢者や障害のある人、外国人等との交流など、教育活動全体を通じて人権尊重の意識を高める教育の推進に努めています。

しかしながら、いじめの問題や児童生徒が加害者となる事件などに見られるように、少子化による影響や生活体験、社会体験等の不足などから、人権が知的理にとどまり、児童生徒に人権感覚が十分身に付いていない面も見受けられます。

これに対して、2001(平成13)年7月に学校教育法が改正され、各学校においてボランティア活動など社会奉仕体験活動、自然体験活動の充実に努めることとされ、人権教育の観点からも家庭

や地域社会との連携を図りながら、人権尊重の精神を育む教育の推進が図られています。

また、幼児期の教育は、人間形成の基礎を培ううえで極めて重要であり、家庭との連携を図りながら、幼児教育を充実し、小学校以降の連続的な心の発達につなげていくことが大切です。

【施策の方向】

文部科学省が「人権教育の指導方法等に関する調査研究会議」を設けて、2008(平成20)年3月にとりまとめた「人権教育の指導方法等の在り方について」(第三次とりまとめ)を各学校において活用し、その趣旨が浸透するよう啓発に努めます。

そして、児童生徒一人ひとりが、人間としてかけがえのない存在であることを自覚し、いじめや偏見・差別をなくし、互いに尊重し合い、好ましい人間関係を築いていこうとする心と態度を育む人権教育を推進します。

(1) 教育活動全体を通じた人権教育の推進

人権教育の視点に立って、教科や「特別の教科 道徳」、特別活動、総合的な学習(探究)の時間等の目標や内容を明確にするとともに、相互の関連を図りながら、人権を尊重する心と態度を育てます。

① いじめや偏見・差別を許さない環境づくり

教職員が児童生徒一人ひとりの大切さを強く自覚し、人権が尊重される学級経営、生徒指導に努めます。そして、児童生徒が「自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること」を理解し、いじめや暴力、障害のある人や外国人に対する偏見や差別、同和問題などあらゆる偏見や差別に対して、人間としての尊厳を踏みにじる行為は許さないという毅然とした態度で臨み、勇気をもって正しい行動をとることができる心と態度を育てます。

② 互いに尊重し助け合う心と態度を育てる教育活動の推進

互いの違いや良さを認め合い、共に学ぶことや活動をすることの楽しさ、やり遂げた成就感や満足感を味わうことのできる教育活動や心のバリアフリーの教育を推進し、互いに尊重し助け合う心と態度を育てます。

③ 児童生徒の自主性を尊重した指導方法の工夫

「協力的な学習」や「参加的な学習」を取り入れ、児童生徒が「自分で感じ、考え、行動する」という主体的・実践的な学習を推進し、人権に対する知的理解を深めるとともに人権感覚を育成します。

④ 心に響く体験的な活動の充実

児童生徒の発達の特性を踏まえ、家庭や地域との連携を図りながら体験的な活動の充実に努め、人権を尊重する心と態度を育てます。

例えば、幼稚園、認定こども園(保育所)においては、幼児の発達の特性を踏まえ、身近

な動植物に親しみ、生命の大切さに気付かせるとともに、集団の中で一人ひとりが生かされる遊びを通して、人権尊重の精神の芽生えを育むように努めます。

また、小学校、中学校及び高等学校においては、自然体験、生活体験や社会体験、高齢者や障害のある人等との交流など、心に響く体験の機会の充実を図り、豊かな心を育てます。

⑤ 国際理解・国際協力に関する教育の推進

帰国児童生徒から外国生活等についての体験を聞いたり、外国語指導助手（ALT）や外国人児童生徒との交流を深めるなど、外国人の人々の生活や文化について理解を深め、互いに協力して生きていく心と態度を育てます。

（2）幼（保）・小・中・高・特別支援学校の連携による人権教育の推進

心の発達の連續性を図り、幼稚園、認定こども園（保育所）、小学校、中学校及び高等学校の教育の関連について配慮し、発達の段階や児童生徒の実態に即した学習活動を計画するとともに、特別支援学校とも連携して人権を尊重する心と態度を育てます。

特に幼児期の教育については、人間形成の基礎をつくる重要な役割を担っていることを踏まえ、幼（保）・小の一層の連携と人権尊重の精神の芽を伸ばし育てる指導の工夫に努めます。

（3）学校としての取組みの点検・評価

校長のリーダーシップの下、教職員が一体となって人権教育に取り組む体制を整え、人権教育の目的設定、指導計画の作成や教材の選定、開発などに努めます。そして、指導計画や取組みについて、教職員、児童生徒、保護者による評価を取り入れ、その見直しや改善に努めます。

（4）家庭・地域との連携による人権教育の推進

人権教育の効果を高めるために、家庭・地域・学校が共に児童生徒を育てていくという視点に立ち、学校の取組みを保護者等に公表するなど、「開かれた学校づくり」を進め、家庭・地域との連携を推進します。

（5）教育委員会における相談体制や教職員研修等の充実

① 悩みを受け入れる相談体制の充実

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、カウンセリング指導員の配置など、児童生徒の理解を深め、いつでも相談できる体制の充実に努めます。

また、保護者からも気軽に相談に応じられる体制の整備に努めます。

② 教職員に対する研修等の充実

人権に関する研修会の実施や指導資料等の作成・配布、人権教育の研究指定校による実

践的な取組みなどにより、人権教育の一層の充実に努めます。

また、研修会等においては、具体的な事例による研修や体験を伴う研修を進め、教職員自身の人権感覚を磨くとともに、人権侵害を生み出す背景や問題解決のための対策を明らかにし、偏見や差別をなくするための指導に生かすよう努めます。

(6) 大学等高等教育機関における人権教育の推進

大学等高等教育機関においては、人権尊重の理念についての理解をさらに深め、人権教育の成果を確かなものにすることが必要です。

このため、人権教育の取組みが継続して行われ、さらに充実するよう、県内高等教育機関への情報提供などに取り組みます。

2 地域や家庭における人権教育

【現状と課題】

社会教育においても、様々な学習機会を通じて県民一人ひとりの意識を高めるために、人権教育の推進が求められています。

第4期教育振興基本計画（2023（令和5）年6月16日閣議決定）では、人生100年 時代を見据え、全ての人のウェルビーイング実現のためにも人生の各場面で生じる個人や社会の 課題の解決につながる学習機会が保障され、生涯学び、活躍できる環境 整備を図ることを目指しています。そして、人権に関する学習機会の充実を促進することが必要であるとしています。

本県においては、生涯の各時期に応じ、各人の自発的学習意思に基づき、人権に関する学習ができるよう、人権教育・啓発映像資料の貸し出しを行い、公民館等の社会教育施設において、学習会や講座の開催、交流活動の実施など、地域における学習機会の提供に取り組んでいます。

また、社会教育の指導者である社会教育主事※36 や公民館主事等に対し、研修会の開催や人権教育に関する指導資料の配布を行うなど、指導者の養成と資質の向上を図っています。

人権に関する学習は、ややもすると知識伝達の講義的学習に偏りがちで、概念的な把握にとどまり、参加意欲を削ぐこと等も指摘されています。そこで、具体的な学習指導においては、体験活動や身近な問題を取り上げることなどにより、自然に人権感覚が身に付くような活動を仕組むことや、学習意欲を高める手法を工夫し、地域連携の強化や家庭教育支援を通じてこれらの課題に取り組んでいくことが課題となっています。

また、人間形成の出発点である家庭においては、親の差別的な意識が親の言動を通してこどもに悪影響を与える場合が少なくないとの指摘があり、何よりも親自身が偏見を持たず差別しないことを日常生活の中で身をもってこどもに示していくことが強く求められています。

さらに、近年、少子化、核家族化などの影響で、子育てに不安感や孤立感を抱く親が少なくな

い状況にあり、家庭の教育力の低下が懸念されています。

また、地域においても、こどもたちが同年代の仲間や大人たちと触れ合う機会が減少し、人間関係が希薄化することに伴う地域の教育力の低下が指摘されています。

こうしたことから、本県では、社会に学ぶ『14歳の挑戦』※37 等の体験活動の機会を活用して地域の力を結集し、社会全体で子育てに取り組む気運の醸成を図っています。

加えて、親が自ら自分の役割とこどもとのかかわり方について学ぶ「親学び講座」※38 の実施など、家庭教育への支援事業、就学時健診の際などにおける家庭教育講座や子育て等に関する相談体制の整備、親子のふれあいを深める自然体験活動の場の提供など多様な家庭教育への支援を図るとともに、地域づくりに参画する意識を育む青少年のボランティア活動等の推進を取り組んでいます。

【施策の方向】

地域における学習機会の提供、家庭教育への支援、社会教育関係者に対する研修の充実など、地域や家庭における人権教育の充実に努めます。

① 地域における学習機会等の充実

公民館等の社会教育施設を中心に、参加体験型の学級・講座の開催など地域の実情に応じた多様な学習機会の提供や、こどもと高齢者の異世代間交流の促進など、地域住民等の参画により、多様なふれあい・交流の機会の充実を図るとともに、学習意欲を喚起する学習プログラムの開発に努めます。

② 家庭教育への支援の充実

人権感覚が乳幼児期から育成されるよう、こどもの発達の段階に応じた家庭教育講座など学習機会や情報提供の充実を図るとともに、子育てに不安や悩みを抱える親等への相談体制の整備、親子のふれあいを深める体験活動機会の増加など、良好な親子関係を築くための支援の充実を図ります。

③ 社会教育関係者に対する研修等の充実

社会教育主事、社会教育施設関係者、社会教育団体関係者、教職員等を対象にした研修を充実し、人権教育に関する指導者の養成と資質の向上を図るとともに、人権に関する研修資料の作成・配布、学習教材の一層の充実を図ります。

④ 関係機関の連携の強化

地域の実情や対象者に応じた人権教育を推進するために、社会教育機関、学校教育機関、法務局等の人権擁護機関などの連携の強化に努めます。

3 人権に関わりの深い職業に従事する者に対する人権教育

人権が尊重される社会づくりを推進していくうえで、教育関係職員や医療・保健・福祉関係者、公権力の行使にあたる公務員など人権に関わりの深い職業に従事する者は、常に高い人権意識をもって職務に臨むことが求められます。

そこで、人権に関わりの深い職業に従事する者が、人権問題に対する正しい知識と理解を深め、豊かな人権感覚と高い人権意識を身に付けることができるよう、人権教育の充実を図る必要があります。

(1) 教育関係職員

教職員は、学校の教育活動を通じて、こどもたちの人格形成に大きな影響を与える立場にあり、その発達の段階に応じた人権教育を実践していくという重要な役割を担っています。

また、社会教育主事、公民館職員等の社会教育関係職員は、地域や家庭における人権教育の担い手として指導的役割が期待されています。

このため、これら教育関係職員が、指導資料等の配付や具体的な事例による研修の受講等を通じて、人権問題についての正しい知識と理解を深め、人権教育の主たる担い手として適切かつ効果的に人権教育や指導を行うことができるよう、指導資料や研修内容の一層の充実に努めます。

(2) 医療関係者

医療現場においては、患者への対応、患者の個人情報の保護、患者等に対する医療情報の適切な開示など、患者の人権に対する深い理解と認識が求められ、日々患者に接している医師、歯科医師、薬剤師、看護師、理学療法士、作業療法士等医療関係者は、人権意識をより一層身に付ける必要があります。

このため、県の医療関係職員については、新任職員研修等各種研修を実施するなど、人権教育の充実を図ります。

また、医療関係の各種学校や養成所に人権教育の拡充を働きかけるほか、医療関係団体に対しても、人権意識の高揚を図るよう要請します。

(3) 保健・福祉関係者

こども、高齢者、障害のある人等と接する機会の多いケースワーカー、ホームヘルパー、ケアマネジャー^{※39}、民生委員・児童委員、保健師、社会福祉施設職員等の日常業務は、対人サービスを提供することであり、常にプライバシーの保護をはじめ人権に配慮した対応など人権に対する深い理解と認識が求められています。

このため、県の保健・福祉関係職員については、新任職員研修等各種研修の充実に努めると

とともに、市町村や関係団体等が実施する研修に講師を派遣するなど、市町村や関係団体等の研修の充実に対し支援します。

また、保健・福祉関係職員を養成する各種学校等に対し、人権教育の充実を図るよう要請します。

(4) 消防職員

消防職員は、その業務が住民の生命、財産を守るという地域住民の暮らしと密接に関係することから、幅広い視野と豊かな人権感覚が求められています。

このため、消防職員の人権への理解と擁護意識を高めるよう、消防学校の初任教育及び幹部教育における人権教育を充実します。

また、それぞれの市町村に対し、消防職員に対する人権教育が継続的に実施されるよう要請します。

(5) 警察職員

警察職員は、個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、公共の安全と秩序の維持など人権に密接に関わる職務を担っており、すべての警察職員が人権に関するきめ細かな知識と感性を身に付け、人権を尊重した職務執行を徹底することが求められています。

このため、職務倫理教養及び適切な市民応接を推進するとともに、被害者、被疑者、被留置者その他関係者の人権への配慮に重点を置いた教育研修を充実します。

(6) 県・市町村の職員

県民に奉仕する立場にある公務員に対しては、人権問題を正しく理解し、人権感覚を十分身に付けることが厳しく求められています。

このため、県職員に対しては、上記に加え、啓発資料の配付のほか、より高い人権意識の醸成を図るため、講義形式による研修に加えて体験型の研修を取り入れるなど、研修内容の充実に努めます。

また、市町村に対しては、人権に関する研修を支援するほか積極的に各種情報の提供を行うなど、広く市町村職員の人権意識の向上が図られるよう支援に努めます。

(7) マスメディア関係者

情報化社会と言われる今日、マスメディアは県民生活と密接に関わっており、県民の価値判断や意識の形成に大きな影響力をもっています。

また、マスメディアは、様々な人権に関わる報道により、県民の人権意識の高揚に大きな役割を果たす一方、事件の報道に関して個人の生活に関わる中で、時には個人の名誉を傷つけたりプライバシーを侵害する危険性も有しています。

このため、マスメディア関係者には、今後とも正確な情報を提供するという公共的使命を果たすと同時に、人権に配慮した取材活動や人権尊重の視点に立った紙面・番組づくり、人権研修への積極的な取組みを期待します。

また、県が推進する人権教育・啓発の取組みへの積極的な協力を要望します。

4 企業に対する人権啓発

【現状と課題】

本県においては、企業の社会的責任の重大さに鑑み、企業に対して公正な採用選考についての要請を行うとともに、労働広報誌による情報提供等を行っています。

また、職場におけるハラスメント対策については、事業主に対してセクシュアルハラスメント防止のための雇用管理上の措置が義務付けられています。さらに、「男女雇用機会均等法」及び「育児・介護休業法」の改正により、2017(平成29年)年1月1日からは、妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントについても、同様に措置を講じることが義務付けられました。さらに、2019(令和元)年には「労働施策総合推進法」が改正され、パワーハラスメント※40についても対策が法制化されたほか、「男女雇用機会均等法」、「育児・介護休業法」の改正により、セクシュアルハラスメント等に関して相談した労働者に対する不利益取扱いの禁止(パワーハラスメント及び妊娠・出産・育児休業・介護休業等に関するハラスメントについても同様の規定を整備)や、自社の労働者が他社の労働者にセクシュアルハラスメントを行った場合の協力対応が加わるなど、ハラスメントの防止対策が強化されています。また、この改正を踏まえ、2020(令和2)年1月には「事業主が職場における優越的な関係を背景とした言動に起因する問題に関して雇用管理上講ずべき措置等についての指針」が策定され、顧客等からの著しい迷惑行為、いわゆるカスタマーハラスメントに関して、事業所は相談に応じ、適切に対応するための体制の整備や被害者への配慮の取組みを行うことが望ましい旨が定められています。

また、採用する企業やその採用担当者等が優越的な立場を利用して就職活動中の学生に行う「就活ハラスメント」についても、防止対策に取り組むことが望ましいとされています。

県、富山労働局では、相談窓口を開設し職場におけるハラスメントに関する県民からの相談等に対応しています。

また、各企業においても、個々の実情や方針等に応じて自主的な人権啓発活動が行われています。具体的には、従業員に対して行う人権に関する研修や県が主催する講演会への参加などの方法により行われています。

しかし、研修が単に人権侵害の事例紹介など知識の習得に止まっていたり、人権侵害(過重労働、パワーハラスメント等)に遭いながら受忍しているなど、従業員一人ひとりが自分自身の課題として人権尊重の理念の重要性を実感するようになっていないとの指摘もあります。

【施策の方向】

公正な採用選考の推進や職場における各種ハラスメントの防止に向けた取組みの働きかけ、人権に関する研修情報の提供など、企業に対する人権啓発に努めます。

① 公正な採用選考の推進

就職の機会が均等に確保されるようにするために、企業に対して公正な採用選考について働きかけるとともに、特に採用選考の中で重要な比重を占めている面接において受験者の人権を侵害することのないよう啓発に努めます。

② ハラスメント防止等についての啓発活動の充実

広報・啓発活動を通じて、ハラスメントの防止など職場環境の整備を働きかけ、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法、労働施策総合推進法の適正な運用や、昨今の労働関係法令の改正内容の普及促進に努めます。

③ 企業に対する研修情報の提供

人権に関する企業内研修の質的な内容の充実が図られるよう、企業に対し人権に関する情報の提供に努めます。

5 県民一般に対する人権啓発

【現状と課題】

県民に対する人権啓発活動については、広く県民の間に人権尊重思想の普及高揚を図り、県民一人ひとりが人権を尊重することの重要性を正しく認識するとともに、日常生活において他人の人権にも十分に配慮した態度や行動がとれるよう、各種講演会の開催をはじめ、啓発資料等の作成・配布など様々な啓発活動を行っています。

国では、毎年12月4日から10日までを「人権週間」と定め、国内の人権関係諸機関及び諸団体の協力の下に広く国民に人権尊重思想の高揚を呼びかける大規模な啓発活動を展開しており、本県においてもこの「人権週間」の前に人権に関する諸企画を集中的・一体的に実施する「ヒューマンコミュニケーションフェスタ」を県内関係機関・団体と協力して開催するなどの啓発活動を行っています。

このようなイベントの開催は、人権啓発の大きな機会として大変有意義なものですが、その内容・手法が必ずしも県民の興味・関心・共感を呼び起こすものになっていないとの指摘があり、これに対して、マスメディアや民間のアイデア・ノウハウを積極的に活用することにより、より効果的な人権啓発ができるとの指摘があります。

さらに、啓発の効果が知識の習得に止まり、県民一人ひとりが自分自身の課題として人権尊重の理念の重要性を実感するようになっていないとの指摘もあります。

【施策の方向】

県民一人ひとりが人権尊重の理念を真に自分のものとして身に付けるためには、今後とも地道にねばり強く啓発活動を続けていくことが大切です。

そして、県民の理解や共感を得るためにには、個人の尊重といった普遍的な視点から人権尊重の理念を訴えることに併せて、具体的な人権課題に即し、県民にとって親しみやすくわかりやすいテーマや表現を用いるよう努めが必要です。

また、県民が人権に関する知識・情報を受け取るだけの受身型の啓発には、人権感覚を体得するという観点からは限界があることから、県民自身が主体的・能動的に参加できるような啓発手法の併用が考えられます。

これらのこと踏まえて次の施策を推進し、広く人権尊重思想の普及高揚に努めます。

① 講演会や啓発資料の充実

人権啓発講演会や啓発資料の充実などにより、啓発活動を積極的に推進します。

② マスメディアや民間アイデアを活用した効果的な啓発

より多くの県民に人権尊重の理念の重要性を効率的に伝え、効果的に人権啓発を進めるために、マスメディアや民間アイデア、SNSの積極的な活用を図ります。

③ 参加型・体験型啓発活動の推進

人権啓発イベントの中にワークショップや車椅子体験、関係者とのふれあい交流の機会を設けるなど、参加型・体験型の啓発活動を積極的に推進します。

④ 地方法務局や市町村等との連携強化

人権啓発活動をさらに総合的に推進していくため、富山地方法務局と富山県人権擁護委員連合会、県、市町村で構成する「人権啓発活動ネットワーク協議会」※41において、今後とも密接な連携を図っていきます。

⑤ 人権に関する情報の提供

県民に人権に関する県の取組みや相談機関等の情報をワンストップで提供できるよう努めます。

第4章 重要課題への対応

女性、こども、高齢者、障害のある人、感染症患者等、犯罪被害者等、同和問題、アイヌの人々、外国人、刑を終えて出所した人等、インターネットによる人権侵害、性的指向、ジェンダーアイデンティティ、災害に起因する人権問題など、人権が侵害されているか、もしくは人権保障が十分でない人々に対して、それぞれの固有の問題点について十分留意しつつ、法の下の平等、個人の尊重という普遍的な視点からきめ細かく対応し、問題の解決を図っていくことが極めて重要です。

1 女性

男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保される社会の実現を目指し、男女共同参画の環境づくり、配偶者等からの暴力の防止及び被害者保護対策の充実、男女が安心して働くことのできる就業環境の整備などを推進します。

(1) 男女共同参画の環境づくり

意思決定の場への女性の参画を進める環境づくりを行うなど、男女が性別にかかわらずあらゆる分野における活動に対等に参画できる機会を確保し、個性と能力を発揮できるよう、富山県民男女共同参画計画を着実に推進します。

(2) 男女共同参画の意識づくり

性別による無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)への気づきを促し、解消に向けた取組みを推進します。また、県民共生センターの各種講座や研修等の充実を図るとともに、男女共同参画推進員※42による地域における意識啓発活動の推進や学校教育全体を通じて、児童生徒の発達に段階に応じて、男女平等に関する指導の充実を図ります。

(3) チャレンジ支援機能の充実

「再就職」、「起業」、「N P O」等、様々な分野への女性のチャレンジを支援するため、女性就業支援センターや県民共生センターの支援機能の充実に取り組みます。

また、農林水産業や商工業等の分野における女性の参画促進を図ります。

(4) 職場における男女の平等の確保と就業環境の整備

企業に対し、「とやま女性活躍企業」※43の認定を働きかけ、職場内における男女共同参画の推進や女性管理職の登用促進を促すとともに、女性活躍推進法及び次世代育成支援対策推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定・届出の普及啓発や男性の育児休業取得に対する支援など、男女が安心して働くことのできる就業環境の整備促進に努めます。

(5) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者支援体制の強化

「とやまパープルリボンキャンペーン」の実施、啓発資料の作成・配付などによるDVの理解と防止に向けた取組みや若年層への教育・啓発を行い、配偶者等からの暴力を許さない社会づくりを推進します。また、関係機関や民間団体等と連携・協働し、DV被害者を含む困難な問題を抱える女性の意思に寄り添った早期からの切れ目ない包括的な支援の提供に取り組みます。

このほか、性暴力被害ワンストップ支援センターとやまにおける電話相談・面接相談、同行支援などの取組みを着実に推進します。

2 こども

こどもも独立した人格を持ち、権利を享受し行使する一人の人間として尊重される「こどもまんなか社会」の実現を目指し、こどもの発達の段階に応じた心の教育の充実、こどもの権利に関する啓発活動の推進、関係機関の緊密な連携による児童虐待防止対策の充実、学校や家庭、地域におけるこどもや保護者の悩み等に対応できる相談体制の充実などを図るとともに、こどもの権利の尊重・擁護や県、県民、事業者等の役割・責務などを示した条例の制定を検討してまいります。

(1) こどもの発達の段階に応じた心の教育の充実

こどもの発達の段階に応じて、教育活動全体を通じたいじめや偏見・差別を許さない雰囲気づくり、絵本や副読本などを活用した人権感覚の育成や互いに尊重し助け合う心と態度の育成、児童生徒の自主性を尊重した指導方法の工夫、自然や命とふれあう体験学習や活動の工夫・拡充など、心の教育の充実に努めます。

また、中学生や高校生が乳幼児とのふれあい等を通してこどもや家庭の大切さを理解する講座を開催するなど、命の継承の大切さやこどもを生み育てるここと、家庭を築くことの意義などについて理解できるよう、教育、啓発に努めます。

(2) こどもの権利に関する啓発活動の推進

こどもに影響がある事柄に関してこどもの意見を尊重したり、こどもの参加を促進するとともに、こども自身が自らの権利を主張できる場や仕組をつくることを目指します。

また、こどもの権利条約を収録した冊子をこどもの入学時等に配布するなど、こども自身や親を含めた社会一般に対し、こどもの権利に関する啓発活動を進めます。

(3) いじめなど学校での悩みに対応できる相談体制の充実

こどもやその親が、いじめや不登校など学校での不安や悩みなどを気軽に相談してストレスを和らげるとともに、不登校のこどもが学校に復帰しやすい環境を整えることができるよ

う、各学校にスクールカウンセラーやカウンセリング指導員等の効果的な配置を進め、県・市町村の教育機関や保健・医療関係の専門家等と連携しながら、相談体制の充実を図ります。

(4) 児童虐待防止対策の充実

市町村及び要保護児童対策地域協議会※44 の取組みを支援し、関係機関・団体、住民などが連携協力し、地域ぐるみでの児童虐待の予防、早期発見・早期対応、被虐待児の自立支援に至るまで、切れ目のない支援を実施します。

また、児童相談所で24時間365日いつでも相談に応じるほか、児童福祉司や児童心理司等の人員体制の強化や資質の向上により、相談体制の強化を図ります。

(5) 家庭教育に関する学習機会や子育てに関する相談体制の充実

家庭教育情報発信事業やとやま親学び推進事業を通じて、こどもの発達の段階に応じた家庭教育に関する学習機会の充実や情報の提供、親の意識啓発などに努めます。

また、子育てに不安や悩みを抱える保護者のために、電話相談やカウンセリング、電子メールなどによる相談体制を充実します。

(6) 地域住民による子育て支援の促進

地域ぐるみでこどもを育てていくという視点から、地域におけるこどもの活動拠点の整備・活用を促進するほか、こどもの居場所づくりや遊び・学びの体験活動の取組みを推進します。

また、地域の子育て人材の情報提供、子育て親子の交流、育児相談・指導に応じる子育て支援センターやつどいの広場の設置を促進します。

(7) こどもを犯罪等の被害から守るための活動やこどもの健全育成の推進

こどもを事故や犯罪の被害から守るため、学校安全パトロール隊やスクールガードリーダーなど、ボランティアやN P O等の活動の充実を図り、安全で安心して暮らせる地域づくりを推進します。

また、こどもを安心して育てられるようにするため、住民が主体となった県民総ぐるみの健全育成活動、インターネット上の有害情報にも対応した有害環境浄化活動などの取組みを推進します。

3 高齢者

高齢者の自立と尊厳を保持し、すべての高齢者が人として尊重され、健康で生きがいを持ちながら住み慣れた地域で暮らせる社会の構築を目指し、高齢者の人権や福祉に対する意識啓発、高齢者虐待の防止と権利擁護、生きがい対策の充実と社会参加の促進、高齢者の知識や技術を生かす機会の拡充などに努めます。

(1) 高齢者の人権や福祉に対する意識啓発の推進

こどもの頃から、高齢者に対する偏見を取り除き、一人ひとりをかけがえのない存在として尊重し、正しい理解と相手を思いやる心を育むため、学校の教育活動の中で高齢者福祉施設等との交流学習を進め、児童生徒が高齢者とのふれあいを体験する機会づくりやボランティア活動への参加を推進するほか、敬老の日、老人週間等の行事を通じて、県民一人ひとりに高齢者の人権や福祉について関心と理解が深まるよう取り組みます。

また、県民の認知症に関する正しい知識の普及と理解を促進し、高齢者の尊厳の保持に努めます。

(2) 高齢者虐待の防止と権利擁護体制の整備

近年の高齢者虐待に対する深刻な状況や高齢者虐待防止・養護者支援法の施行を踏まえ、虐待の防止や早期発見・早期支援のための広報・啓発活動、高齢者虐待に対応する職員の資質向上などに取り組みます。

また、認知症高齢者が増加することなどを踏まえ、市町村が設置する地域包括支援センター※45における高齢者及びその家族への総合相談支援や成年後見制度※46の利用支援、高齢者虐待防止ネットワーク※47の構築などの各種相談・権利擁護体制の整備を推進します。

このほか、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の深化・推進や地域包括ケア活動を実践する団体の拡大により、官民連携による生活支援・見守り体制づくりを進め、虐待の防止・早期発見、犯罪、特殊詐欺、悪質商法等の被害防止に取り組みます。

(3) 地域における介護サービスの充実

高齢者の自立した生活を支えることができるよう、地域に密着した在宅サービスを中心に、多様な介護サービスの充実を図ります。例えば、こどもたち等との異世代交流を推進するため、年齢や障害の有無に関わらず支援が必要な人をケアする富山型デイサービス※48の充実や、地域密着型サービスの計画的整備による認知症高齢者グループホーム※49の促進、介護員養成研修の実施による介護サービス従事者へのパーソンセンタードケア※50など人権に配慮したケア方法の普及など、住み慣れた地域でのきめ細やかなケアを推進します。

(4) 生きがい対策の充実と社会参加の促進

高齢者の生きがいづくりと社会参加を促進するため、教養・文化・スポーツ・趣味活動等の充実や社会貢献活動等を推進し、高齢者の自主的な仲間づくりや介護予防活動、老人クラブが行うボランティア活動等を支援します。

(5) 高齢者の知識や技術を生かす機会の拡充

意欲のある高齢者が、その豊富な知識や経験等を生かし、地域社会を支える重要な担い手として活躍できるよう、専門知識・技術を有するシニア人材と県内企業とのマッチングを推進するため、ハローワーク富山と一緒に、とやまシニア専門人材バンクを設置し、仕事の相談から紹介までをワンストップで支援し、国や関係機関と連携しながら、高齢者の多様な就労ニーズに応じた雇用・就業機会の確保に引き続き、取り組んでいきます。また、高齢者が意欲と能力に応じて地域社会の支え手として働くよう、シルバーパートナーセンターの取組みを支援していきます。

(6) 福祉のまちづくりの計画的推進

富山県民福祉条例等に基づき、県や市町村の行政だけでなく、県民みんなが参加し連携して福祉に取り組む体制を整備し、県、市町村、事業者、県民が一体となって、高齢者、障害のある人、児童等すべての人々が暮らしやすい福祉のまちづくりを計画的に進めます。

障害者等用駐車区画の利用対象者を明らかにし、障害のある人や妊産婦などの歩行が困難な方に利用証を交付する富山県ゆずりあいパーキング（障害者等用駐車場）利用証制度の導入により、障害者等用駐車区画の適正利用を促進します。

高齢者が可能な限り住み慣れた地域で生活できるよう、介護ニーズにも対応した多様な居住環境の整備を推進します。

また、すべての人に利用しやすいデザインをめざすユニバーサルデザイン※51 の考え方を広く県民に浸透、普及させるための施策を推進します。

さらに、交通安全対策や防災・防犯対策の充実を図ります。

(7) 悪質商法対策の推進

悪質商法等による被害の早期救済・未然防止のため、相談体制の充実強化や、消費生活講座、各種広報等により、県民のライフステージに応じた体的・効果的な消費者教育の施策を推進します。

また、見守り活動等を行う関係機関・団体により構成された「くらしの安心ネットとやま」において、被害事例等を情報共有し連携する等して地域における見守り体制を推進します。

(8) 特殊詐欺等防止対策の推進

近年の特殊詐欺等による被害が深刻な状況を踏まえ、県警では、犯罪に対する社会全体の「抵抗力」を高めるための各種施策を推進します。

- ① 被害防止に力を合わせるべき関係機関・団体等による「富山県民だまされんちや官民合同会議」を開催し、被害実態や官民一体となった取組みの必要性について認識を共有するとともに、具体的な取組みに関する意見交換を行います。

② 特殊詐欺による被害に歯止めをかけるべく、県警及び関係機関・団体等による啓発活動を推進するとともに、毎年8月1日から12月31日までを運動期間として、地区の実情に応じた取組みを推進し、地区住民の「被害ゼロ」（未発生）を目指す特殊詐欺被害ゼロ地区運動を推進します。

4 障害のある人

年齢や障害の有無にかかわらず、誰もが安心・幸せを感じる“ウェルビーイング”を目指す「とやま型地域共生社会」の構築を目指し、障害や障害のある人に対する理解の促進、差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止、コミュニケーション支援体制の確立、住みよい生活環境の整備、雇用・就労の促進、社会参加活動の推進などを図ります。

（1）障害及び障害のある人に対する理解の促進

県の広報紙やホームページ等各種媒体を通じて、障害福祉に関する県民理解のための広報活動を推進するとともに、「障害者週間（12月3日から9日）」を中心として、街頭キャンペーンや体験作文・ポスター・友情の图画募集等、各種行事の展開により、積極的に県民の理解を促進します。

また、障害のあるこどもと、障害のないこどもや地域の人々が、計画的な交流及び共同学習を行うなど、互いの違いを認め合い、尊重し合う心と態度を育てるなど、心のバリアフリーの教育を推進します。

中学2年生が5日間の職場体験活動や福祉・ボランティア活動等に取り組む「社会に学ぶ『14歳の挑戦』」事業を県内全中学校において展開します。また、「総合的な学習（探究）の時間」・「特別活動」の活用や児童・生徒の地域でのボランティア活動の推進、介護体験などにより、児童生徒の福祉の心を醸成するとともに、社会福祉への理解と関心を深める機会を提供します。

さらに、市町村や市町村社会福祉協議会などが地域で開催する障害福祉に関する各種大会、講座や福祉教育地域指定事業等を通して地域住民の福祉意識の向上を図ります。

（2）差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

民間企業、団体、行政機関の職員等に対し、「障害者差別解消法」及び「障害のある人の人権を尊重し県民皆が共にいきいきと輝く富山県づくり条例」に基づく、障害を理由とする「不利益取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」等についての理解を深めるための研修を実施するとともに、広域専門相談員及び地域相談員を設置し障害を理由とする差別に関する相談体制の充実に努め、障害者理解の促進と障害のある人への配慮の徹底を図ります。

また、障害者虐待防止法に基づき、富山県障害者権利擁護センターにおいて、障害者虐待の通報・相談の受付や市町村への情報提供・助言等を行うとともに、「障害者110番」運営事

業により、障害のある人の権利擁護について相談員等による専門的な相談体制の充実に努めます。

障害のある人の財産や権利を保護し、自己決定の尊重を図るため、市町村とともに成年後見制度の普及・啓発に努めるとともに、市町村における中核機関の設置等に対する支援や、制度の適切な利用の促進を図ります。

さらに、外見からは援助や配慮を必要としていることが分かりづらい人等が着用することにより、援助や配慮を必要としていることを知らせる「ヘルプマーク」や必要な支援内容、緊急連絡先を記載した「ヘルプカード」の普及啓発に努めます。

(3) コミュニケーション支援体制の確立

2022年（令和4）年5月に施行された「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」の趣旨に基づき、必要な情報が障害の有無にかかわらず取得できるよう、障害の特性に応じた適切な情報提供に努めるとともに、様々な情報が自由に利活用できるようオープンデータの推進に努めます。

また、障害のある人が点字、音声、手話、要約筆記、触手話、指点字、代読、代筆、その他のコミュニケーション手段を選択する機会を確保できるよう、障害のある人のコミュニケーション支援の充実を図ります。

(4) 住みよい生活環境の整備

富山県民福祉条例等に基づき、市町村、事業者、県民と連携し、住民参加によるまちづくりや、高齢者や障害のある人など、誰もが気軽に出かけることができるユニバーサルデザインのまちづくりを推進します。

障害者等用駐車区画の利用対象者を明らかにし、障害のある人や妊産婦などの歩行が困難な方に利用証を交付する富山県ゆずりあいパーキング（障害者等用駐車場）利用証制度の導入により、障害者等用駐車区画の適正利用を促進します。

また、障害のある人の地域での住まいの場であるグループホームの整備や、公営住宅における障害者の優先入居の推進、公的賃貸住宅や民間賃貸住宅の有効活用による障害者世帯の居住の安定確保を図ります。

さらに、障害のある人が地域社会において安全で安心して生活することができるよう、交通安全対策や感染症対策、防災・防犯対策の充実を図ります。

(5) 個々のニーズに応じた障害福祉サービスの充実

障害のある人が本人の意思決定のもと、地域で自立した生活を営むことができるよう、相談支援体制や、障害のある人が必要なときに必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援や障害の特性に応じた質の高い福祉サービスを受けることができる体制の整備を推進し

ます。

(6) 社会参加活動の推進

障害のある人等の生活の質的向上を図るため、歩行訓練講習会、家庭生活教室など、障害特性に応じた、日常生活上必要な生活訓練等に関する各種講習会等を開催します。

また、障害のある人が日常的にスポーツや芸術・文化に親しみ参加できるよう、障害のある人のスポーツや芸術・文化活動の振興を図ります。

(7) 雇用・就労の促進

2024(令和6)年4月から障害者雇用率制度による法定雇用率が引き上げられたことから、障害のある人の就労についても福祉的就労から一般就労への移行を推進し、職場における多様性（ダイバーシティ）を高めていくことが求められています。

そのため、障害のある人自身の自立に向けた職業能力開発を支援していくとともに、事業主や一般社会への障害者雇用・就労や障害者差別の禁止と合理的配慮の提供義務等に対する理解を深めるため、富山労働局と連携し、一般就労に向けたセミナーを開催するほか、障害のある人の雇用促進に資する各種支援施策の一体的な周知等を行います。

また、障害者雇用における優良企業の事例を紹介する講座を開催するなど法定雇用率達成に向けての周知・啓発を行うほか、県内4か所に設置した障害者就業・生活支援センターを通じての短期の職場実習等を行う障害者チャレンジトレーニング事業を実施するなど、障害者雇用の促進を図ります。

5 感染症患者等

感染症患者等に対する差別や偏見の解消を図るため、県民に対し、感染症に関する正しい知識の普及・啓発を図るとともに、感染症患者等に対する相談体制の充実に努めます。

また、新たな感染症患者の発生又はそのまん延のおそれが生じた場合には、関係機関と密に連携しながら、迅速で正確な情報提供を図るとともに、必要に応じて相談窓口等の設置に努めます。

(1) H I V感染者等

県民に対してH I V感染症に関する正しい知識の普及・啓発を図り、偏見や差別の解消に努めるとともに、H I V感染者等に対する相談支援体制の充実に努めます。

ア H I V感染症に関する正しい知識の普及啓発

世界エイズデー（12月1日）を中心とする11月から12月におけるエイズ予防キャンペーンの実施、パンフレットの作成・配布、各種講演会の開催などにより、地域、職場、学校な

どと連携を図り、HIV感染症に関する正しい知識の普及啓発に努め、偏見や差別の解消に努めます。

イ 相談支援体制の充実

厚生センター等窓口での相談や検査が受けやすい体制を充実するとともに、HIV感染者等に対する心理的な支援を行うため、相談窓口の充実に努めます。

(2) ハンセン病患者・回復者等

県は、ハンセン病の患者・回復者に対して法律や国の政策に基づいて対処してきたところですが、患者の隔離政策が人権に対する大きな制限、制約となったこと、患者のみならずその家族に対しても一般社会に極めて厳しい偏見や差別が存在してきた事実を深刻に受け止め、過去の反省の上に立って、患者・回復者の自立支援に努めるとともに、ハンセン病の正しい知識の普及啓発に努めます。

ア 患者・回復者の自立支援

- ① 療養所入所者から社会復帰が困難な要因や条件を聴取し、対策を協議するなど、社会復帰の促進に努めます。
- ② 社会復帰された人々の生活支援や相談体制を整備し、安心して生活できる社会づくりに努めます。

イ ハンセン病に対する正しい知識の普及啓発

- ① 人権啓発講演会などの場を活用し、積極的に普及啓発を行います。また、学校関係者の研修会等においても啓発に努めます。
- ② 「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」
※52 にあわせて、ポスターやパンフレットを配布するほか、ホームページによる啓発を行います。
- ③ 一般参加のイベントなどでパンフレットを配布するなど、多方面への啓発に努めます。

(3) 新たな感染症患者等

新たな感染症発生時においては、情報の錯綜、偏見・差別等の発生、偽・誤情報の流布のおそれがあります。その時点で把握している科学的根拠等に基づいた正確な情報を迅速に提供するとともに、平時から、感染症等に関する普及啓発、情報提供等に努めます。

- ① 今後新たに発生する感染症に関する正しい知識の普及啓発に努め、差別や偏見の解消に努めます。
- ② 感染症患者等が不当な差別的な取扱いを受けることのないよう、感染症患者等に対する相談支援を行います。

6 犯罪被害者等

誰もが犯罪被害者等になる可能性があるとの認識の下に、犯罪被害者等を社会全体で支え合うことができる社会の実現を目指し、犯罪被害者等基本法を踏まえて、国、日本司法支援センターその他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間団体等と連携協力しながら、犯罪被害者等の視点に立った施策を推進します。

(1) 犯罪被害者等支援に関する広報・啓発

犯罪被害者等の置かれた状況、プライバシーの尊重や生活の平穏への配慮、各種支援の必要性など犯罪被害者等の人権についての県民の理解を深めるとともに、犯罪被害を潜在化させることなく犯罪被害者等が安心して支援を求められる環境を整えるため、犯罪被害者等支援に関する広報・啓発に努めます。

(2) 犯罪被害者等に対する相談・支援体制の充実

相談員の適正配置や相談窓口のネットワーク化を図るなど、相談体制の充実を図るとともに、相談窓口の広報に努め、犯罪被害者等への情報提供を積極的に行います。

また、犯罪被害者等が直面している様々な問題や犯罪被害者等の様々な要望にきめ細かく対応するため、富山県犯罪被害者等支援協議会を中心とした官民協働による総合的かつ継続的な支援体制の充実に努め、地域ぐるみの支援体制や市民による支援組織が拡充されるよう支援します。

(3) 性暴力被害者等への相談・支援体制の充実

性暴力被害は、被害が潜在化する事例が多く、周囲の偏見・誤解等の二次的な被害を受ける事例も少なくありません。

このため、被害直後からの総合的な支援を可能な限り1か所で提供することにより、被害者等の心身の負担を軽減し、その健康の回復を図るとともに、警察への届出の促進、被害の潜在化の防止を図ることは重要であり、性暴力被害ワンストップ支援センターとやまの相談・支援体制の一層の充実に努めます。

7 同和問題（部落差別）

地域改善対策協議会意見具申（1996（平成8）年5月）や部落差別の解消の推進に関する法律（2016（平成28）年12月）の趣旨を尊重し、同和問題に固有の経緯等を十分認識しつつ、県民の同和問題に関する正しい認識と理解が深まるよう、人権教育や効果的な啓発活動の推進に努めます。

(1) 人権教育の推進

学校教育においては、副読本などを活用しながら人権の大切さを学ぶ中で、同和問題に関する正しい認識と理解を進め、互いに人間として尊重し合う心と態度を育てる人権教育を推進します。

また、社会教育においては、人権に関する講演会や研修等の機会を通じて、同和問題に対する理解を深めるとともに差別意識の解消に努めます。

特に公務員は、基本的人権を尊重し、同和問題に対する認識と理解を一層深め、自らの課題としてその解決に取り組んでいく役割を担っていることから、同和問題を重要な研修課題として位置づけ、研修内容の充実に努めます。

(2) インターネット上のモニタリングの実施

情報化の進展に伴って、インターネット上に同和地区と称して地名を書き込むなどの行為が発生していることから、本県に関係する書き込みなどについてモニタリング及び削除要請などに努めます。

(3) 効果的な啓発活動の推進

人権講演会など人権啓発イベントの開催やマスメディアの活用、啓発資料の配布などを通じて、より効果的な啓発活動の推進に努めます。

人権侵犯事件が発生した場合には、地方法務局をはじめ関係機関との連携を密にして、事案の解決に協力するとともに、こうした機会をとらえて、関係者に対し同和問題に対する正しい認識と理解を深めるための啓発に努めます。

また、差別意識の解消に向けた啓発や教育の効果を覆し、同和問題に対する誤った意識を助長する「えせ同和行為」の排除に向けて、地方法務局など関係機関と連携し、一層の啓発に努めます。

8 アイヌの人々

アイヌ施策推進法等の趣旨を踏まえ、国等と連携し、アイヌの人々が長い歴史の中で民族として独自の伝統や文化を培い、その保存伝承に努めていることについて、県民が正しく理解し、アイヌの人々の民族としての誇りが尊重され、アイヌの伝統等に関する知識の普及や理解が深まるよう啓発に努めます。

9 外国人

国際化の進展及び国の外国人材受入れ拡大方針により、今後も外国人訪問者や在住外国人が増加することが見込まれます。このような中、外国人に対する差別意識や偏見を解消し、諸外国の文化や多様性を受け入れ、日本人も外国人も共に暮らしやすい地域づくりなど、多文化共生の

取組みを積極的に推進します。

(1) 相互理解を深めるための啓発活動等の推進

- ① 日本人住民と外国人住民がともに、お互いの生活習慣や文化の違いを理解できるよう、多文化共生についての意識啓発等に努めます。
- ② 地域や各種団体による自主的な国際交流活動の促進に努めます。
- ③ 外国人が、地域社会での生活において不当に差別されることがないよう、広く地域住民を含む県民への共生の理念の普及啓発に努めます。
- ④ 外国人労働者への不当な差別を防止するため、出入国在留管理庁や労働局などの各関係機関との情報共有体制の充実を図り、雇用主への啓発に努めます。

(2) 外国人も暮らしやすい地域づくり

- ① 外国人が日本で生活するうえで必要な行政情報や生活情報の多言語化を進めるとともに、SNS等の活用など新たな情報発信に努めます。
- ② 外国人の在留手続、雇用、子育てなど様々な悩みに多言語で対応できる一元的な相談体制の整備・充実を図ります。
- ③ 外国人相談員の配置など外国人のニーズに合わせた日本語教育の充実や県内の日本語教室等に関する情報の一元化に努めることで、外国人の日本語学習を支援します。
- ④ 外国人相談員の配置などにより外国人保護者への就学・進学に関する周知・理解の促進を図るとともに、外国人児童生徒に対するキャリア教育支援の充実と教育現場における配慮の徹底に努めます。

(3) 外国人の活動を支援するためのネットワークづくり

- ① (公財)とやま国際センターを中心に、ボランティア、民間国際交流団体など外国人の活動を支援する人材・団体の育成とネットワークづくりを推進し、在住外国人のネットワーク化や主体的な地域交流活動、地域参加を支援します。
- ② 国、県、市町村等の関係機関の連絡調整を円滑に行うため、(公財)とやま国際センターを中心に関係機関の連携を強化するとともに、外国人関係施策への在住外国人の意見の反映に努めます。
- ③ 市町村の多文化共生担当課を対象とした会議を定期的に開催し、連携を強化するとともに、情報共有・意見交換により、外国人関係施策の充実を図ります。

10 刑を終えて出所した人等

刑を終えて出所した人等が、社会的更生を遂げ、健全な社会人として社会復帰するためには、本人の強い意志や家族、地域、職場、学校など周囲の人たちの理解と協力はもとより、社会全

体でその立ち直りを支えることが不可欠です。

刑を終えて出所した人等の更生が円滑に図られ、また、その家族の人権が侵害されることのないよう、偏見や差別の解消に向け、行政、保護司会、更生保護事業協会、更生保護女性連盟等が連携し、社会を明るくする運動等を通じて県民の意識啓発に取り組みます。

また、刑を終えて出所した人等の再犯防止に向け、国や市町村、関係団体等と連携した支援を実施します。

11 インターネットによる人権侵害

(1) 情報モラル等についての啓発活動の推進

インターネット利用者をはじめ広く県民に対して、個人のプライバシーや名誉に関する正しい理解を深めてもらえるよう啓発に努めるとともに、情報流通プラットフォーム対処法等の趣旨を踏まえ、プロバイダ等に対し人権侵害情報の削除など適切な対応を促します。

また、インターネット上の誤った情報、偏った情報をめぐる問題や情報化の進展が社会にもたらす影響、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルについての理解を深める啓発活動の充実を図ります。

(2) 学校における情報モラル等についての理解を深める教育の充実

学校においては、インターネット上の誤った情報や偏った情報をめぐる問題を含めたインターネットとの正しい関わり方について、学習指導要領に盛り込まれている情報モラル教育に加え、人権教育の中でも取り上げ、情報の収集・発信における個人の責任や情報モラルに関する教育の充実を図ります。

12 性的指向、ジェンダーイデンティティ

性的指向及びジェンダーイデンティティの多様性に関する理解が必ずしも十分でないことから、性的少数者は、偏見や差別に苦しんでいる状況にあります。このため、2023（令和5）年6月に制定された「性的指向及びジェンダーイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」を踏まえ、国と連携し、施策の推進に努めます。

(1) 性的指向、ジェンダーイデンティティなど性の多様性に関する理解の促進及び支援体制の整備

性的指向やジェンダーイデンティティなどを理由として困難な状況に置かれている人たちに対する偏見や差別が当事者を苦しめていることを考慮し、このような人たちが直面する課題を認識し、性に対する多様なあり方への理解を深めるため、各種講演会や研修等の開催、啓発資料の配布、県の広報紙やホームページ等の活用等により、広く県民への啓発を行うとともに

に、相談体制の整備その他必要な施策を検討し、支援に努めます。

(2) 学校における相談、支援体制の充実

性同一性障害（性別不合）や性的指向・ジェンダーアイデンティティに係る児童生徒の支援は、最初に相談を受けた者だけで抱え込むことなく、組織的に取り組むことが重要であり、学校内外に「サポートチーム」を作り、「支援委員会」（校内）やケース会議（校外）等を適時開催しながら対応を進めるよう努めます。

また、教職員等の間における情報共有に当たっては、児童生徒が自身のこうした状態を可能な限り秘匿しておきたい場合があること等に留意しつつ、一方で、学校として効果的な対応を進めるためには、教職員等の間で情報共有しチームで対応することは欠かせないことから、当事者である児童生徒やその保護者に対し、情報を共有する意図を十分に説明・相談し理解を得つつ、対応を進めるよう努めます。さらに、学校において、性同一性障害や性的指向・ジェンダーアイデンティティに係る児童生徒への支援を医療機関等と連携して行うとともに、性同一性障害や性的指向・ジェンダーアイデンティティに係る人々に対する差別や偏見をなくすよう努めます。

(3) 企業への啓発

性的指向やジェンダーアイデンティティにかかわらず、職場において行われる性的な言動により、労働者がその労働条件につき不利益を受けることや、労働者の就業環境が害されることは許されません。性的指向やジェンダーアイデンティティは全ての人に関係する概念であり、そのあり方は人によって様々であることから、職場においても性的指向やジェンダーアイデンティティへの理解を深め、差別的言動や嫌がらせが起こらないようにすることが重要です。このため、2019(令和元)年6月に労働施策総合推進法が改正され、労働者の性的指向・ジェンダーアイデンティティについて、当該労働者の了解を得ずに他の労働者に暴露することなどがパワーハラスメントに該当することとなりました。そのため県の広報紙やホームページ等各種媒体を通じて、職場での偏見・嫌がらせの防止、相談窓口の案内など、労働者の働きやすい職場の実現に向けて企業への啓発に努めます。

(4) パートナーシップ宣誓制度の普及・利便性の向上

パートナーシップ宣誓制度は、性的少数者等の皆様の心理的な安全性を高めること、生活の具体的な場面での不都合の解消することを目的に令和5年3月1日から実施しています。

- ① 本制度の県民への普及を図るため、県ホームページの充実や講演会や研修会等における啓発活動に努めます。
- ② 本制度を利用する方々にとって利便性が向上するよう、県内企業や市町村等の協力を得ながら、転居の際の手続きの簡略化やサービスの充実に努めます。

13 災害に起因する人権問題

本県においても地震や大雨等の大規模災害がいつ発生してもおかしくはありません。災害発生時において、プライバシーの確保や、妊産婦、乳幼児、高齢者、病弱な人、障害のある人などの要配慮者や、女性、性的マイノリティ、外国人などに十分配慮した避難所運営が行われるよう、避難所を開設・運営する市町村や地域の住民等と連携し、研修会の開催や訓練の実施等に取り組むとともに、災害時において偽情報やデマに惑わされることなく、正しい情報を入手できるよう、県民向けの防災対策の講座での説明や、県の広報誌やホームページ等の活用等により、啓発に努めます。

14 その他

以上のはか、職業等に対する理由のない偏見や差別、個人情報の流出、ホームレスへの偏見や差別、ひきこもり、自殺問題、北朝鮮当局による拉致問題など人権に関する様々な問題が存在しています。

これらの問題について、県民一人ひとりが正しい認識と理解を深めるよう啓発に努め、人権尊重意識の高揚を図るとともに、日常生活の中からあらゆる偏見や差別をなくしていくための施策の推進に努めます。

また、ホームレスについては、実情に応じて関係機関と連携を図りながら自立を支援します。

第5章 計画の推進

1 基本計画の推進体制

人権教育を広く県民の間に浸透させ、より効果的な人権啓発を行うため、この計画の趣旨等について様々な機会をとらえて周知を図っていく必要があります。

この計画を総合的かつ効果的に推進し、県民の人権尊重意識の高揚をさらに図っていくため、「富山県人権教育・啓発基本計画連絡会議」※53 を設けて、この連絡会議を中心に全庁的な取組みを進めます。

2 国・市町村等との連携

この計画を総合的かつ効果的に推進していくためには、国、県、市町村、企業、団体等がそれぞれの役割に応じ、横断的かつ相互に連携協力することが重要です。

このため、国が実施する啓発事業に積極的に参加、協力するなど、国の施策と連携した取組みを進めます。

また、地域に密着したきめ細かい人権教育・啓発をより一層推進するため、県及び市町村で構成する「富山県人権教育・啓発行政連絡協議会」※54 において、人権教育・啓発のための施策の推進を働きかけるなど助言や情報提供を行い、市町村の取組みを積極的に支援します。

さらに、企業、団体等の自主的な取組みに対しては、講師の派遣、教材や情報の提供を行うとともに、横断的な連携の強化に努めます。

3 基本計画の見直し

人権行政は、長期的な視点で持続的に進める必要があるため、継続的に施策の点検を進めながら、社会情勢等の変化に合わせて、この計画を見直していく必要があります。

このため、人権に関する県民意識調査を実施するなど、この計画の推進状況について逐次必要な点検を行うとともに、人権を取り巻く国の動向や社会情勢の変化等を踏まえ、概ね5年ごとに計画の改定を行います。

〔用語解説、参考統計資料〕

※1 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（A規約）、市民的及び政治的権利に関する国際規約（B規約）（1頁）

1966(昭和41)年12月、国連総会において採択された条約です。世界人権宣言を具体的に条約化したもので、国際人権規約といわれています。

A規約では、労働の権利、社会保障についての権利、教育についての権利などが、B規約では、思想・言論・集会・結社の自由、身体の自由と安全、移動の自由、差別の禁止、法の下の平等などが規定されており、我が国は、1979(昭和54)年6月に批准しています。

※2 あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）（1頁）

人種差別撤廃条約は、人権及び基本的自由の平等を確保するため、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策等を、すべての適当な方法により遅滞なくとることなどを主な内容とします。1965(昭和40)年の第20回国連総会において採択され、1969(昭和44)年に発効。我が国は1995(平成7)年に加入しました。

※3 女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）（1頁）

女子差別撤廃条約は、女子に対する差別が権利の平等の原則及び人間の尊厳の尊重の原則に反し、社会と家族の繁栄の増進を阻害するものであるとの考えのもとに、各締約国が男女の完全な平等の達成を目的として、女子に対するあらゆる差別を撤廃することを基本理念としています。1979(昭和54)年の第34回国連総会において採択され、1981(昭和56)年に発効しました。我が国は、1985(昭和60)年に批准しました。

※4 児童の権利に関する条約（こどもの権利条約）（1頁）

児童の権利条約は、18歳未満を「児童」と定義し、国際人権規約において定められている基本的人権が児童についても保障されるべきことを定めた条約です。1989(平成元)年の第44回国連総会において採択され、1990(平成2)年に発効しました。我が国は1994(平成6)年に批准しました。

※5 ウィーンで開催された国連世界人権会議（2頁）

1993(平成5)年、世界人権宣言採択45周年を機会にこれまでの人権活動の成果を検証し、現在直面している問題、今後進むべき方向を協議することを目的としてオーストリアの首都ウィーンで開催された国際会議です。この会議において、すべての人権が普遍的であり、人権が正当な国際的関心事であることを確認し、人権教育の重要性が強調されています。（ウィーン宣言）

※6 地域改善対策協議会（4頁）

同和行政について政府に対し意見を具申するために、1982(昭和57)年に設置された総務庁（当時）の附属機関です。1996(平成8)年5月に、「同和問題の早期解決に向けた今後の方策の基本的な在り方について」の意見具申を行っています。1997(平成9)年3月に「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」が施行されたことに伴い、この協議会は廃止されました。

※7 人権の世紀（4頁）

1996(平成8)年5月の地域改善対策協議会意見具申に、「今世紀、人類は二度にわたる世界大戦の惨禍を経験し、平和が如何にかけがえのないものであるかを学びました。しかし、世界の人々の平和への願いにもかかわらず、冷戦構造の崩壊後も、依然として各地で地域紛争が多発し、多くの犠牲者を出しています。紛争の背景は一概には言えないが、人種や民族間の対立や偏見、そして差別の存在が大きな原因の一つであると思われます。こうした中で、人類は、「平和のないところに人権は存在しない」、「人権のないところに平和は存在しない」という大きな教訓を得ました。今や、人権の尊重が平和の基礎であるということが世界の共通認識になりつつあります。このような意味において、21世紀は「人権の世紀」と呼ぶことができよう。」と、趣旨が説明されています。

※8 男女共同参画社会（14頁）

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野において活動に参画する機会が確保されることにより、男女が均等に、政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会をいいます。

※9 セクシュアルハラスメント（略して「セクハラ」）（14頁）

相手の意に反した性的な言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布、衆目に触れる場所へのわいせつな写真の掲示など、様々な態様のものが含まれます。

特に、職場におけるセクシュアルハラスメントとは、職場において行われる、労働者の意に反する性的な言動に対する労働者の対応によりその労働者が労働条件について不利益を受けたり、性的な言動により就業環境が害されることとされています。

※10 「夫は仕事、妻は家庭」という考え方（15頁）

2021(令和3)年11月に県が実施した男女共同参画社会に関する意識調査では、

全　　体　　賛成 27.4%、反対 56.3%

男女別内訳　男性の賛成 34.9%、反対 50.5%

女性の賛成 22.0%、反対 60.7%

ちなみにこの意識調査を始めた平成2年には、

全 体 賛成 55.9%、反対 20.2%

男女別内訳 男性の賛成 67.9%、反対 15.7%

女性の賛成 50.4%、反対 22.2%

※11 アンコンシャス・バイアス(15頁)

誰もが潜在的に持っている思い込みのこと。育つ環境、所属する集団の中で無意識のうちに脳にしきこまれ、既成概念、固定観念となっていく。

※12 本県の女性の就業率(15頁)

15歳～64歳女性人口に占める女性就業者数の割合(令和2年国勢調査)

富山県 75.9%、全国 70.6%

※13 女性の管理職への登用率(15頁)

管理的職業従事者(役員等含む)に占める女性の割合(令和2年国勢調査)

富山県 13.3%、全国平均 15.7%

管理的職業従事者(雇用者のみ)に占める女性の割合(令和2年国勢調査)

富山県 9.2%、全国平均 9.8%

本県の数値が全国平均に比べて低い要因として、本県の産業構造の特徴でもある製造業のウエイトが高いことなどが考えられます。

(参考)

県職員における課長級以上の管理職全体に占める女性の割合(令和5年4月)

富山県 18.8%、全国平均 14.5%

学校の校長・教頭に占める女性の割合(令和6年5月)

富山県 43.4%、全国平均 24.9%

※14 賃金面での男女格差(15頁)

決まって支給する現金給与額(令和5年賃金構造基本統計調査)

富山県 男性 320.1千円、女性 245.8千円

全国 男性 350.9千円、女性 262.6千円

※15 男性に比べて女性の非正規職員の割合が高い状況（15頁）

富山県の男女別の正規・非正規職員の割合（令和4年就業構造基本調査）

男性 正規職員 80.1%、非正規職員 19.9%

女性 正規職員 53.9%、非正規職員 46.1%

※16 DV（ドメスティック・バイオレンス、Domestic Violenceの略）（15頁）

DVとは、一般的に夫や恋人など親密な関係にある者からの暴力をいいます。DVには、身体的暴力（殴る、蹴る、物を投げつけるなど）のほか、精神的暴力（どなる、無視する、行動を束縛するなど）、経済的暴力（生活費を渡さない、働くことを妨害するなど）、性的暴力（見たくないポルノ雑誌を見せる、中絶を強要するなど）などさまざまな形の暴力がみられます。

※17 デートDV（16頁）

DV（※16 参照）のうち、恋人同士など親密な関係にある若者間での暴力をデートDVと呼んでいます。

※18 被害が顕在化（16頁）

県民共生センター及び女性相談支援センターにおける暴力問題に関する相談件数

平成30年度 3,092件、令和2年度 3,860件、令和5年度 3,608件

※19 JKビジネス問題（16頁）

児童の性を売り物とする営業の一つで、主として「JK」、すなわち「女子高校生」などの児童を雇い、表向きには性的なサービスを行わない健全な営業を装いながら、「裏オプション」等と称し、性的なサービスを客に提供させるものです。

※20 核家族化や少子化、共働き家庭の増加（18頁）

富山県の核家族世帯の割合（国勢調査）

平成17年 53.4% ⇒ 平成27年 55.2% ⇒ 令和2年 55.0%

富山県の出生数（厚生労働省「人口動態統計」）

平成10年 10,117人 ⇒ 平成20年 8,709人 ⇒ 平成30年 6,846人 ⇒ 令和5年 5,512人

富山県の共働き率（国勢調査）

平成17年 56.8% ⇒ 平成27年 55.9% ⇒ 令和2年 58.3%

※21 児童虐待（18頁）

富山県の児童相談所における児童虐待相談対応件数（児童相談所が相談や通告を受け指導や措置等の対応を行った件数で、結果的に虐待と認められなかつたものを含む）

平成30年度 848件 ⇒ 令和2年度 1,035件 ⇒ 令和4年度 1,044件

※22 富山県の高齢化（20頁）

高齢化率（総人口に占める65歳以上の人口の割合）（令和4年度）

富山県 32.9%、全国 29.0%

※23 富山県内の介護を要する高齢者の割合（20頁）

平成12年4月 9.9%、令和4年度 19.3%、令和7年度推計20.4%

※24 認知症（20頁）

共生社会の実現を推進するための認知症基本法では、認知症を「アルツハイマー病その他の神経変性疾患、脳血管疾患その他の疾患により日常生活に支障が生じる程度にまで認知機能が低下した状態」と定義しています。

※25 富山県における年齢別の有効求人倍率（21頁）

年齢別常用職業紹介状況（パートタイムを含み、新規学卒を除く）

19歳以下 20～24歳 25～29歳 30～34歳 35～39歳 40～44歳

1.90 1.98 1.97 1.88 1.83 1.72

45～49歳 50～54歳 55～59歳 60～64歳 65歳以上

1.46 1.46 1.46 1.00 1.00

（富山労働局「令和4年度 業務概況（資料編）」）

※26 障害者雇用率制度（24頁）

この制度は、障害者の雇用の場を確保するため、常用労働者の数に対する一定割合（法定雇用率）に相当する数以上の身体障害者、知的障害者又は精神障害者を雇用する義務を事業主に課すものです。

[障害者雇用率]

- ・民間企業

一般の民間企業 令和3年3月2.3% ⇒ 令和6年4月2.5% ⇒ 令和8年7月2.7%

特殊法人等 令和3年3月2.6% ⇒ 令和6年4月2.8% ⇒ 令和8年7月3.0%

- ・国及び地方公共団体

国、地方公共団体 令和3年3月2.6% ⇒ 令和6年4月2.8% ⇒ 令和8年7月3.0%

教育委員会 令和3年3月2.5% ⇒ 令和6年4月2.7% ⇒ 令和8年7月2.9%

※27 後天性免疫不全症候群（AIDS）（26頁）

ヒト免疫不全ウィルス（HIV）に感染し、数年～十数年を経て免疫が低下することによる日和見感染症などを発症した状態をいいます。

HIV感染症の主な感染経路は、①性的接触、②注射器の共用やウイルスの混入した血液製剤の注射、③母子感染 の三つに大別されます。入浴や食器の共用など、通常の日常生活で感染することではなく、また、性的接触の場合もコンドームの使用など注意事項を守ることにより、感染を防ぐことができます。

※28 ハンセン病（27頁）

らい菌によって起こる感染症ですが、らい菌に感染しただけでは発病する可能性は極めて低く、発病した場合でも治療法が確立されており、完治する病気です。しかし、発病した患者の外見上の特徴から、古くから特殊な病気として扱われ、患者とその家族は多くの差別や偏見を受けてきました。

※29 えせ同和行為（33頁）

同和問題に対する誤った意識に乗じて、例えば、同和問題に関する知識が足りないことを理由に高額な書籍を売りつけるなど、同和問題を口実として不当な利益を得ようとする行為です。

※30 同化政策（34頁）

明治政府が北海道開拓を進める中、本州などからの移民を奨励するにあたり、アイヌ民族の伝統的生活を支えてきた狩猟、漁労を制限、禁止し、農民として同化させようとしたほか、アイヌ語の使用や独自の風習を禁止しました。

※31 ガイドライン（39頁）

プロバイダ責任制限法の趣旨を踏まえ、通信関連団体や著作権・商標権関連の団体等で構成する「プロバイダ責任制限法ガイドライン等検討協議会」により、「名誉毀損・プライバシー関係ガイドライン」が2002(平成14)年5月に策定されました。(2022(令和4)年6月改定)

本ガイドラインについては、プロバイダ責任制限法第3条等を踏まえ、特定電気通信による情報の流通により名誉を棄損され、またはプライバシーを侵害された者又はその代理人からの送信防止措置の要請に対して、プロバイダ等のとるべき行動基準を明らかにすることを通して、プロバイダ等による迅速かつ適切な対応を可能とするための実務上の指針とされています。

併せて、2007(平成19)年2月には、プロバイダ責任制限法の趣旨を踏まえ、発信者情報開示請求の手続きや判断基準等を可能な範囲で明確化した「発信者情報開示関係ガイドライン」

が策定されています。(2022(令和4)年9月改定)

※32 ジェンダー・アイデンティティ (40頁)

性的指向及びジェンダー・アイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律においては、「ジェンダー・アイデンティティとは、自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識」と定義されており、その性質は、本人のその時々の主張を指すものではなく、自身の性別についてのある程度の一貫性を持った認識を指すものと解されています。

※33 国際疾病分類 (41頁)

国際疾病分類の正式名称は、疾病及び関連保健問題の国際統計分類 (International Statistical Classification of Diseases and Related Health Problems : 略してICD) です。

世界保健機関 (World Health Organization, WHO) が作成する国際的に統一した基準で定められた死因及び疾病の分類です。

前回1990年にWHOで採択されて以来、約30年ぶりに改訂（第11回）されました。

我が国では、統計法に基づく統計基準として「疾病、傷害及び死因の統計分類」を告示し、公的統計（人口動態統計等）において適用している。また、医学的分類として医療機関における診療録の管理等においても広く活用されています。

※34 日本GI（性別不合）学会 (41頁)

日本GI（性別不合）学会は、性別不合に関する研究の推進、知識の向上につとめるなどを目的に1999（平成11）年3月21日設立されました。

2024（令和6）年3月17日に開催された総会で名称を「GID（性同一性障害）学会」から「日本GI（性別不合）学会」への改名が正式に発表されました。

※35 L G B T、様々な性のあり方 (41頁)

L G B Tとは、レズビアン (Lesbian (女性の同性愛者))、ゲイ (Gay (男性の同性愛者))、バイセクシャル (Bisexual (両性愛者))、トランスジェンダー (Transgender (身体と心の性が一致しないため身体の性に違和感を持ったり、心の性と一致する性別で生きたいと望む人)) の頭文字をとって組み合わせた表現です。

性のあり方は、このほかにも、クエスチョニング (Questioning (自身の性が決められない、分からぬ、または、決める人)) やアセクシャル (Asexual (男性・女性どちらにも恋愛感情や性的な欲求を持たない人))、エックスジェンダー (Xgender (心の性を男性・女性のいずれとは明確に認識していない人)) など、色に例えると「グラデーション」のように様々な性

のあり方が存在します。

また、性的指向 (Sexual Orientation) とジェンダー・アイデンティティ (Gender Identity) の頭文字をとった S O G I という表現もあります。

「さまざまな調査から、人口の約 5 %は L G B T (L G B T 以外のセクシャルマイノリティも含めれば約 8 %) であると推定されています。」(「みんなが自分らしく性の多様性を考える」((公財)人権教育推進センター))

※36 社会教育主事 (49頁)

教育委員会事務局に配置される専門的職員です。社会教育行政の企画や実施にあたるとともに、社会教育に携わる人々に対し、専門的、技術的な助言と指導を行う者で、一定の資格が必要とされています。

※37 社会に学ぶ『14歳の挑戦』 (50頁)

中学 2 年生、義務教育学校 8 年生が 5 日間、学校外での職場体験活動や福祉・ボランティア活動などに参加することにより、規範意識や社会性を高め、将来の自分の生き方を考えるなど生涯にわたってたくましく生き抜く力を身につけることをねらいとして、平成 11 年度から富山県で実施している事業です。

この事業では、事業所や福祉施設など実際の社会の中に身を置き、その一員として活動することを通して、働くことの喜びや苦しさ、認められたり感謝されたりすることの喜び等を味わうとともに、挨拶や言葉遣いの大切さ、社会生活におけるルールの必要性、学ぶことや生きることの意義等を感じとることを期待しています。

※38 親学び講座 (50頁)

身近に起こりうる事例を取り上げた「親を学び伝える学習プログラム」を活用し、親の役割やこどもとのかかわり方について、グループワークを通じて学ぶ本県独自の講座

※39 ケースワーカー、ホームヘルパー、ケアマネジャー (51頁)

○ケースワーカー

社会生活上の困難や問題を抱え、専門的なサービスを必要としている相談者に対して、社会福祉の立場から、その個別事情に即して具体的援助を与える専門家で、社会福祉事務所などに配置されています。

○ホームヘルパー（訪問介護員）

心身に障害のある方や高齢者など要介護者等の自宅を訪問して、身体介護（入浴・排泄・食事等の介護）や生活援助（日常生活上の世話）をする人のことで、介護福祉士の資格を取得す

るか、都道府県指定の養成研修機関等で実施している介護員養成研修を修了する必要があります。

○ケアマネジャー（介護支援専門員）

介護保険法に基づく資格で、要介護者等からの相談に応じ、要介護者等の心身の状況に応じて適切な在宅サービスや施設サービスが総合的・効率的に提供されるよう支援するために、市町村、事業者及び施設との連絡調整を図り、介護サービス計画書（ケアプラン）を作成するなど、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な専門知識を有する者をいいます。

※40 パワーハラスメント（略して「パワハラ」）（53頁）

職場におけるパワーハラスメントとは、職場において行われる

- ①優越的な関係を背景とした言動であって、
- ②業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより、
- ③労働者の就業環境が害されるもの

であり、①から③までの3つの要素を全て満たすものをいいます。

また、労働者の性的指向・ジェンダーアイデンティティについて、当該労働者の了解を得ず
に他の労働者に暴露することは、パワーハラスメントの代表的な言動の6類型の中の「個の
侵害」に、また、侮辱的な言動をすることは、「精神的な攻撃」に該当することとされました。

※41 人権啓発活動ネットワーク協議会（55頁）

人権啓発活動ネットワーク協議会は、都道府県単位（北海道は、法務局・地方法務局の管轄区域単位）で、法務局・地方法務局、都道府県人権擁護委員連合会及び都道府県等により構成され、相互に連携・協力して、当該都道府県内における各種人権啓発活動を総合的に推進することを目的として設置されています。

※42 男女共同参画推進員（56頁）

県民の協力を得て男女共同参画の推進を図るため、県が各地域に男女共同参画推進員を配置しているもので、男女共同参画計画の普及啓発や男女共同参画に関する施策推進に協力するなどの役割を担っています。

※43 「とやま女性活躍企業」（56頁）

企業の成長とウェルビーイングの実現に向けて、女性が活躍する県内企業等を県が認定し、
公表することにより、女性が活躍しやすい職場づくりを後押しする認定制度です。

※44 要保護児童対策地域協議会 (58頁)

児童虐待は、養育上の悩み、家族の地域からの孤立、夫婦関係の不和、経済的な問題、家族の病気、親の生い立ちなど、様々な問題が複雑に絡み合って発生します。そこで、虐待を受けているこどもをはじめとする要保護児童を早期に発見し、きめ細やかな支援を行うため、県(児童相談所、厚生センター)、市町村(家庭児童相談窓口、保健センター)、医療機関、学校、警察、民生・児童委員など関係機関や地域が必要な情報や考え方を共有し、支援内容などを協議するために県や市町村が設置する組織で、児童福祉法に規定されています。

※45 地域包括支援センター (59頁)

高齢者が住み慣れた地域において尊厳あるその人らしい生活を継続できるよう地域全体で支援する「地域包括ケア」の中核的役割を担うことを目的に、2006(平成18)年4月から市町村(介護保険者)を責任主体として設置された機関です。

このセンターには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員等の専門職種が配置され、①介護予防のマネジメント業務、②高齢者に対する総合的な相談・支援業務、③虐待の防止など権利擁護業務、④ケアマネジャーの支援業務を一体的に実施し、高齢者の介護予防の支援や自立した日常生活の継続を包括的・継続的に支援します。

※46 成年後見制度 (59頁)

判断能力の不十分な成年者を保護するため、一定の場合に、本人の行為能力を制限すると共に、本人のために法律行為を行い、または本人による法律行為を助ける者を選任する制度で、2000(平成12)年4月、旧来の禁治産・準禁治産制度にかわって設けられました。裁判所の審判による「法定後見」と、本人が判断能力が十分なうちに候補者と契約をしておく「任意後見」とがあります。

※47 高齢者虐待防止ネットワーク (59頁)

高齢者虐待防止を目的に、市町村や地域包括支援センターを中心として、自治会、ボランティア、ケアマネジャー、警察、医療機関、相談機関などによって構成されるネットワークです。

虐待の相談は、複雑な要因がからみあっていることが多く、その対応も高度な相談援助技術が必要なため、地域包括支援センターで受けた相談に対して、関係機関相互の連携協力の中で対応していくというものです。

※48 富山型デイサービス (59頁)

1993(平成5)年に富山市内でスタートした民間デイサービス「このゆびと一まれ」がはじまりの小規模多機能型デイサービスで、民家等を使って、赤ちゃんからお年寄りまで障害の

有無に関わらず家庭的な雰囲気の中で一緒にケアするスタイルが富山県から全国へ広まったことから、「富山型」と呼ばれるようになりました。

※49 認知症高齢者グループホーム（59頁）

少人数の認知症高齢者が、食事や身の回りのことを職員とともにを行いながら、家庭的な環境の中で共同生活するサービスです。

※50 パーソンセンタードケア（59頁）

パーソンセンタードケアとは、認知症の人を1人の人として尊重し、その人の視点や立場に立って理解し、ケアを行おうとする認知症ケアで、認知症の人の行動や状態を、疾患、性格傾向、生活的、健康状態、心理、社会的背景など多角的な面から捉え理解しようとするものです。

※51 ユニバーサルデザイン（Universal Design）（60頁）

文化・言語の違い、老若男女といった差異、障害・能力の如何を問わずに利用することができる施設・製品・情報の設計（デザイン）をいいます。

バリアフリーの考え方をさらに進展させた「できるだけ多くの人が利用可能であるようデザインすること」が基本で、デザイン対象を障害のある人に限定していない点が一般に言われるバリアフリーと異なります。

※52 らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日（64頁）

厚生労働省において、平成21年度からハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律の施行日である6月22日を「らい予防法による被害者の名誉回復及び追悼の日」と定め、追悼、慰靈及び名誉回復の行事が行われています。

※53 富山県人権教育・啓発基本計画連絡会議（71頁）

人権教育国連10年富山県行動計画連絡会議に代わって、新たに「富山県人権教育・啓発に関する基本計画」を総合的かつ効果的に推進し、県民の人権尊重意識の高揚等を図っていくために設置する富山県府内部の部局連絡会議です。富山県生活環境文化部次長（人権担当）を座長とし、人権関係課長で構成します。

※54 富山県人権教育・啓発行政連絡協議会（71頁）

富山県人権教育・啓発行政連絡協議会は、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律の趣旨にのっとり、県及び県内市町村がその役割を相互に認識し、情報の交換等を通じて密接な連携・協力を図ることによって、人権教育・啓発を総合的かつ効果的に推進することを目的に、平成

14年4月に設置されています。富山県生活環境文化部次長（人権担当）を会長とし、県及び市町村の人権主管課長をもって構成しています。